



幼稚園事務の手引き



令和7年4月

栃木県こども政策課



まえがき

学校教育の一翼を担う私立幼稚園及びその設置者としての学校法人には、当然のことながら公共性が期待され、学校教育法、私立学校法等の関係法令等により、認可申請、届出、報告等多くの事務手続きが義務付けられています。

本県では、幼稚園関係者の皆様に私立幼稚園事務について理解を深めていただくとともに、認可申請、各種届出等の事務手続の際の利用に供することを目的として、昭和62年3月に「私立幼稚園事務の手引き」を作成し、その後、関係法令等の改正に併せ、逐次改訂を行ってきたところです。

子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行となり、私立幼稚園を含む教育・保育施設等を取り巻く環境が大きく変化しましたが、独自の建学の精神を掲げ、特色ある教育活動を展開する私立幼稚園は、今後も重要な役割を担うものであります。

本書が、引き続き私立幼稚園、学校法人事務担当者並びに関係する方々に広く利用され、変化の激しい時代にあって、学校経営という困難な舵取りを任された方々の一助になれば幸いと存じます。

令和7年4月

こども政策課

目 次

第1編 私立幼稚園・学校法人の管理運営

第1章 幼稚園の管理と運営

1	私立学校と学校法人.....	2
2	私立学校の認可設置.....	2
3	私立幼稚園の性格及び所轄庁との関係.....	2
4	事務処理と備付表簿.....	3
5	教員・園長について.....	4
6	私立幼稚園に必要な施設・整備について.....	6
7	園地・園舎の考え方.....	6
8	保健・安全管理について.....	8
9	自己評価、情報提供等.....	11
10	災害状況報告について.....	12
11	幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れについて.....	12

第2章 学校法人の管理と運営

1	学校法人の定義.....	13
2	学校法人の設立.....	13
3	私立学校と学校法人の関係.....	13
4	学校法人の資産.....	14
5	学校法人の登記.....	14
6	学校法人の収益事業.....	14
7	学校法人の解散、合併.....	16
8	学校法人の機関.....	16
9	理事選任機関.....	17
10	理事.....	17
11	理事会.....	20
12	監事.....	21
13	評議員.....	23
14	評議員会.....	24
15	会計監査人.....	25
16	役員等選任の手続き.....	26
17	学校法人が備え付けるべき表簿.....	30
18	財務情報の公開.....	30
19	学校法人の諸規程類について.....	31
20	学校法人に対する指導等.....	32
21	学校法人の規程の体系図.....	33
22	学校法人の組織図.....	34

第3章 私学の税制

1	学校法人が納付すべき税に係る特例.....	35
2	学校法人に対して寄付を行う者に対する特例.....	36

3	その他	38
4	私学関係税制の概要一覧	40

第4章 会計処理

1	会計年度	41
2	予算及び事業計画	41
3	予算の執行	42
4	決算及び事業の実績	42
5	会計処理等について	42

第2編 私立幼稚園に係る届出・認可について

1	幼稚園を新たに設置する場合	45
2	幼稚園の定員を変更する場合	45
3	幼稚園を移転する場合	46
4	幼稚園園舎の増・改築を行う場合	46
5	幼稚園園地を変更する場合	47
6	毎年必ず行わなければならない届出	47
7	理事、監事及び評議員の改選に伴う届出	47
8	納付金の変更や学級数の変更等に伴う届出等	47
9	園長の変更に伴う届出	48
10	学校法人・幼稚園に関する登記事項及びその他の事項一覧	49
11	私立幼稚園・学校法人に係る認可・届出等関係一覧表	50

～別冊1～

第3編 主な届出等の記載例

1	園則変更届	2
2	園長採用届	5
3	登記済届	9
4	理事就任届	11
5	監事就任届	14
6	評議員就任届	17
7	理事（監事・評議員）退任届	20
8	園地変更届	22
9	園舎変更届	24
10	事業計画	27
11	事業実績	30
12	事業報告書	33
13	監査報告書	36

第4編 各種様式

1	学校設置認可申請書（別記様式第1号）	38
2	学校廃止認可申請書（別記様式第2号）	43
3	設置者変更認可申請書（別記様式第3号）	44

4	収容定員に係る学則変更認可申請書（別記様式第3号の2）	46
5	目的変更届（別記様式第8号）	48
6	名称変更届（別記様式第9号）	49
7	位置変更届（別記様式第10号）	50
8	学則変更届（別記様式第11号）	51
9	経費の見積り及び維持方法変更届（別記様式第12号）	52
10	校地変更届（別記様式第15号）	53
11	校舎変更届（別記様式第16号）	54
12	校長採用届（別記様式第21号）	56
13	寄附行為認可申請書（別記様式第25号）	57
14	寄附行為の補充請求書（別記様式第26号）	59
15	一時理事の職務を行うべき者に係る選任請求書（別記様式第26号の2）	60
16	一時監事の職務を行うべき者に係る選任請求書（別記様式第26号の3）	61
17	一時評議員の職務を行うべき者に係る選任請求書（別記様式第26号の4）	62
18	寄附行為変更認可申請書（別記様式第27号）	63
19	寄附行為変更届（別記様式第27号の2）	64
20	学校法人解散認可申請書（別記様式第28号）	65
21	学校法人解散届（別記様式第29号）	66
22	清算人選任申立書（別記様式第29号の2）	67
23	学校法人合併認可申請書（別記様式第30号）	68
24	清算中に就職した清算人届（別記様式第31号）	70
25	清算終了届（別記様式第32号）	71
26	学校法人財務諸表届（別記様式第32号の2）	72
27	収支予算変更届（別記様式第32号の3）	73
28	学校法人組織変更認可申請書（別記様式第33号）	74
29	登記済届（別記様式第34号）	76
30	理事（監事・評議員・会計監査人）就任（退任）届（別記様式第35号）	77
31	登録免許税非課税証明願	78
32	園舎の増改築に係る事業計画書	79
33	特定公益増進法人であることの証明申請書	81
34	税額控除に係る証明申請書	84
35	相続税の非課税に係る証明申請書	85
36	人的被害に関する報告・物的被害に関する報告	87

～別冊2～

第5編 参考資料

1	幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）	2
2	栃木県私立幼稚園設置認可審査基準	5
3	学校法人寄附行為作成例	7
4	私立幼稚園園則作成例	31
5	私立学校関係法施行細則（昭和31年栃木県規則第45号）	38
6	学校保健安全法	42
7	理事会開催通知作成例	47

8	理事会議事録作成例.....	49
9	学校教育法施行規則抜粋（園長等の資格要件）.....	50
10	幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について	51

第1編 私立幼稚園・学校法人の管理運営

第1章 幼稚園の管理と運営

1 私立学校と学校法人

(1) 「私立学校」の定義

「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいいます。(私立学校法第2条第3項)
なお、学校法人以外の者によって設置された個人立等の幼稚園(学校教育法附則第6条)は、ここでいう「私立学校」には含まれませんが、一定の規定の適用については、当分の間、私立学校に含まれることとされています。(私立学校法附則第11項。)

(2) 学校法人の定義

「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される法人をいいます。(私立学校法第3条)

(3) 学校法人の設立

学校法人を設立しようとする者は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類、名称等所定の事項を定めた上、知事の認可を受けなければなりません。(私立学校法第23条、第24条)

(4) 私立学校と学校法人の関係

学校法人は、私立学校を設置運営する主体であり、学校法人は私立学校を管理し、私立学校の経費を負担するとともに、権利業務の主体となります。

2 私立学校の設置認可

(1) 私立学校を設置しようとするときは、当該私立学校の所轄庁に対し、学校法人の寄附行為(変更)認可申請を行うと同時に、当該私立学校の設置認可申請を行い、設置認可を受けることが必要となります。(学校教育法第4条)

(2) 設置認可に当たっては、文部科学大臣の定める設置基準及びこれに基づいて知事が定める審査基準等に従って審査することになります。(学校教育法第3条)

なお、知事はあらかじめ私立学校審議会の意見を聴取します。(私立学校法第7条)

3 私立幼稚園の性格及び所轄庁との関係

(1) 幼稚園は、小学校、中学校、高等学校、大学等と同様に「学校」であり、学校法人によって設置される学校を「私立学校」といいます。(学校教育法第1条、第2条第2項)

(2) 私立学校は、①自主性の尊重、②公共性の高揚を二大理念とし、設置者の建学の精神に基づき、特色ある教育を行っています。(私立学校法第1条)

(3) 私立幼稚園が学校教育機関としての責任を果たすためには、学校教育法、私立学校法

等関連法令の定めるところにより、適正に管理・運営されなければなりません。

(4) 私立幼稚園の所轄庁は都道府県知事です。(私立学校法第4条)

[都道府県知事の主な権限]

- ① 私立幼稚園の設置廃止、設置者の変更、収容店員に係る学則(園則)の変更の認可を行うこと。(学校教育法第4条第1項)
- ② 私立幼稚園が法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定に基づく知事の命令に違反したとき、又は6か月以上授業を行わなかったときに幼稚園の閉鎖を命ずること。(学校教育法第13条)
- ③ 私立幼稚園に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めること。(私立学校法第6条)
- ④ 目的、名称、位置、学則(園則)又は経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき、園地、園舎等に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするときにその旨を届け出させること。(学校教育法施行令第27条の2)

4 事務処理と備付表簿

- (1) 私立幼稚園は、学校教育法、私立学校法その他の関係法令等に基づき管理・運営されなければなりません。これらの法令に基づく認可、届出事項については、事務処理に遺漏のないようしなければなりません。
- (2) 幼稚園に備え付けなければならない書類については、概ね次のとおりであると定められています。(学校教育法施行規則第28条第1項)
 - ① 学校に関係のある法令
 - ② 園則(学則)、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び幼稚園日誌
 - ③ 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級及び時間表
 - ④ 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
 - ⑤ 入園者の選抜及び成績考査に関する表簿
 - ⑥ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
 - ⑦ 往復文書処理簿
- (3) 保存年限(学校教育法施行規則第28条第2項)
 - ① 幼稚園幼児指導要録のうち入園、卒園等の学籍に関する記録 20年間
 - ② その他の表簿 5年間

(4) 指導要録（学校教育法施行規則第24条）

- ① 園長の指導要録の作成義務
- ② 指導要録の抄本又は写しを進学先の校長に送付
- ③ 転園した場合、転園先の園長に送付

5 教員・園長について

(1) 幼稚園に置かなければならない教職員の種類とその職務は、学校教育法（同法施行規則を含む。）及び学校保健安全法等の法令、また学校教育法に基づいて定められた幼稚園設置基準の定めがあります。

- ① 園長 = 園務を司り、所属職員を監督する
- ② 副園長 = 園長を助け、命を受けて園務を司る
- ③ 教頭 = 園長及び副園長を助け、園務を整理し及び必要に応じ幼児の保育を司る
- ④ 主幹教諭 = 園長、副園長及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育を司る
- ⑤ 指導教諭 = 幼児の保育を司り、教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う
- ⑥ 教諭 = 幼児の保育を司る
- ⑦ 助教諭 = 教諭の職務を助ける
- ⑧ 講師 = 教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する
- ⑨ 養護教諭 = 児童の養護を司る

(2) 幼稚園には、園長、教頭、各学級毎に少なくとも専任の教諭1人を置かなければなりません。ただし、副園長を置くとき、その他特別の事情があるときは教頭を置かないことができます。

（学校教育法第27条第1項、同条第3項、幼稚園設置基準第5条第1項）

(3) 幼稚園には園長、教頭、教諭のほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭、その他必要な職員を置くことができます。

（学校教育法第27条第2項）

(4) 特別の事情があるときには、各学級毎に置かなければならない専任の教諭は、専任の副園長又は教頭が兼ねたり、その幼稚園の学級数の3分の1の範囲内で専任の助教諭若しくは講師を充てることができます。（幼稚園設置基準第5条第2項）

(5) 専任でない園長を置く幼稚園については、各学級毎に1人以上置かなければならない専任の教諭、助教諭若しくは講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師の何れか1人を置くことが原則です。

(幼稚園設置基準第5条第3項)

(6) 幼稚園には、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければなりません。(幼稚園設置基準第6条)

(7) 園長の資格

学校教育法施行規則第20条、第21条、第22条

(8) 副園長及び教頭の資格

学校教育法施行規則第23条(園長の資格と同様)

※(7)及び(8)については、別冊2 P50「学校教育法施行規則 抜粋」を参照

教員免許更新制度等について

1 教員免許更新制度は平成21年4月から制度が導入されましたが、令和4年7月から制度は解消されました。このことから、下記の取扱いになります。

・教員免許の有効期限が令和4年7月1日以降→更新不要

(もしくは、有効期限が記載されていない場合)

・教員免許の有効期限が令和4年7月1日より前→失効 ※申請により再授与が可能

2 学校法人は、教員について以下の事由に該当する場合は、こども政策課に報告をしなければなりません(教育職員免許法第14条の2)。

※ 様式は任意です。該当教員の氏名、生年月日、教員免許状の種類番号・取得年月日・授与権者を御報告願います。

①以下のいずれかに該当

・拘禁刑以上の刑に処せられた者

・日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

②教員を解雇した場合において、解雇事由が以下に該当すると思料される

・懲戒免職の事由に相当する事由

・分限免職の事由に相当する事由

6 私立幼稚園に必要な施設・設備について

私立幼稚園の設置基準については、「幼稚園設置基準」（別冊2 P2参照。）があり、幼稚園を設置する者が従わなければならない「設置の基準」であるとともに、幼稚園設置後もこれを基準として幼稚園教育の水準の維持、向上を図らなければなりません。

- (1) 幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で通園に安全な環境にあり、また施設・設備等は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。
(幼稚園設置基準第7条)
- (2) 園舎は2階建以下が原則です。2階建とする場合及び特別な事情で3階建以上とする場合も、保育室、遊戯室及び便所は第1階に置かなければなりません。ただし、耐火構造で幼児の退避上必要な施設を備えるものであれば、これらを第2階に置くこともできます。(幼稚園設置基準第8条第1項)
- (3) 園舎と運動場は同一敷地内又は隣接する位置にあることを原則とします。(幼稚園設置基準第8条第2項)
- (4) 幼稚園には、職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所及び飲料水用・手洗い用・足洗い用設備を備えること。(幼稚園設置基準第9条第1項)
- (5) 保育室の数は、学級数を下らないこと。(幼稚園設置基準第9条第2項)
- (6) 飲料水の水質は、衛生上無害であること。(幼稚園設置基準第9条第4項)

7 園地・園舎の考え方

《園 舎》 幼稚園の施設のうち幼児の経験や活動に必要なスペースと、管理・運営に必要なスペースのうち、屋根で被われており、かつ、壁等により風雨を防ぎえる部分を指します。

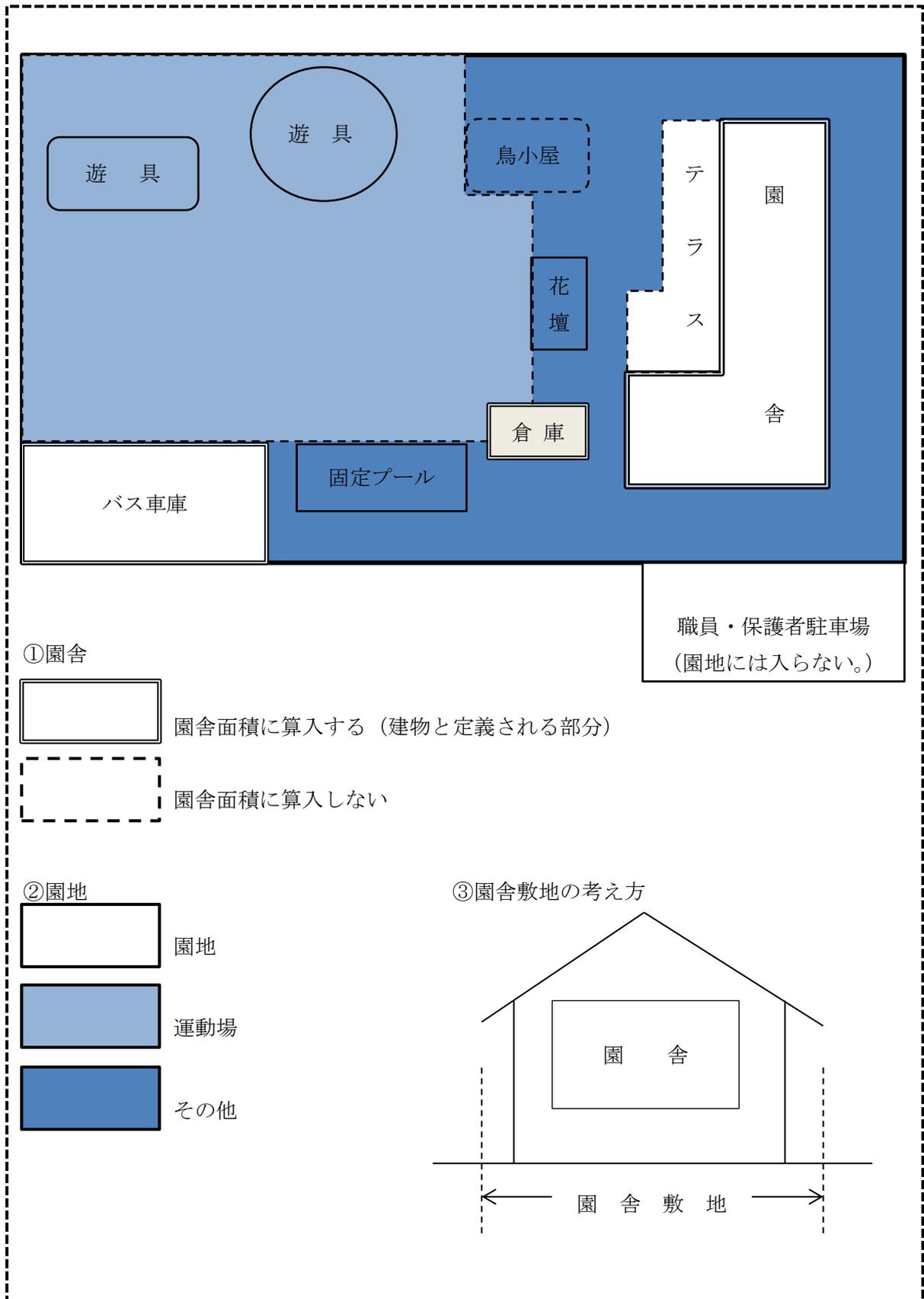
※ 温室、家畜小屋、鳥小屋等の飼育栽培用の施設設備等は一般には園舎に含めません。

《運動場》 運動場の範囲は、①平坦な広場、②固定遊具を設置する場所、③起伏のある場所を含みます。

《園 地》 幼稚園の園地の面積には、園舎敷地や運動場のほかに、①中庭、裏庭等建物に付随した部分、②園児の登降園等のための部分等が含まれます。

〔園地面積〕－〔園舎敷地面積〕が運動場面積ではありません。

○ 園地・園舎面積の考え方について（具体的事例）



○ 園舎面積・運動場面積早見表

(参考)

(単位：㎡)

区分 \ 学級数	2	3	4	5	6	7	8	9
園舎面積	320	420	520	620	720	820	920	1,020
運動場面積	360	400	480	560	640	720	800	880

区分 \ 学級数	10	11	12	13	14	15	16	17
園舎面積	1,120	1,220	1,320	1,420	1,520	1,620	1,720	1,820
運動場面積	960	1,040	1,120	1,200	1,280	1,360	1,440	1,520

○ 栃木県私立幼稚園設置認可審査基準（別冊2 P5参照）

- ① 保育室の標準面積 52.89㎡（16坪）（第8条第5項）
- ② 遊戯室の標準面積 99.17㎡（30坪）（第8条第5項）
- ③ 園地は原則として自己所有とするが、やむを得ず借用とする場合には、国及び地方公共団体等からの借用を除き、借用期間が20年以上で、借用について原則として地上権若しくは賃借権の設定登記又は公正証書の作成が必要（第8条第2項）

8 保健・安全管理について

幼稚園における保健、安全管理については、「学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない」（学校教育法第12条）との規定があり、具体的な定めが学校保健安全法（別冊2 P26参照）にあります。

(1) 幼稚園の保健安全管理の一般的事項

- ① 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置
- ② 学校保健計画、学校安全計画及び危険等発生時対処要領の策定
- ③ 環境衛生の維持
- ④ 学校環境安全の維持
- ⑤ 園児及び教職員の健康診断の実施
- ⑥ 園児の健康に関する健康相談の実施
- ⑦ 感染症の予防の実施

(2) 園児は、身体的諸機能が未熟であり、危険に対する注意力や判断力が乏しく病気に対する抵抗力も弱いため、安全や健康に対する配慮が不可欠です。そのため、幼稚園にお

いては、「学校保健計画」及び「学校安全計画」を策定し、実施しなければなりません。
(学校保健安全法第5条、同法第27条)

また、「危険等発生時対処要領」は、事故災害等から児童生徒等の安全を確保するために作成し、訓練の実施等、必要な措置を講ずるものとされています(同法第29条)。

① 学校保健計画

学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものです。学校保健計画には、ア) 園児及び教職員の健康診断、イ) 環境衛生検査、ウ) 園児等に対する指導に関する事項を必ず盛り込まなければなりません。

② 学校安全計画

学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものです。学校安全計画には、ア) 学校の施設設備の安全点検、イ) 児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、ウ) 教職員に対する研修に関する事項を必ず記載しなければなりません。

特に、学校の施設設備の安全点検については、施設設備の不備や危険箇所の点検及び確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置を講ずることが求められています。(学校保健安全法第28条)

③ 危険等発生時対処要領

危険等発生時対処要領は、学校において児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時に職員がとるべき具体的内容及び手順を定めるもので、校長は要領の職員への周知、訓練の実施等の必要な措置を講ずるものとされています。

(3) 園児の健康診断(学校保健安全法第13条、同法施行規則第5条)

園児の健康診断は、毎学年定期(6月30日まで)に行わなければなりません。

ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けられなかった幼児に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行います。

また、必要がある場合は、臨時の健康診断を実施することになっています。

① 検査項目(学校保健安全法施行規則第6条)

- ア 身長及び体重 イ 栄養状態
- ウ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の常態
- エ 視力及び聴力 オ 眼の疾病及び異常の有無
- カ 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無 キ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

- ク 心臓の疾病及び異常の有無（心電図検査を除くこと可）
- ケ 尿（蛋白、糖について実施するが、糖を除くこと可）
- コ その他の疾病及び異常の有無

※胸囲及び肺活量、背筋力、握力等を加えること可

② 健康診断票の作成（学校保健安全法施行規則第8条）

- ア 5年間保管
- イ 進学先の校長へ送付
- ウ 転校先の校長へ送付

③ 事後措置（学校保健安全法施行規則第9条）

- ア 21日以内に結果を保護者へ通知
- イ 疾病の予防措置を行う
- ウ 医療・検査等を受けるよう指示

(4) 教職員の健康診断（学校保健安全法第15条）

教職員の健康診断は、毎学年設置者が定める適切な時期に行わなければなりません。

（学校保健安全法施行規則第12条）

① 検査項目（学校保健安全法施行規則第13条）

ア 身長（20歳以上は除くことができる。）、体重及び腹囲（35歳を除く40歳未満の職員。ただし、妊娠中の女子職員等は除く。）

イ 視力及び聴力 ウ 結核の有無 エ 血圧 オ 尿

カ 胃の疾病及び異常の有無（妊娠中の女子職員除く。40歳未満を除くこと可）

キ 貧血検査 ク 肝機能検査

ケ 血中脂質検査 コ 血糖検査

サ 心電図検査

シ その他の疾病及び異常の有無

} 35歳を除く40歳未満は任意実施

※ 学校保健安全法施行規則第13条第3項に検査項目除外規定あり。

② 健康診断票の作成（学校保健安全法施行規則第15条）

- ア 5年間保管
- イ 異動先の設置者へ送付

(5) 学校環境の衛生管理

学校環境の衛生管理については「学校環境衛生基準」に基づき行われる『環境衛生検査』と『日常における環境衛生』があります。（学校保健安全法施行規則第1条～第2条）

◎『環境衛生検査』 定期の環境衛生検査・臨時の環境衛生検査

☞ 設置者は、「学校環境衛生管理マニュアル」を参考にし、学校薬剤師等とも協力しながら、環境衛生検査を実施し、適切な環境の維持に努めなければなりません。

☞ 検査項目 ①教室等の環境、②飲料水等の水質及び施設・設備、③学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理、④水泳プール

◎『日常における環境衛生』 日常的な点検

☞ 検査項目 ①換気・温度・明るさとまぶしさ・騒音、②飲料水の水質・雑用水の水質・

飲料水等の施設・設備、③学校の清潔・ネズミ、衛生害虫等、④プール水等・附属施設・設備等

(6) 学校事故対応に関する指針

学校事故対応の在り方に係る指針として「学校事故対応に関する指針（H28.3.31 文部科学省局長通知）」が示されています。この指針では死亡事故等の重大事故が発生した場合、設置者が外部の調査委員会を設置して、原因究明・再発防止策を検討することとされています。本指針を参考に、事故対応に関する共通理解と体制整備を図ることが必要です。

※ 主に私学助成選択の幼稚園向け

(7) 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

事故発生防止や事故発生時の取組等の参考となるものとして、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（H28.3.31 内閣府参事官他通知）」が示されています。

このガイドラインを参考とし、具体的な指針等を策定し、教育・保育等を実施することが必要です。

※ 主に施設型給付選択の幼稚園向け

9 自己評価、情報提供等

学校教育法第28条及び第42条の規定により、幼稚園は、文部科学大臣の定めるところにより当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければなりません。学校評価の実施及び公表等については、学校教育法施行規則により定められています。

(1) 自己評価（学校教育法施行規則第66条）

幼稚園は、その実情に応じて適切な項目を設置した上で、幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しなければなりません。自己評価の結果の公表内容については、評価結果及びその分析に加えて、今後の改善方策について併せて公表することが適当です。また、公表方法については、園便りに掲載する、PTA総会等の機会に保護者に対する説明を実施するなど、幼児の保護者に対して広く伝えることができる方法が求められます。

(2) 学校関係者評価（学校教育法施行規則第67条）

幼稚園は、自己評価の結果を踏まえた当該幼稚園の園児の保護者その他関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めなければなりません。学校関係者評価の評価者については園児の保護者を含めることが適当です。公表方法については、自己評価の公表方法と同様に行います。

なお、保護者等を対象とするアンケートの実施のみをもって学校関係者評価を実施したとみなすことは適当ではありません。(アンケートは、自己評価のための資料となるものです。)

(3) 設置者への報告（学校教育法施行規則第68条）

幼稚園は、自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、当該幼稚園の設置者に報告しなければなりません。報告は、報告書としてまとめたものを設置者に提出する方法が適当です。

1 0 災害状況報告について

以下に該当する災害等により、人的被害が生じた場合は様式1「人的被害に関する報告」を物的被害が生じた場合は様式2「物的被害に関する報告」（別冊1 P88参照）を、こども政策課（FAX028-623-3070）に速やかに報告してください。

- 1 暴風、豪雨、洪水、地震、その他異常な自然現象（竜巻など）
- 2 大規模な火事、爆発、放射性物質の大量の放出
- 3 多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故

1 1 幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れについて

2歳児は幼稚園に入園することはできません（学校教育法第26条）が、未就園児親子教室などの子育て支援として受け入れることは可能です。

この子育て支援については、「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点（平成19年3月31日18文科初第1275号）」（別冊2 P51参照）を踏まえ、適切な事業実施をお願いします。

なお、保育の実態があると認められる2歳児の受入れは、認可外保育施設の設置届や認定こども園の認可を受ける等の、所要の措置が必要となります。

(参考) 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（H13.3.29 厚生労働省局長通知）

〔別紙〕認可外保育施設指導監督の指針

第1 略

(留意事項2) 教育を目的とする施設の取扱い

(略) なお、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ、判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。

第2章 学校法人の管理と運営

学校法人は、私立学校の設置を目的として設立される法人であり、学校法人はその設置する学校を管理します。学校法人が法人として活動するために、私立学校法は、管理機関として理事、監事、評議員並びに理事会、評議員会等について定めています。

1 学校法人の定義

「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される法人をいいます。(私立学校法第3条)

私立専修学校又は私立各種学校の設置のみを目的とする法人(準学校法人)は、本来の学校法人ではありませんが、学校法人に関する規定が準用されています。(私立学校法第152条第5項)

2 学校法人の設立

学校法人を設立しようとする者は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類、名称等所定の事項を定めた上、知事の認可を受けなければなりません。

知事は、学校法人設立の申請があつた場合には、当該学校法人が設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその経営に必要な財産を有しているかどうか、寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で認可を決定します。

なお、この場合、知事はあらかじめ私立学校審議会の意見を聴取します。

学校法人の認可は、私立学校の設置認可と同時に行われ、学校法人はその主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって設立します。(私立学校法第23条、第24条、第26条)

3 私立学校と学校法人の関係

学校法人は、私立学校を設置運営する主体であり、学校法人は私立学校を管理し、私立学校の経費を負担(設置者負担主義。学校教育法第5条)するとともに、権利義務の主体となります。

4 学校法人の資産

学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければなりません。(私立学校法第17条第1項)

(1) 基本財産 (私立学校法施行規則第3条第6項)

ア 基本財産とは、私立学校に必要な施設(園地、園舎)、設備(教具、校具(教育上必要な机、椅子等))又はこれらに要する資金をいいます。

イ 学校法人設立の認可基準としては、基本財産は原則として負担付き又は借用のものでないこととされています。(昭和25年私立学校法施行通達)

(2) 運用財産 (私立学校法施行規則第3条第6項)

ア 運用財産とは、私立学校の経営に必要な財産をいいます。

イ 運用財産は、学校の種類、規模に応じて、毎年度の経常支出に対し、授業料、入学金等の経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てるものであることとされています。(昭和25年私立学校法施行通達)

5 学校法人の登記

学校法人の登記は、組合等登記令の定めるところによりしなければなりません。

また、登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗できません。(私立学校法第22条)

○ 学校法人の登記事項 (組合等登記令第2条)

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 資産の総額
- ⑦ 設置する私立学校の名称

6 学校法人の収益事業

学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができます。(私立学校法第19条第1項)

収益事業を行う場合は、収益事業の種類を寄附行為に記載するとともに、その収益を設置する私立学校の経営に充てる必要があります。

(1) 収益事業の種類

収益事業の種類は、私立学校審議会の意見を聴いて所轄庁が定め、公告します。(私立学校法第19条第2項)

なお、栃木県では、令和7年4月1日付け栃木県告示第152号「知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類」で告示されています。

経営が投機的に行われるもの、風俗営業等に係るもの、学校教育に支障のあるもの等、学校法人としてふさわしくない事業は、行うことができません。

○ 学校法人が行うことのできる収益事業の種類（日本標準産業分類による）

- ① 農業、林業
- ② 漁業
- ③ 鉱業、採石業、砂利採取業
- ④ 建設業
- ⑤ 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- ⑥ 電気・ガス・熱供給・水道業
- ⑦ 情報通信業
- ⑧ 運輸業、郵便業
- ⑨ 卸売業、小売業
- ⑩ 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- ⑪ 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- ⑫ 学術研究、専門・技術サービス業
- ⑬ 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒屋、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- ⑭ 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- ⑮ 教育、学習支援業
- ⑯ 医療、福祉
- ⑰ 複合サービス事業
- ⑱ サービス業（他に分類されないもの）

(2) 収益事業の会計

収益事業に関する会計は、私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。(私立学校法第19条第3項)

7 学校法人の解散、合併

(1) 学校法人の解散

① 学校法人の解散には、次の6つの事由があります。(私立学校法第109条第1項)

- ◎ 理事会の決議※
- 寄附行為に定めた解散事由の発生
- ◎ 目的たる事業の成功の不能
- 学校法人又は準学校法人との合併
- 破産手続開始の決定
- 所轄庁の解散命令

◎は私立学校審議会の意見を聴いて所轄庁の認可又は認定が必要(私立学校法第109条第3項、第4項)

※は理事会による評議員会への意見聴取が必要(私立学校法第109条第2項)

(2) 残余財産

- ① 解散した学校法人の残余財産は、破産と合併の場合を除き、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属します。(私立学校法第125条第1項)
- ② 前記により処分されない財産は、国庫に帰属します。(私立学校法第125条第2項)
- ③ 残余財産の帰属者を寄附行為に記載する場合には、学校法人又はその他教育の事業を行うものに限定されます。(私立学校法第23条第3項)

(3) 学校法人の合併

- ① 理事の3分の2以上の決議が必要です。(私立学校法第42条第2項第2号)
- ② 理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聴取しなければなりません。(私立学校法第126条第2項)
- ③ 所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じません。(私立学校法第126条第3項)

8 学校法人の機関

- ① 理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かなければなりません。(私立学校法第18条第1項)
- ② 理事5人以上、監事2人以上、評議員6人以上が必要です。(私立学校法第18条第3項)
- ③ 寄附行為をもって定めることにより、会計監査人を設置できます。(私立学校法第18条第2項)
- ④ 会計監査人の定数は、寄附行為で定めます。(私立学校法第18条第4項)

9 理事選任機関

- ① 理事選任機関の構成、運営等は寄附行為で定めます。(私立学校法第29条)
- ② 理事は私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、理事選任機関が選任します。(私立学校法第30条第1項)
- ③ 理事の選任に当たっては、評議員会の意見聴取が必要です。(私立学校法第30条第2項)

10 理事

(1) 理事の資格

- ① 次に掲げる者は、理事となることができません。(私立学校法第31条第1項)
 - ア 法人
 - イ 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定める者
 - ウ 以下の学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者
 - (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - (イ) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該執行の日から3年を経過しない者
 - (ウ) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
 - (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - オ 学校法人が所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前30日以内に当該学校法人であったものでその解散の日から2年を経過しないもの
- ② 私立学校法第33条第3項若しくは同法第48条第2項の訴えに基づく確定判決によって学校法人の役員を解任され、又は同法第133条第10項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、当該学校法人の理事となることができません。(私立学校法第31条第2項)
- ③ 理事は、監事又は評議員を兼ねることができません。(私立学校法第31条第3項)
- ④ 理事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。(私立学校法第31条第4項)

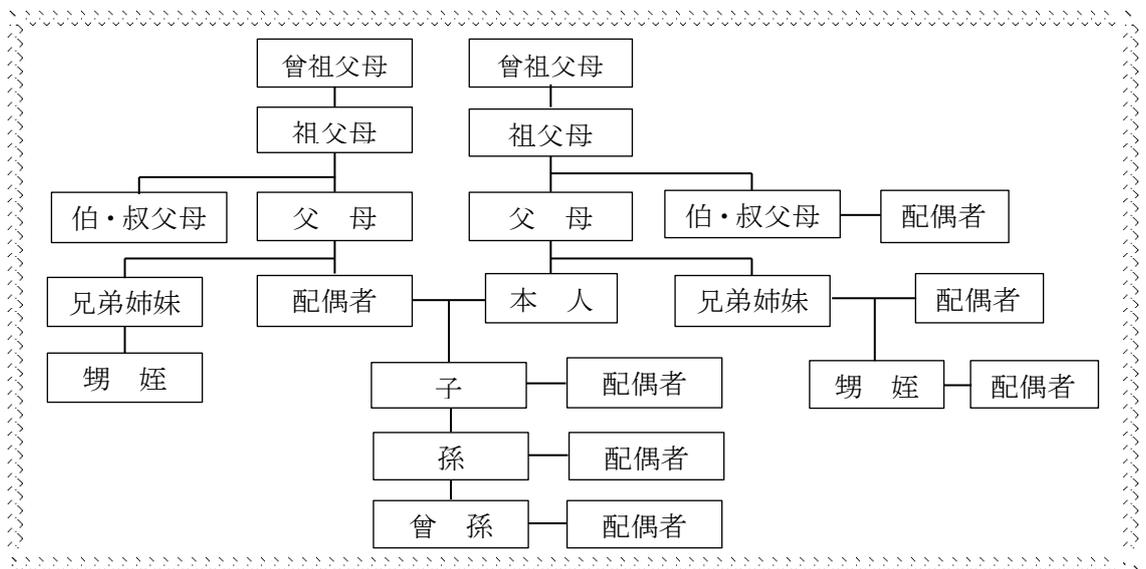
ア 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長、園長）

イ その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいづれでもない者（最初の選任の際に当該規定により選任された理事が再任される際は、当該規定に基づく理事とみなされます。（私立学校法第31条第5項））

- ⑤ 理事は、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係（※）を有してはならず、他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の3分の1を超えてはなりません。（私立学校法第31条第6項及び第7項）

※特別利害関係とは、配偶者又は3親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいいます。（下記「3親等内親族の範囲図」参照）

（参考 3親等内親族の範囲図）



(2) 理事の任期

理事の任期は、選任後寄附行為の定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。（寄附行為で定める期間は、4年以内となります。）（私立学校法第32条第1項）

なお、理事の任期の寄附行為に定める期間は、監事及び評議員の任期の寄附行為に定める期間を超えてはなりません。（私立学校法第32条第2項）

(3) 理事の解任

- ① 理事が以下のいずれかに該当するときは、理事選任機関による理事の解任や評議員会による理事の解任請求ができます。（私立学校法第33条第1項及び第2項）

ア 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

イ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

ウ その他寄附行為をもって定める事由があるとき

- ② 理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、理事の解任について評議員会で否決又は評議員会で決議されたものの理事選任機関による理事の解任が2週間以内に行われなかったときは、理事の解任請求の訴えを提起できます。(私立学校法第33条第3項)

(4) 理事に欠員が生じた場合

- ① 理事が任期満了又は辞任により退任したことにより、理事の総数が5人(5人を超える員数を寄附行為で定めた場合はその員数)を下回ることになった場合は、新たに選任された理事が就任するまで、退任した理事が理事としての権利義務を有します。(私立学校法第34条第1項)
- ② 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければなりません。(私立学校法第34条第3項)

(5) 理事の職務

- ① 学校法人は、理事長1人を置くものとし、寄附行為で定めるところにより、理事のうちから理事会が選定します。(私立学校法第37条第1項)
- ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。(私立学校法第37条第6項)
- ③ 学校法人は、寄附行為で定めるところにより、代表業務執行理事又は業務執行理事を置くことができます。(私立学校法第37条第2項)
- ④ 代表業務執行理事は、理事(理事長を除く。)のうちから、理事会により選定され、学校法人を代表し、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理します。(私立学校法第37条第3項及び第7項)
- ⑤ 業務執行理事は、理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうちから、理事会により選定され、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理します。(私立学校法第37条第4項及び第8項)

(6) 理事の忠実義務

理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければなりません。(私立学校法第38条)

(7) 理事の報告義務等

理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、事故の職務の執行状況を理事会に報告しなければなりません。(私立学校法第39条第1項)

11 理事会

(1) 理事会の職務

① 理事会は、次に掲げる職務を行います。(私立学校法第36条第2項)

ア 学校法人の業務を決定すること。

イ 業務執行理事等その他の学校法人の業務を執行する理事の業務の執行を監督すること。

ウ この法律の他の規定により理事会の決議を要する事項について決議すること。

(ア) 役員又は会計監査人に対して法律に掲げられた費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約の内容の決定(私立学校法第96条第1項)

(イ) 役員又は会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定(私立学校法第97条第1項)

(ウ) 監事(及び会計監査人)の監査を受けた計算書類等の承認(私立学校法第104条第3項)

(エ) 寄附行為の変更の決定(私立学校法第108条第1項)

(オ) 学校法人の解散の決定(私立学校法第109条第1項第1号)

(カ) 学校法人の合併の決定(私立学校法第126条第1項)

エ この法律の他の規定により理事会が行うこととされた職務

オ 寄附行為をもって定めるところにより理事会が行うこととされた職務

② 理事会は学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができません。

(私立学校法第36条第3項)

◎ 重要な資産の処分又は譲受け

◎ 多額の借財

○ 学校法人の設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任

○ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

○ 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適性を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備

◎ 予算及び事業計画の作成又は変更

◎ 役員及び評議員の報酬等の支給の基準の策定又は変更

◎ 収益を目的とする事業に関する重要事項

○ 学校法人の業務に関する重要事項

※◎はあらかじめ評議員会の意見聴取が必要(私立学校法第36条第4項)

(2) 理事会の運営

① 理事会は、寄附行為をもって定めるところにより、各理事が招集します。ただし、理事会を招集する理事を寄附行為をもって又は理事会で定めたときは、その理事(以下「理事会招集担当理事」という。)が招集します。(私立学校法第41条第1項)

② 理事会招集担当理事を定めたときは、それ以外の理事は理事会招集担当理事に会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求できます。このとき、請求してから2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集できます。(私立学校法第41条第2項及び第3項)

- ③ 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行います。このとき、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。(私立学校法第42条第1項及び第3項)

なお、上記にかかわらず、以下の場合については、決議の方法が異なります。(私立学校法第42条第2項)

ア 寄附行為の変更の決定

議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数

イ 学校法人の解散の決定及び学校法人の合併の決定

理事の総数の3分の2以上に当たる多数

- ④ 理事会の議事については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければなりません。(私立学校法第43条第1項)

なお、議事録を書面で作成する場合は、理事会に出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならず、電磁的記録で作成する場合は、文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければなりません。(私立学校法第43条第2項及び第3項)

また、議事録は理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければなりません。(私立学校法第43条第5項)

12 監事

(1) 監事の選任

- ① 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為で定めるところにより、評議員会の決議によって、選任します。(私立学校法第45条第1項)

- ② 監事の欠格要件は、理事と同様です。(私立学校法第46条第1項)

- ③ 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者との兼職を禁止されており、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有してはなりません。(私立学校法第46条第2項及び第3項)

(2) 監事の任期

監事の任期は、選任後寄附行為の定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。(寄附行為で定める期間は、6年以内となります。)(私立学校法第47条第1項)

(3) 監事の解任

監事が欠格要件のいずれかに該当するときは、寄附行為の定めるところにより、評議員会の決議によって、当該監事を解任できます。(私立学校法第48条第1項)

なお、監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、監事の解任について評議員会で否決されたときは、評議員は、監事の解任請求の訴えを提起できます。(私立学校法第48条第2項)

(4) 監事に欠員を生じた場合

- ① 監事が任期満了又は辞任により退任したことにより、監事の総数が2人(2人を超える員数を寄附行為で定めた場合はその員数)を下回ることになった場合は、新たに選任された監事が就任するまで、退任した監事が監事としての権利義務を有します。(私立学校法第50条第1項)
- ② 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければなりません。(私立学校法第50条第3項)

(5) 監事の職務

- ① 監事の職務は、次のとおりです。(私立学校法第52条)
 - ア 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - イ 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。
 - ウ 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並びに理事選任機関に対し報告すること。
 - エ この法律の他の規定により監事の同意を要する事項について、その可否を決すること。
 - オ この法律の他の規定により監事が行うこととされた職務。
 - カ 寄附行為をもって定めるところにより監事が行うこととされた職務。
- ② 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は学校法人の業務及び財産の状況の調査をすることができます。(私立学校法第53条第1項)

また、必要があるときは、学校法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができます。(私立学校法第53条第2項)
- ③ 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査しなければなりません。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければなりません。(私立学校法第54条)
- ④ 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければなりません。(私立学校法第55条第1項)

また、理事と同様、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、必要な説明をしなければなりません。(私立学校法第55条第2項)

- ⑤ 監事は上記①アの監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会及び評議員会にて提出しなければなりません。(私立学校法第56条第1項)

また、監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告しなければならず、必要に応じて、理事(理事会招集担当理事)に対し、理事会又は評議員会の招集を請求できます。(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関にも報告が必要です。)(私立学校法第56条第2項及び第3項、第57条第1項)

13 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員は、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、寄附行為で定めるところにより、選任します。この際、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行わなければなりません。(私立学校法第61条第1項及び第2項)
- ② 評議員の欠格要件は、理事と同様です。(私立学校法第62条第1項)
- ③ 評議員には、次に掲げる者が含まれなければなりません。(私立学校法第62条第3項)
- ア 当該学校法人の職員
- イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のもの
- ④ 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはなりません。(私立学校法第62条第4項)
- ⑤ 評議員の構成は以下のすべてを満たす必要があります。(私立学校法第62条第5項)
- ア ③アの評議員の数が評議員の総数の3分の1を超えないこと。
- イ 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の2分の1を超えないこと。
- ウ 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えないこと。

(2) 評議員の任期

評議員の任期は、選任後寄附行為の定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。（寄附行為で定める期間は、6年以内となります。）（私立学校法第63条第1項）

(3) 評議員の解任

評議員の解任は、寄附行為で定めるところによります。（私立学校法第64条）

14 評議員会

(1) 評議員会の職務

① 評議員会は、次に掲げる職務を行います。（私立学校法第66条第2項）

ア 学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること。

イ この法律の他の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること。

ウ この法律の他の規定により評議員会の決議を要する事項について決議すること。

エ この法律の他の規定により評議員会が行うこととされた職務

オ 寄附行為で定めるところにより評議員会が行うこととされた職務

(2) 評議員会の運営

① 毎会計年度の終了後一定の時期に定時評議員会を収集しなければなりません。

なお、評議員会は必要がある場合は、いつでも招集することができます。（私立学校法第69条第1項及び第2項）

② 評議員会は、寄附行為で定めるところにより、理事が招集します。（私立学校法第70条第1項）

③ 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求できます。（私立学校法第71条第1項）
（評議員全員の合意があれば、招集手続を経ることなく開催可能です。（私立学校法第74条））

④ ③の請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、請求した評議員は、共同して、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集できます。（私立学校法第72条第1項）

⑤ 評議員の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。このとき、特別利害関係を有する評議員は議決に加わることができません。（私立学校法第76条第1項及び第4項）

なお、上記にかかわらず、以下の場合については、決議の方法が異なります。(私立学校法第42条第2項及び第3項)

ア 監事の解任及び役員等の責任の一部免除

議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数

イ 役員等の損害賠償責任の全部免除

議決に加わることができる評議員の全員一致

⑥ 評議員会の議事録に関しては、理事会と同様の対応が必要です。(私立学校法78条)

15 会計監査人（大臣所轄学校法人等及び寄附行為により設置を規定した学校法人のみ該当）

(1) 会計監査人の選任

① 会計監査人は、評議員会の決議によって、選任します。(私立学校法第80条第1項)

② 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません。監査法人の場合は、社員の中から職務を行うべき者を選定し、学校法人に通知する必要があります。(私立学校法第81条第1項及び第2項)

③ 次に掲げる者は、会計監査人となることができません。(私立学校法第81条第3項)

ア 公認会計士法の規定により、私立学校法上の計算書類について監査することができない者

イ 学校法人の子法人若しくは子法人役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

ウ 監査法人でその社員の半数以上が上記イに掲げる者であるもの

(2) 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとなります。(私立学校法第82条第1項)

(3) 会計監査人の解任

① 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる。(私立学校法第83条第1項)

ア 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

イ 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

ウ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

② 監事は、会計監査人が上記のいずれかに該当すると認める場合において、評議員の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事の全員の合意によって当該会計監査人を解任できます。(私立学校法第83条第2項)

(4) 会計監査人の職務

- ① 会計監査人は、私立学校法に規定する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録その他の文部科学省令で定めるものを監査します。(私立学校法第86条第1項)
- ② 会計監査人は、監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければなりません。(私立学校法第86条第2項)
- ③ 会計監査人は、いつでも、会計帳簿の閲覧等の請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができます。(私立学校法第86条第3項)
- ④ 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は学校法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査ができます。(私立学校法第86条第4項)

16 役員等選任の手続き

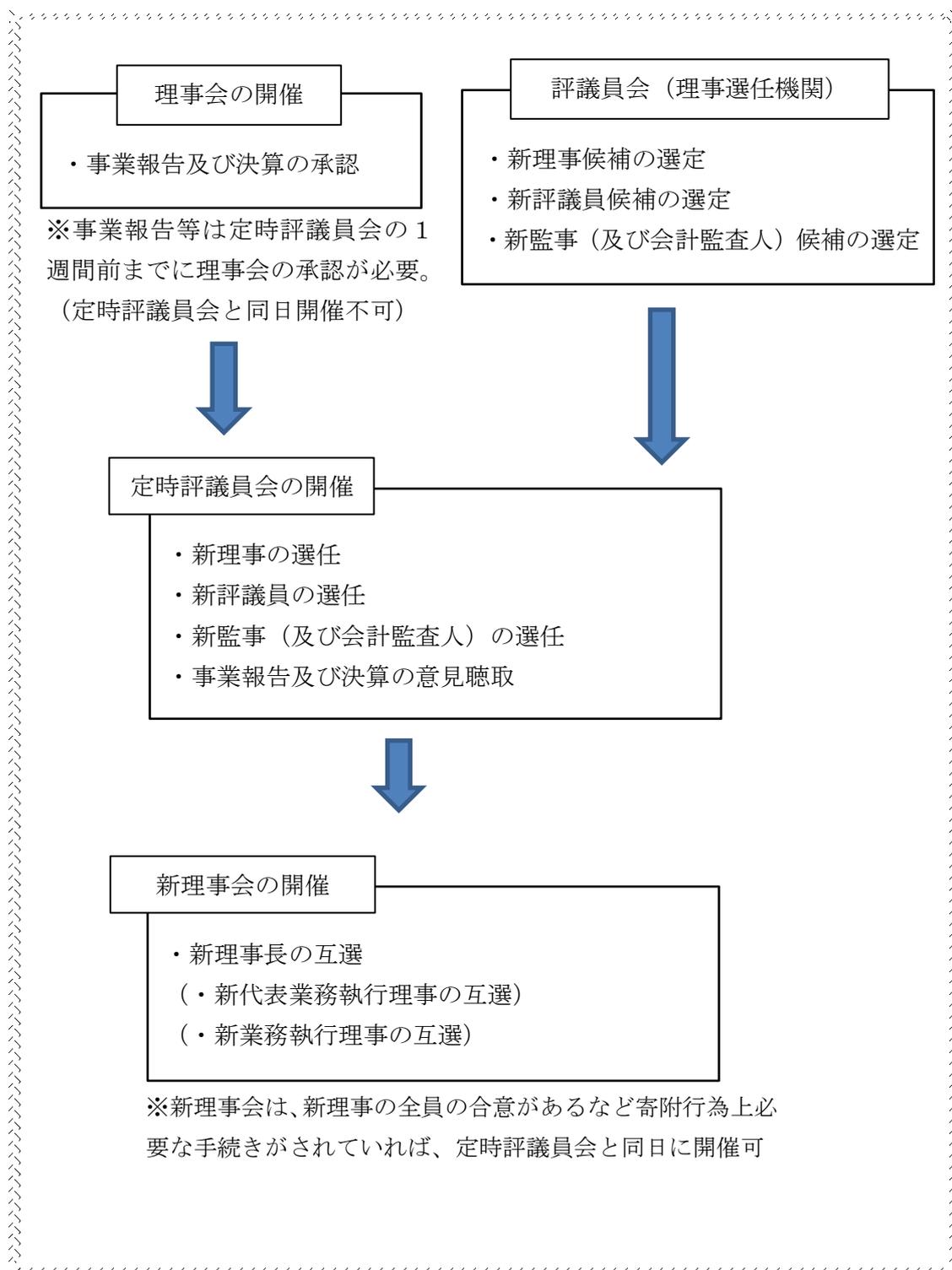
私立学校法においては、理事、評議員の選任手続を寄附行為に委任しています。(私立学校法第30条第1項、第61条第1項)

理事を選任するための理事選任機関は、評議員会、第三者機関、理事会あるいは左記の合同機関等学校法人が選択することになっていますが、理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮する重要な手段であることを踏まえると、理事選任機関に評議員を含める等中立性を確保することが望まれます。

これらの理事、評議員が同時に任期満了になるときの改選手続については、各学校法人の状況に応じて次のような手順が考えられます。

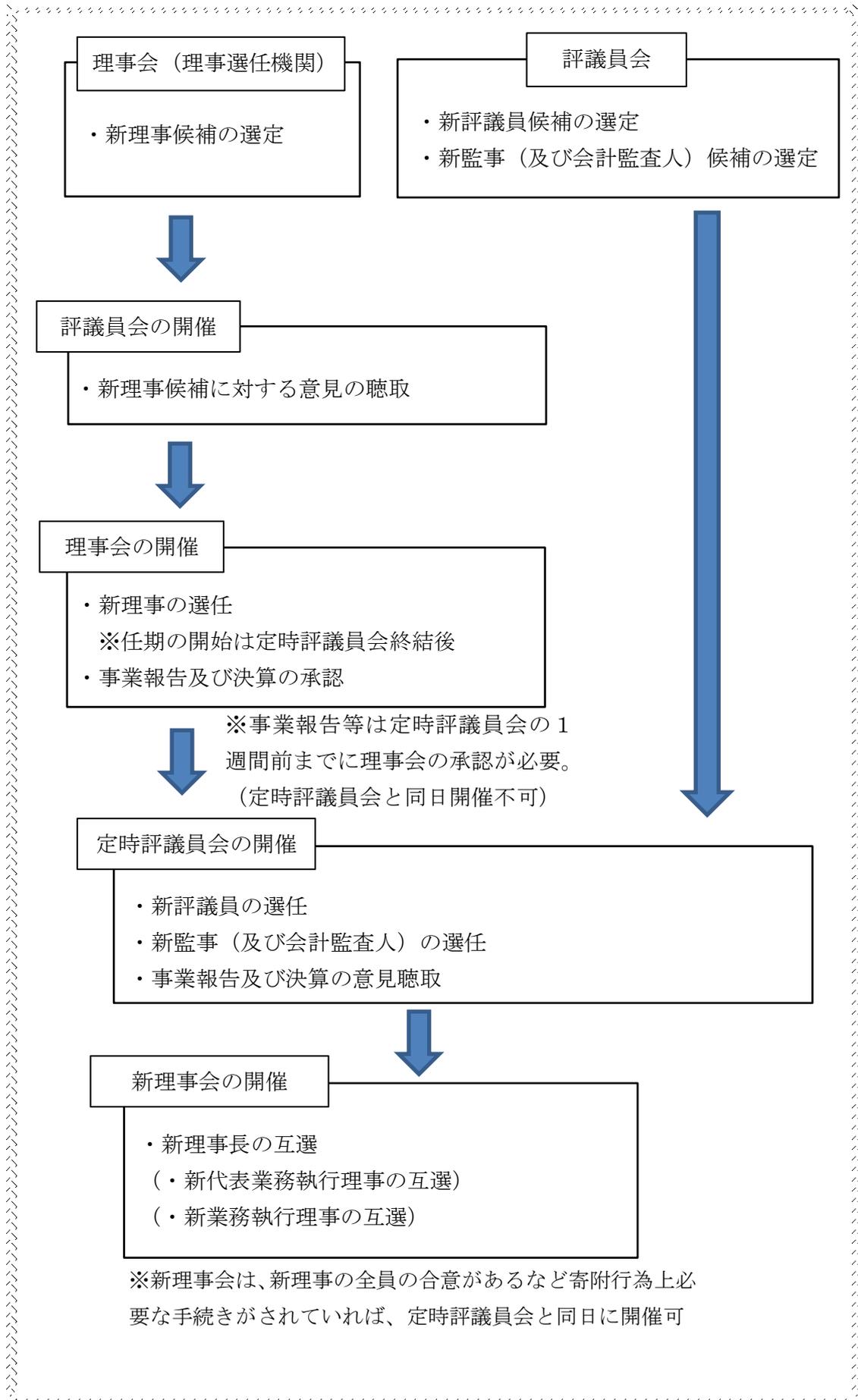
(参考 役員等選任手続の手順例①) ※決算等の承認も含む。

【理事選任機関：評議員会、評議員の選任：評議員会】



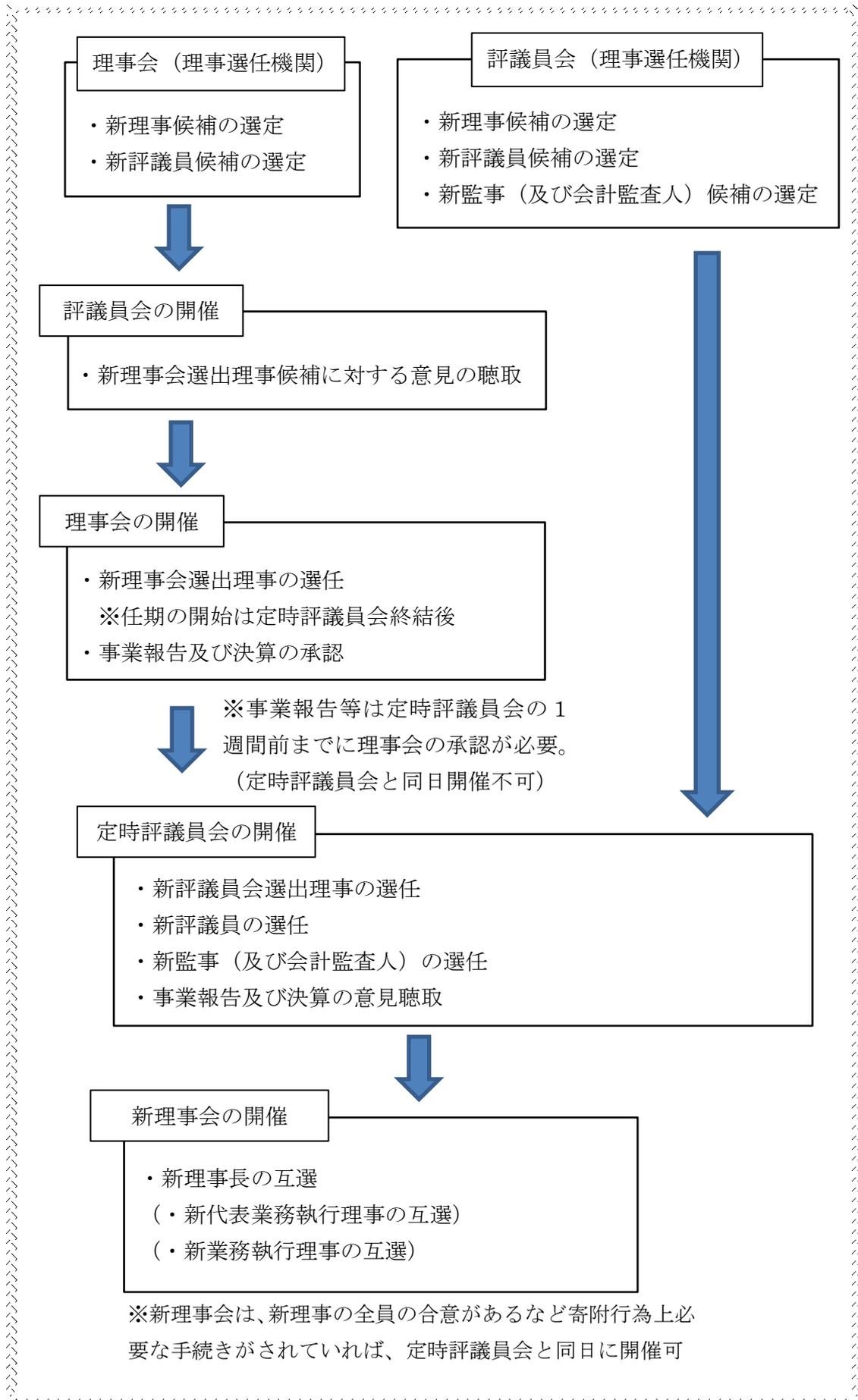
(参考 役員等選任手続の手順例②) ※決算等の承認も含む。

【理事選任機関：理事会、評議員の選任：評議員会】



(参考 役員等選任手続の手順例③) ※決算等の承認も含む。

【理事選任機関：理事会及び評議員会、評議員の選任：理事会及び評議員会】



17 学校法人が備え付けるべき表簿

- ① 寄附行為（私立学校法第27条第1項）
- ② 理事会議事録（私立学校法第43条第5項）
- ③ 評議員会議事録（私立学校法第78条第2項）
- ④ 収支計算書、貸借対照表、事業報告書及びこれらの附属明細書並びに監査報告書（私立学校法106条第1項）
- ⑤ 財産目録、役員及び評議員の名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給基準（私立学校法第107条第3項）
- ⑥ 権利関係書類（登記事項証明書、許認可書、各種契約書）
- ⑦ その他学校法人運営の基礎となる書類

18 財務情報の公開

学校法人が公共性の高い法人として説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、学校法人の財務情報の公開が義務付けられています。

（私立学校法第106条第3項、第4項、第107条第5項）

- ① 閲覧に供することが必要な書類は、次のとおりです。
 - ・財産目録
 - ・貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書及び事業活動収支計算書）
 - ・事業報告書（一般の人が学校法人の事業を理解しやすいように、法人の概要、幼稚園の概要、財務の概要を記載したもの。別冊1 P33参照）
 - ・監事による監査報告書
 - ・役員及び評議員の名簿
 - ・役員及び評議員に対する報酬等の支給基準
- ② 閲覧対象者は、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人とされています。利害関係人とは、在学者のほか学校法人との間で法律上の利害関係を有する者を指し、具体例を挙げると次のとおりです。
 - ・当該学校法人の設置する幼稚園に在園する園児の保護者
 - ・当該学校法人と雇用契約にある者
 - ・当該学校法人に対する債権者、抵当権者
- ③ 閲覧請求があつた場合でも、正当な理由がある場合は、閲覧を拒むことができます。具体的な例を挙げると次のとおりです。
 - ・就業時間外や休業日に請求がなされた場合等、請求権の濫用に当たる場合
 - ・当該学校法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法・不当な目的である場合
 - ・公開すべきでない個人情報が含まれる場合

19 学校法人の諸規程類について

教育基本法、私立学校法、学校教育法に従い設立された学校法人は、学校を設置し、学校教育を行うことを目的としますが、その目的事業遂行のためには、一定の行為基準を策定することが必要となります。このような行為基準を成文化したものが規程です。

学校法人の管理・運営のために必要な規程は、次のとおりですが、これらの規程を制定する際には、幼稚園の規模に応じたものであるか、実情に即しているか、公正であるか、必要最低限のものが入っているか注意してください。

なお、現代において、就業規則、給与規程、経理規程等が未整備の学校法人や、作成してあってもこれらの規程類が実態に沿わないため必ずしも規程類の定めどおり運営されていない学校法人も見受けられますので、これらの学校法人にあっては、早急に諸規程類の整備を図り、諸規程類の定めに基づいた学校法人の運営を行う必要があります。

(1) 寄附行為

寄附行為とは、学校法人の根本規則たるべきものであって、法人の現在及び将来のあり方を規制するものであり、法律に定められた事項（必要的記載事項）のほか、法令の規定に違反しない限り任意的な事項を定めることができますが、その変更には所轄庁の認可を要します。（私立学校法第108条第3項）

ただし、寄附行為の次の事項の変更については、認可は不要ですが、変更後、遅滞なく所轄庁へ届け出てください。（私立学校法第108条第5項）

- ① 学校等の名称
- ② 事務所の所在地
- ③ 公告の方法

(2) 経理規程

私立学校法第101条により学校法人は、学校法人会計基準により会計処理を行うこととされていますが、学校法人の運営の適正化、学校経営の健全化、そして就園する幼児に係る経済的負担の適正化を図るために、経理規程は非常に重要なものです。

(3) 就業規則

学校法人は就業規則を作成しなければなりません。常時10人以上の教職員を雇用している学校法人においては、労働基準法第89条の定めるところに従って就業規則を作成し、所定の手続を経て労働基準局に届け出ることが義務付けられています。

この手続は、理事長が原案を作成し、理事会で承認を受けた後、教職員に提示して意見を聴く必要があります。労働基準局への届出の際、この意見書の添付が求められます。

(4) 給与規程

給与に関する事項については、就業規則の一部を構成するものですが、労働基準法で別の定めができることになっており、社会の変動とともに改正する必要があるため、別に作

成することになりました。給与表については、園の経済状態や予算、周囲の状況を考慮して作成されるようお願いいたします。

(5) 園則（学則）

園則は、学校法人の目的である「教育」に関する規程です。園則作成に当たっては、「学校教育法」、「学校教育法施行規則」、「私立学校法」、「幼稚園設置基準」、「幼稚園教育要領」等を理解のうえ、私立幼稚園の特色を発揮できるものとしてください。

なお、園則を改正する場合には、園則変更届（別冊1 P2参照）の提出が、また、収容定員の変更の場合には、収容定員に係る学則変更認可（別冊1 P46参照）を受けする必要がありますので、注意してください。

20 学校法人に対する指導等

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するため、以下の規定が整備されています。

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備（私立学校法第133条関係）

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員又は評議員の解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員又は評議員の解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

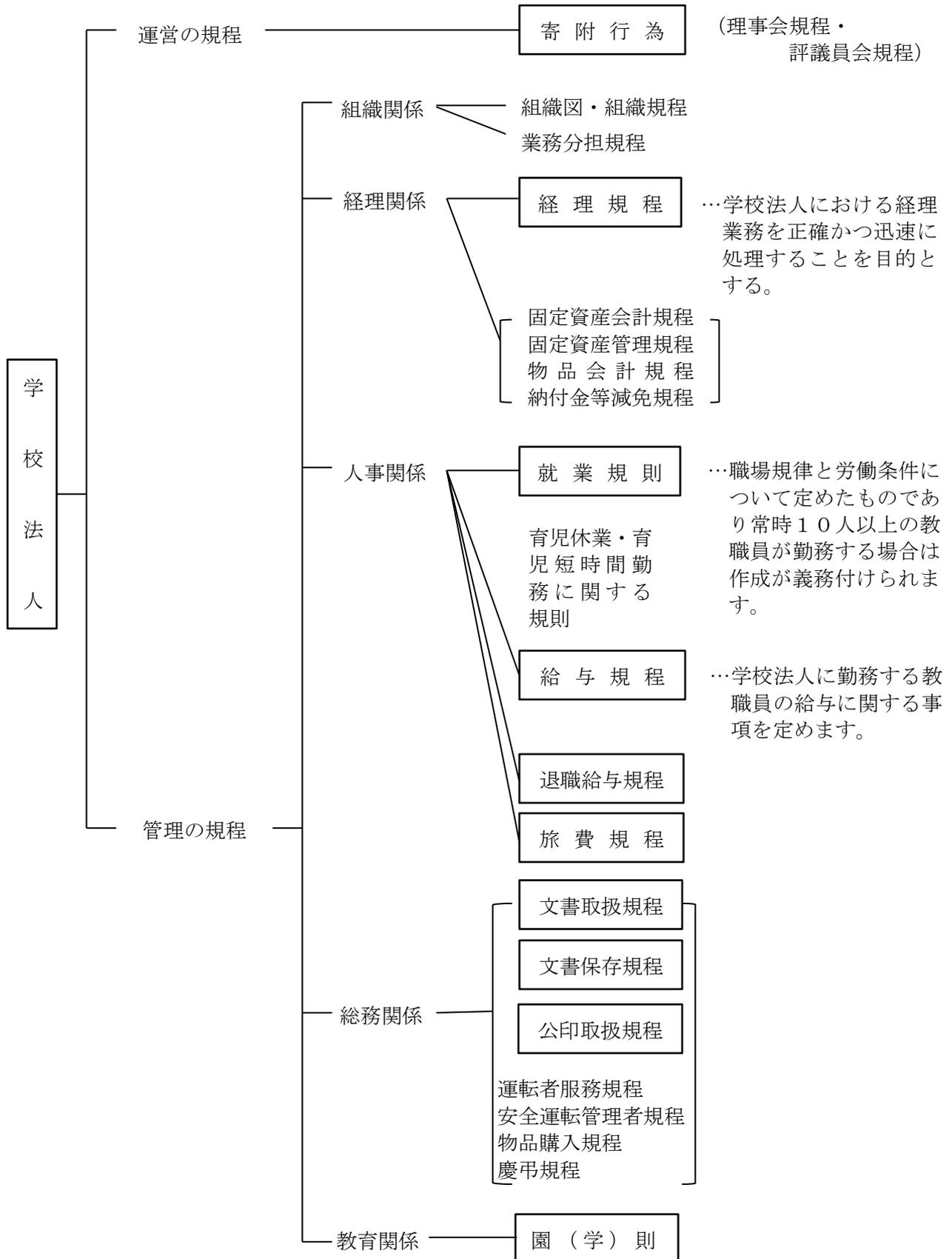
(2) 報告及び検査の規定の整備（私立学校法第136条関係）

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

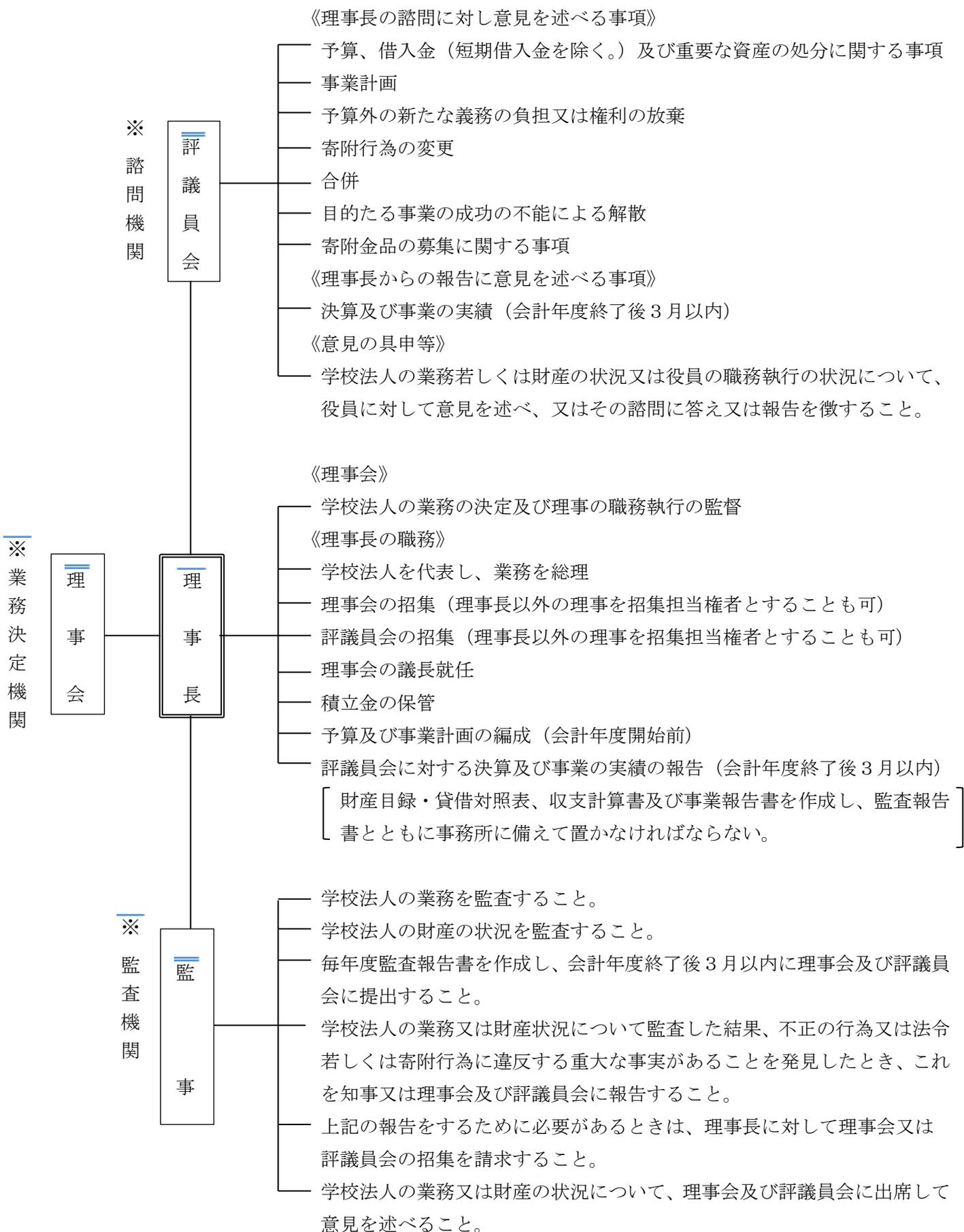
(3) 忠実義務規定の明確化（私立学校法第38条関係）

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

21 学校法人の規程の体系図



22 学校法人の組織図



第3章 私学の税制

私立学校及びその設置者である学校法人に対しては、教育の公共性が極めて高いため、諸々の減免税措置が講じられています。

また、個人や法人が学校法人に対して寄付等を行う場合についても、寄付者に対して、国又は地方公共団体への寄付に準ずる特例措置が設けられています。

なお、税制改正により内容に変更が生じることがあるので、詳細については、国税は管轄の税務署、地方税は県税事務所又は各市町村の税務担当窓口にご相談してください。

1 学校法人が納付すべき税に係る特例

(1) 法人税

① 収益事業所得以外は非課税（法人税法第6条）

② 収益事業所得については、

ア 税率は19%（普通法人は23.2%）

（法人税法第66条、法人税法施行令第5条）

なお、特別法により、一定期間、税率が軽減されています。

イ 収益事業の所得を非収益事業（学校教育部門）に繰り入れる場合は、これを寄付金とみなして、当該所得の50%か200万円のいずれか大きい金額を損金算入し、非課税扱いとすることができます。

（法人税法第37条第4項、法人税法施行令第73条第1項第3号）

※ 収益事業は法人税法第2条第13号で定められている事業（物品販売業、不動産販売業その他34種類の事業）で、私立学校法第19条の収益事業とは異なります。

（法人税法施行令第5条参照）

(2) 住民税（県民税、市町村民税）

① 収益事業所得以外は非課税

② 収益事業を行っている場合は課税されますが、収益事業所得について、所得の90%以上を学校教育の事業に繰り入れている場合には課税されません。

（地方税法第25条第1項、第296条第1項、地方税法施行令第7条の4、第47条）

(3) 事業税、事業所税

収益事業所得以外は非課税（地方税法第72条の5、第701条の34第2項）

(4) 不動産所得税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税

直接教育の用に供する不動産、固定資産については課税されません。

(地方税法第73条の4第3号、第348条第2項第9号、第702条の2第2項、第586条第2項)

(5) 贈与税、相続税

学校法人が財産の贈与又は遺贈を受けた場合、原則として贈与税、相続税は課税されませんが、当該贈与者又は遺贈者の親族その他特別の関係があると認められる者の税負担が不当に減少する結果となる場合、また、学校法人の組織や寄附行為等が一定の条件を満たさないときは、学校法人を個人とみなして課税されることがあります。

(相続税法第12条、第21条の3、第66条、相続税法施行令第2条、第4条の5)

(6) 登録免許税

園舎等の所有権保存登記や直接教育の用に供する土地の所有権等の取得登記には課税されません。

ただし、当該不動産が直接教育の用に供される旨の知事の証明が必要です。

(登録免許税法第4条。別冊1 P77参照)

(7) その他

① 利子・配当所得等については、所得税は非課税(所得税法第11条第1項)

② 授業料、入園料、施設設備費、入園検定料、在学証明手数料を対価として行われる教育に関する役務の提供及び教科用図書の譲渡については、消費税及び地方消費税は非課税(消費税法第6条別表第一第11号、第12号、消費税法施行令第14条の5)

③ 学校法人の寄附行為に定められた目的を達成するための業務の用に供されている土地等については、地価税は非課税(地価税法第6条)

2 学校法人に対して寄附を行う者に対する特例

(1) 個人が寄附した場合

個人が学校法人に対して寄附をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告によって一定額の控除を受けることができます。

寄附金控除に係る制度は「所得控除」と「税額控除」の2種類があり、寄附者の所得額や寄附金額によって控除できる金額が異なります。

【所得控除】所得税法第78条

①-1 個人が支出した特定寄附金の一定額が総所得金額等から控除されます。

なお、学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものなどは、特定寄附金に該当しません。

$$\text{控除額} = \text{寄附金額（総所得金額等の40％を限度）} - 2 \text{ 千円}$$

※特定公益増進法人について

特定公益増進法人に対する寄附金は、特定寄附金に含まれます。

この証明（5年間有効）を受けるには、こども政策課に申請が必要となります。

（所得税法施行令第217条。別冊1 P80参照）

【税額控除】租税特別措置法第41条の18の3

- ①-2 特定公益増進法人及び税控除対象法人であることの証明を受けている学校法人に対する寄附については、個人が支出した税額控除対象寄附金の一定額が所得税額から控除されます。

なお、学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものなどは、特定寄附金に該当しません。

$$\text{控除対象額} = \left[\text{税額控除対象寄附金（総所得金額等の40％を限度）} - 2 \text{ 千円} \right] \times 40\%$$

注 控除対象額：この額（所得税額の25％を限度）が所得税額から控除されます。

※税額控除対象法人について

この証明（5年間有効）を受けるには、こども政策課に申請が必要となります。

（租税特別措置法施行令第26条の28の2。別冊1 P83）

なお、証明を受けるには所定の要件を満たす必要がありますので、文部科学省のホームページ「学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明申請の手引き」を御参照ください。

https://www.mext.go.jp/content/20240919-mxt_sigakugy-000020281_0002.pdf

- ② 個人住民税において、①と同様に、国、地方公共団体及び特定公益増進法人に対する寄附金については、寄附金額の一定額が個人住民税から控除されます。

ア 控除額 = (寄附金額(所得の30％が限度) - 2千円) × 4% (県民税(地方税法第37条の2))

イ 控除額 = (寄附金額(所得の30％が限度) - 5千円) × 6% (市町村民税(地方税法第314条の7))

但し、市町村においては、寄附金控除の対象としていない場合がありますので、各市町村の税務担当窓口を確認してください。

- ③ 贈与・遺贈の際の「みなし譲渡所得」は非課税

所得税法第59条第1項によるみなし譲渡所得の規定が適用されません。

(租税特別措置法第40条)

※ 贈与等があった日から2年以内に教育の用に供されること、贈与等をした者の税負担を不当に減少させないこと、学校法人の管理運営が適正であること等の要件を充たし、国税庁長官の承認を受けたものに限られます。

④ 相続又は遺贈により取得した財産を直ちに学校法人に贈与した場合、贈与者、その親族その他特別な関係がある者の税負担を不当に減少させると認められる場合を除き、相続税は非課税(租税特別措置法第70条、同法施行令第40条の3)

※ 知事の証明が必要(租税特別措置法施行規則第23条の3第2項。別冊1 P84参照)

(2) 法人が寄附した場合

① 「損金算入限度額」までの寄附金は、寄附の相手方、用途を問わず損金に算入することが認められます。

(法人税法第37条第3項第2号ロ、法人税法施行令第73条第1項)

② 特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金は、①の限度額と同額が別枠で損金算入でき、課税対象所得から控除されます(公益法人等が支出する場合は除く。)(法人税法第37条第4項)

※ 当該学校法人が「特定公益増進法人」である旨の知事の証明が必要

(法人税法施行規則第24条。別冊1 P80参照)

③ 指定寄附金は全額が損金算入対象となり、課税対象所得から控除

(法人税法第37条第3項2号)

3 その他

(1) 学校用地を売却した者の特例措置

収用事業の認定を受けなくても、公共用地取得の緊急性、重要性等を勘案し、用地を買い取る者の交付する買取証明書により、譲渡所得の特別控除(5,000万円)が適用される、いわゆる「簡易証明方式」によるものとして、学校法人が幼稚園用地等を買取った場合が認められています。(租税特別措置法第33条第1項)

※ 管轄の税務署と事前に十分協議してください。

(2) 個人立幼稚園の特別措置

① 個人立幼稚園に対する相続税

公益を目的とする事業を行うものが相続又は遺贈に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものについては、相続税が非課税とされています。

個人立幼稚園の教育用財産については、

ア 相続開始前少なくとも5年間学校を継続して運営しており、相続後も学校を継続することが確実であると認められること

イ 相続開始前少なくとも5年間家計に充てる金額が適正である旨の税務署長の認定を受けていること

等の要件があります。

(相続税法施行令第2条、第4条の5、附則第4項、相続税法施行規則附則第3項)

② 個人立幼稚園の学校法人化の際のみなし譲渡所得

個人立幼稚園が学校法人化する際に、負債引受けを行う場合の租税特別措置法第40条の規定によるのみなし譲渡所得の非課税について、なるべく課税の実体が生じないように取り扱われています。

4 私学関係税制の概要一覧

【国税関係】		
所得税（利子所得、配当所得等）の非課税	所得税法第11条第1項	
法人税の非課税 ※収益事業による所得を除く	法人税法第6条	
贈与税の非課税 ※学校法人を個人とみなして課税される場合あり	相続税法第21条の3第1項 相続税法施行令第4条の5 (法第66条第4項)	
相続税の非課税 ※学校法人を個人とみなして課税される場合あり	相続税法第12条第1項 相続税法施行令第2条（法第66条第4項）	
地価税の非課税	地価税法第6条（租税特例措置法第71条）	
登録免許税の非課税	登録免許税法第4条第2項	
消費税の非課税（授業料、入学金、施設整備費、入学検定料、在学証明書等の手数料の対価として行われる労務の提供及び教科用図書の譲渡）	消費税法第6条	
【地方税関係】		
道府県民税の非課税 ※収益事業を行うものを除く	地方税法第25条第1項	
事業税の非課税 ※収益事業に係る所得を除く	” 第72条の5	
不動産所得税の非課税	” 第73条の4	
地方消費税の非課税（消費税と同じ）	” 第72条の78	
市町村民税の非課税 ※収益事業を行うものを除く	” 第296条	
固定資産税の非課税	” 第348条第2項	
特別土地保有税の非課税	” 第586条第2項	
事業所税の非課税 ※収益事業に係るものを除く	” 第701条の34第2項	
都市計画税の非課税	” 第702条の2第2項	
【学校法人への寄附金等関係】		
所得税（みなし譲渡所得）の非課税	租税特別措置法第40条第1項 (所得税法第59条第1項) (国税庁長官の承認必要)	
個人寄附金の所得控除 法人寄附金の損金算入 (特定公益増進法人)	所得税法第78条第1項 法人税法第37条第3項 所得税法施行令第217条第1項 法人税法施行令第77条第1項	
(指定寄附金) ※財務大臣の指定	個別指定	学校法人設立準備財団法人等
	包括指定	施設設備の災害復旧を目的とするもの 私立学校復興・共済事業団を通じるもの
個人寄附金の税額控除 (税額控除対象法人)	租税特別措置法第41条の18の3 租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項	
【相続財産の贈与関係】		
相続財産を学校法人に贈与した場合の相続税の非課税	租税特別措置法第70条 租税特別措置法施行令第40条の3 (知事の証明必要)	

第4章 会計処理

1 会計年度

学校法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることになっています。
(私立学校法第98条)

2 予算及び事業計画

学校法人の様々な支出は、あらかじめ決定された予算の執行として行われます。

(1) 本予算及び事業計画

① 本予算（当年度当初予算）及び事業計画（別冊1 P27参照）は、会計年度開始日前日までに作成しなければなりません。（私立学校法第99条）

(手順)

学校法人の事務の統括者として理事長が予算案及び事業計画案を作成する



編成した予算案及び事業計画案について、理事長は評議員会の意見を聞く



評議員会の意見を参考にした上で、理事会の議決で決定する

② 本予算は、6月30日までに所轄庁へ提出しなければなりません。（私立学校振興助成法第14条第4項、私立学校関係法施行細則第17条の2第1項）

(2) 補正予算

補正予算は本予算に対して修正を行う予算です。あらかじめ評議員会に付議した上で、理事会の承認が必要であることは、言うまでもありません。

予備費の使用、科目間の流用によってもなお補うことができない支出が生じた場合などに編成します。

支出超過が生ずる前に的確にその内容を把握し補正予算を作成することが大切です。

なお、決定後遅滞なく収支予算変更届（別冊1 P73参照）を所轄庁に届け出る必要があります。（私立学校関係法施行細則第17条の2第2項）

(3) 暫定予算

何らかの理由により、会計年度開始までに予算を決定できない場合、ある期間、例えば4月1日から4月30日の間だけの予算を編成することになります。

これは暫定予算と呼ばれていますが、あくまで臨時的な予算であり、このような予算を編成することのないよう幼稚園運営を行う必要があります。

3 予算の執行

予算は理事長が執行します。しかし、理事会で、学校法人の理事その他の職員の小切手等の振出の権限を与えて、その者に支出を行わせることが可能です。

4 決算及び事業の実績

会計年度が終了すると、決算及び事業の実績について評議員会に報告するとともに、理事会で承認し、これを確定するための手続きを行います。

決算とは、その会計年度内における収入、支出、損金等の実績を明らかにし、予算と対比することをいいます。また、事業の実績（別冊1 P30参照）は、学校法人の行った事業についての実績書を作成し、その内容を明らかにすることをいいます。

(1) 決算及び事業の実績

学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に計算書類及び事業報告書を作成し、監事（及び会計監査人）の監査を受けた上で、理事会の決議による承認を受けなければなりません。

（私立学校法第103条及び第104条）

また、理事は、上記の計算書類等を定時評議員会に提出し、その意見を聴かなければなりません。（私立学校法第105条）

(2) 資産総額変更登記

決算の結果、資産総額に変更がある場合は、事業年度終了後3月以内に、登記をしなければなりません。（組合等登記令第3条第3項）

ただし、寄附行為において2月以内と定めている場合は、その期限内に登記を行うこととなります。

(3) 財産目録等の作成及び財務情報の公開

学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書（別冊1 P33参照）を作成し、常にこれを監査報告書とともに事務所に備えて置かなければなりません。さらに、園児の保護者などの利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これらの書類を閲覧に供しなければなりません。

（私立学校法第106条及び第107条）

5 会計処理等について

(1) 学校法人会計基準による会計処理

学校法人は、「学校法人会計基準」に従い、適切な会計処理を行わなければなりません。

（私立学校法第101条）

(2) 計算書類

学校法人が作成しなければならない計算書類は、次のとおりです。(学校法人会計基準第16条)

① 貸借対照表

② 次に掲げる収支計算書

ア 事業活動収支計算書

イ 資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

(3) 計算書類の知事への届出(私立学校振興助成法第14条)

県から運営費補助金を受けている学校法人は、6月30日までに、計算書類及び収支予算書を知事に届け出なければなりません。(私立学校関係法施行細則第17条の2)

計算書類には公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付することが必要となります。ただし、補助金の額が1千万円未満の学校法人は、知事の許可を受ければ、監査報告書を省略することができます。(私学振興助成法第14条第4項)

(4) 監査報告書

栃木県知事を所轄庁とする学校法人についての指定監査事項は、次のとおりです。

学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書が作成されているかどうかについて監査を受けること。

栃木県告示第153号(令和7年4月1日)

第2編 私立幼稚園に係る届出・認可について

1 幼稚園を新たに設置する場合

① 幼稚園設置事業計画承認申請書（別記様式第1号に準じる。別冊1 P38参照）の提出



② 私立学校審議会への諮問・事業計画の承認
園舎の建築
園児募集活動の開始



③ 学校法人寄附行為認可申請書（別冊1 P57参照）の提出
幼稚園設置認可申請書（別冊1 P38参照）の提出



④ 園舎の竣工
現地調査の実施



⑤ 私立学校審議会への寄附行為認可及び幼稚園設置認可の諮問



⑥ 学校法人寄附行為認可
幼稚園設置認可
登録免許税非課税証明（別冊1 P78参照）



⑦ 登記済届（学校法人の設立）（別冊1 P76参照）の提出

2 幼稚園の定員を変更する場合

① 収容定員に係る園則変更認可申請書（別冊1 P46参照）の提出



② 私立学校審議会への園則変更認可諮問



③ 収容定員に係る園則変更認可



④ 園則変更届（別冊1 P2参照）の提出

3 幼稚園を移転する場合

- ① 私立幼稚園園舎の増改築に係る事業計画書（別冊1 P 79 参照）の提出
↓
- ② 事業計画の承認
建築確認申請（管轄土木事務所又は市役所）
園舎の建築
↓
- ③ 園舎の竣工
現地調査の実施
↓
- ④ 登録免許税非課税証明（別冊1 P 78 参照）
↓
- ⑤ 寄附行為変更届の提出（別冊1 P 64 参照）
登記済届（事務所の所在場所の変更）（別冊1 P 76 参照）の提出
位置変更届（別冊1 P 50 参照）の提出

4 幼稚園園舎の増・改築を行う場合

- ① 私立幼稚園園舎の増改築に係る事業計画書（別冊1 P 79 参照）の提出
↓
- ② 事業計画の承認
建築確認申請（管轄土木事務所又は市役所）
園舎の建築
↓
- ③ 登録免許税非課税証明（別冊1 P 78 参照）
園地変更届（別冊1 P 22 参照）の提出
園舎変更届（別冊1 P 24 参照）の提出

5 幼稚園園地を変更する場合

- ① 登録免許税非課税証明願 ※不動産取得税や固定資産税については、各所轄
(別冊1 P78参照) 庁に相談のこと
↓
② 園地変更届(別冊1 P22参照)の提出

6 毎年必ず行わなければならない届出

- ① 学校法人財務諸表届(別冊1 P72参照)
- ② 登記済届(資産総額の変更)(別冊1 P76参照)

7 理事、監事及び評議員の改選に伴う届出

- ① 登記済届(代表権者の氏名及び住所)(別冊1 P76参照)
理事長や代表業務執行理事を選任(再任を含む。)し、代表権者等の変更登記を行った場合に提出する届
- ② 理事就任届(別冊1 P11参照)
理事の選任(再任を含む。)をした場合に提出する届
- ③ 監事就任届(別冊1 P14参照)
監事の選任(再任を含む。)をした場合に提出する届
- ④ 評議員就任届(別冊1 P17参照)
評議員の選任(再任を含む。)をした場合に提出する届
- ⑤ 理事(監事・評議員)退任届(別冊1 P20参照)
理事(監事・評議員)が任期途中で退任した場合に提出する届。任期満了で退任し、後任者が選任された場合は提出不要。

8 納付金の変更や学級数の変更等に伴う届出等

- ① 園則変更届(別冊1 P2参照)
納付金の変更や学級数の変更をする場合等、園則を変更する場合に行う届
注)園則変更届は、変更する年度の前年に募集を始める時期以前に提出すること。
- ② 収容定員に係る園則変更認可
2のとおり、収容定員に係る園則の変更については、認可が必要となります。

9 園長の変更に伴う届出

① 園長採用届（別冊1 P5参照）

園長を変更する場合、園長としての適格要件について確認（疑問がある場合は、こども政策課に確認すること。）し、理事会、評議員会の議決の上提出する届

② 理事就任届

園長は、原則として学校法人の理事となるため、既に理事に就任している場合を除き、理事就任届も忘れずに提出してください。

※園長としての適格要件（別冊2 P50参照）

10 学校法人・幼稚園に関する登記事項及びその他の事項一覧

①登記事項（主なもの）

登記の種類	区分	登記の期間 (主たる事務所の所在地 において行う場合)	根拠法令
設立の登記		2週間以内 (設立認可書の到達した時から)	組合等登記令第2条
組合等登記令第2条第2項各号に掲げる事項の変更の登記(注1)		2週間以内	組合等登記令第3条第1項
資産の総額の変更登記		3月以内(事業年度終了後)	組合等登記令第3条第3項
解散の登記(合併、破産を除く)		2週間以内	組合等登記令第7条
合併の登記(注2)		2週間以内(合併認可の日から)	組合等登記令第8条
清算結了登記		2週間以内(清算結了日から)	組合等登記令第10条
他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転登記		旧所在地は2週間以内に移転の登記 新所在地は2週間以内に令第2条第2項各号に掲げる事項の登記	組合等登記令第4条

(注1) 組合等登記令第2条第2項各号に掲げる登記事項

- ①目的及び業務 ②名称 ③事務所の所在場所
④代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤解散の事由
⑥代表権の範囲又は制限に関する定めがある時はその定め ⑦資産の総額
⑧設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称

(注2) 合併の態様により、それぞれ次の登記をする。

- ①合併後存続する学校法人については変更の登記
②合併により消滅する学校法人又は準学校法人については解散の登記
③合併により設立した学校法人又は準学校法人については令第2条に掲げる事項の登記

②その他の事項

事項	期間	起算日	根拠法令
財産目録の作成	法人設立時 3月以内 2週間以内	毎会計年度終了後 合併の認可の通知があった日	私立学校法第107条 私立学校法第127条
貸借対照表の作成	法人設立時 3月以内 2週間以内	毎会計年度終了後 合併の認可の通知があった日	私立学校法第103条第1項 私立学校法第103条第2項 私立学校法第127条
収支計算書の作成	3月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第103条第2項
定時評議員会に対する計算書類及び事業報告者の報告	3月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第105条
役員補充	1月以内	理事又は監事のうち、その定数の1/5を超えるものが欠けたとき	私立学校法第34条第3項
評議員会の招集	20日以内	評議員総数の1/3以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して招集を請求されたとき	私立学校法第71条

11 私立幼稚園・学校法人に係る認可・届出等関係一覧表

① 学校法人関係

区分	事項	申請者	根拠法令	手続規定	様式	項(別冊1)
認可事項	◎法人の設立	学校法人設立代表者	私立学校法第23条、24条	私学関連細則第11条	25号	57
	◎寄附行為の補充	利害関係人	私立学校法第25条	私学関連細則第12条	26号	59
	寄附行為の変更 ※学校等の名称、事務所の所在地、公告の方法の変更は届出事項であるので除く。	法人理事長	私立学校法第108条第3項	私学関連細則第13条	27号	63
	◎法人の解散 ・2/3以上の議決による解散 ・目的の不能による解散	法人理事長	私立学校法第109条第3項	私学関連細則第14条第1項、第2項	28号	65
	法人の合併	法人理事長	私立学校法第126条第2項	私学関連細則第15条	30号	68
	◎法人組織の変更	法人理事長	私立学校法第152条第7項	私学関連細則第18条	33号	74
届出事項	寄附行為の変更 ※学校等の名称、事務所の所在地及び公告の方法の変更に限る。	法人理事長	私立学校法第108条第5項	私学関連細則第13条の2	27号の2	63
	法人の解散 ・寄附行為に定めた解散事由 ・破産	清算人	私立学校法第109条第5項	私学関連細則第14条第3項	29号	66
	清算中に就職した清算人届	清算人	私立学校法第115条の7	私学関連細則第16条	31号	70
	準備の結了	清算人	私立学校法第122条の14	私学関連細則第17条	32号	71
	登記済届	法人理事長	私立学校法施行令第6条第1項	組合等登記令第2条 外 私学関連細則第19条	34号	76
	理事、監事又は評議員の就任(退任)届	法人理事長	私立学校法施行令第6条第2項	私学関連細則第19条の2	35号	77
	財務諸表届	法人理事長	私立学校振興助成法第14条第4項	私学関連細則第17条の2	32号の2	72
	収支予算変更届	法人理事長		私学関連細則第17条の2	32号の3	73
報告事項	学校法人の業務又は財産の状況について不正や法令・寄附行為に違反する重大な事実の発見	法人監事	私立学校法第56条第2項			
その他	一時理事、一時監事及び一時評議員選任請求書	利害関係人	私立学校法第34条第2項、第50条第2項、第65条第2項	私学関連細則第12条の2、第12条の3、第12条の4	26号の2、3、4	60~62

注) ◎私学審議会諮問事項

②私立幼稚園関係

区 分	事 項	申 請 者	根 拠 法 令	手 続 規 定	様式	項 (別冊1)
認可事項	◎幼稚園の設置	設立者	学校教育法第4条	私学関施細則第2条	1号	38
	◎幼稚園の廃止	設置者	学校教育法第4条	私学関施細則第2条	2号	43
	◎設置者の変更	新旧設置者	学校教育法第4条	私学関施細則第2条	3号	44
	◎収容定員に係る学則の変更	設置者	学校教育法第4条 学教令第23条	私学関施細則第2条	3号の 2	46
届出事項	目的の変更	設置者	学教令第27条の2	私学関施細則第3条	8号	48
	名称の変更	設置者	学教令第27条の2	私学関施細則第3条	9号	49
	位置の変更	設置者	学教令第27条の2	私学関施細則第3条	10号	50
	学則の変更(収容定員を除く)	設置者	学教令第27条の2	私学関施細則第3条	11号	51
	経費の見積及び維持方法の変更	設置者	学教令第27条の2	私学関施細則第3条	12号	52
	園地の変更(増減、権利取得 処分)	設置者	学教令第27条の2	私学関施細則第3条	15号	53
	園舎の変更(増減、権利取得 処分)	設置者	学教令第27条の2	私学関施細則第3条	16号	54
	園長の採用	設置者	学校教育法第10 条	私学関施細則第4条	21号	56
	休園届	設置者	私立学校法第6条			
報告事項	事故の発生	園長	私立学校法第6条			87
	災害の発生	設置者	私立学校法第6条			87
その他	指導要録等引継書	園長	学教令第31条	学教規則第28条		
	証明願(登録免許税関係)	設置者	登録免許税法第4 条			78
	園舎増改築に係る事業計画	設置者				79
	特定公益増進法人の証明	設置者	法人税法、所得税法			81
	税額控除対象法人の証明	設置者	租税特別措置法			84
	相続税の非課税に係る証明	設置者	租税特別措置法			85

注) ◎ 私学審議会諮問事項

凡例 : 学教令=学校教育法施行令 学教規則=学校教育法施行規則
私学関施細則=私立学校関係法施行細則

別冊 1 (幼稚園事務の手引き)

第3編 主な届出等の記載例

1 園則変更届

園 則 変 更 届

令和〇年〇月〇日

栃木県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町1番地
設置者 学校法人〇〇〇〇学園
代表者 理事長 栃木太郎

学校教育法施行令第27条の2の規定により、〇〇幼稚園の園則の変更をしたいので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

1. 変更の理由及び変更年月日を記載した書類
2. 変更の条文及び新旧園則変更条文対照表
3. 新園則全文
4. 変更に関する議事録（法人の場合のみ。）
5. その他知事が必要と認める書類

[注意事項]

- ・議事録については、議事録署名人の署名又は記名押印されたものの写し、又は理事長が原本証明をしたものの写しを提出すること。
- ・関係添付書類は、すべて2部提出すること。（県で受理した後、1部返送。）

※ 原本証明の例

この議事録の写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日
学校法人〇〇〇〇学園
理事長 栃木太郎

※署名又は記名

(記載例)

1. 変更の理由及び変更年月日

① 変更の理由

人件費の増大と物価の高騰のため、入園検定料及び保育料の値上げをして、経営、教育の質的向上をはかる。

(※具体的かつ簡単明瞭に記載すること。)

② 変更年月日

令和〇年〇月〇日

2. 変更の条文及び新旧園則変更条文対照表

① 変更の条文

第14条中 入園検定料「3,000円」を「4,000円」に改める。

第18条第1項表中

「

通 常	保育料	<u>月額17,000円</u>	その月の10日まで
--------	-----	------------------	-----------

」
を

「

通 常	保育料	<u>月額18,000円</u>	その月の10日まで
--------	-----	------------------	-----------

」
に改める。

(※変更箇所^①に朱線を引くこと。)

(記載例)

② 新旧園則変更条文対照表

新				旧			
第14条 この幼稚園に入園しようとする者は、入園申込書に入園検定料 <u>4,000円</u> を添えて申し込むものとする。				第14条 この幼稚園に入園しようとする者は、入園申込書に入園検定料 <u>3,000円</u> を添えて申し込むものとする。			
第18条 納付金及び納付期日は次の表のとおりとする。				第18条 納付金及び納付期日は次の表のとおりとする。			
納付金の名称		納付金額	納付期日	納付金の名称		納付金額	納付期日
入園児	入園料	20,000円	入園児まで	入園児	入園料	20,000円	入園児まで
	施設費	10,000円	入園児まで		施設費	10,000円	入園児まで
通常	保育料	<u>18,000円</u>	その月の10日まで	通常	保育料	<u>17,000円</u>	その月の10日まで

〔 ※変更に係る条文又は項を抜き書きし、
変更箇所に朱線を引くこと。 〕

(記載例)

3. 新園則全文

〔省略〕新園則全文を掲載すること。

附則

- 1 この園則は、令和〇年〇月〇日より施行する。

2 園長採用届

園 長 採 用 届

令和〇年〇月〇日

栃木県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町1番地

設置者 学校法人〇〇〇〇学園

代表者 理事長 栃木太郎

学校教育法第10条の規定により、〇〇幼稚園の園長を採用したので、関係書類を添えて届け出ます。

新 園 長 名 群 馬 六 郎

住 所 〇〇市△△町1

園長採用年月日 令和〇年4月1日

添付書類

1. 履 歴 書
2. 教員免許状の写し
3. 園長が学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面〔様式1号〕
4. 前任者について記載した書類〔様式2号〕
5. 園長採用に関する議事録（法人の場合のみ。）
6. その他知事が必要と認める書類
 - ① 在職証明書〔様式3号〕

〔注意事項〕

- ・ 2の教員免許状の写しは、新園長が学校教育法施行規則第21条又は第22条に規定される校長の資格の特例に該当する場合は不要。ただし、この際には、6のその他知事が必要と認める書類により、同施行規則第20条により難い特別の事情等について記載した書類を添付すること。
- ・ 6の在職証明書については、現在県内の私立幼稚園に勤務中の者であるときは不要。
- ・ 添付書類のうちコピーしたものは、理事長が原本証明すること。
- ・ 書類は2部提出すること。（県で受理した後、1部返送。）

(記載例)

<様式1号>

誓 約 書

園長について、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

令和〇年〇月〇日

学校法人 ○○○○学園
理事長 枋木 太郎
※署名又は記名

(記載例)

<様式2号>

4. 前任者について記載した書類

① 退任者住所

〇〇〇市〇〇町1-1-20

② 退任者氏名

千 葉 五 郎

③ 退 任 理 由

健康状態が悪化したため

④ 退任年月日

令和〇年〇月〇日

(記載例)

<様式3号>

6. 在職証明書

氏 名 群 馬 六 郎
生年月日 昭和56年1月3日

上記の者、(○○幼稚園) に平成15年4月1日から平成26年3月31日まで、
(教 諭) として在職したことを証明します。

令和○年○月○日

住 所 ○○市○○○町2-10
設置者 学校法人○△学園
代表者 理事長 長野 七郎
※署名又は記名

3 登記済届

(1) 資産総額の変更の登記

登記済届

令和〇年〇月〇日

栃木県知事 ○〇〇〇 様

学校法人住所 ○〇市〇〇町1番地

学校法人名 学校法人〇〇〇〇学園

理事長名 理事長 栃木太郎

組合等登記令の規定による資産総額の変更の登記をしたので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

1. 登記事項証明書

[注意事項]

- ・ この届は、毎事業年度末日現在の資産の総額の変更の登記を行ったときに提出する。
- ・ 書類は1部提出すること。

(2) 代表権者の登記

登記済届

令和〇年〇月〇日

栃木県知事 〇〇〇〇 様

学校法人住所 〇〇市〇〇町1番地
学校法人名 学校法人〇〇〇〇学園
理事長名 理事長 栃木太郎

組合等登記令の規定による代表権者の氏名及び住所の変更の登記をしたので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

1. 登記事項証明書
2. 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類（議事録）

[注意事項]

- ・ 議事録については、議事録署名人の署名又は記名押印されたものの写し、又は理事長が原本証明をしたものの写しを提出すること。
- ・ この届は、代表権者である理事長や代表業務執行理事を選任（再任を含む。）し、変更登記を行ったときに提出する。
- ・ 書類は2部提出すること。（県で受理した後、1部返送。）

4 理事就任届

理 事 就 任 届

令和〇年〇月〇日

栃木県知事 〇〇〇〇 様

学校法人住所 〇〇市〇〇町1番地

学校法人名 学校法人〇〇〇〇学園

理 事 長 名 理事長 栃木太郎

理事を変更しましたので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により届け出ます。

1 就任者の氏名及び住所

栃木太郎 〇〇市〇〇町〇〇番地

茨城三郎 △△市△△町△△番地

埼玉花子 ××市××町××番地

千葉七郎 〇×市〇×町〇×番地

山梨八郎 〇〇市××町△△番地

2 就任年月日

令和〇年〇月〇日

添付書類

1. 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類（議事録）
2. 就任承諾書〔様式4号〕
3. 就任者の履歴書
4. 私立学校法第31条第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定に該当しないことを誓約する書類〔様式5-1号〕

〔注意事項〕

- ・ 3の就任者の履歴書については、重任された者の分は添付不要。
- ・ この届は、理事改選（全員再任の場合を含む。）をしたときに提出する。
- ・ 添付書類のうちコピーしたものは、理事長が原本証明すること。
- ・ 書類は2部提出すること。（県で受理した後、1部返送。）

<様式4号>

就 任 承 諾 書

学校法人 ○○○○学園

理事長 栃 木 太 郎 様

私は、学校法人○○○○学園の理事に下記の任期で就任することを、承諾いたします。

任 期 令和 年 月 日
～
○年以内に終了する会計年度のうち最終のものに
関する定時評議員会の終結の時まで

令和○年○月○日

氏名 茨 城 三 郎
※署名又は記名

(記載例)

<様式5-1号>

誓 約 書

各理事の資格及び理事の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 1 私立学校法第31条第1項各号及び第2項に該当しない者であること
- 2 監事又は評議員を兼ねる者でないこと
- 3 理事のうちに、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 4 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の3分の1を超えていないこと

令和〇年〇月〇日

学校法人 ○○○○学園

理事長 梶木 太郎

※署名又は記名

5 監事就任届

監 事 就 任 届

令和〇年〇月〇日

栃木県知事 〇〇〇〇 様

学校法人住所 〇〇市〇〇町1番地

学校法人名 学校法人〇〇〇〇学園

理事長名 理事長 栃木太郎

監事を変更しましたので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により届け出ます。

1 就任者の氏名及び住所

福島一郎 〇〇市〇〇町〇〇番地

新潟二郎 △△市△△町△△番地

2 就任年月日

令和〇年〇月〇日

添付書類

1. 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類（議事録）
2. 就任承諾書〔様式4号〕
3. 就任者の履歴書
4. 監事が私立学校法第46条の規定に該当しないことを誓約する書類〔様式5-2号〕

〔注意事項〕

- ・ 3の就任者の履歴書については、重任された者の分は添付不要。
- ・ この届は、監事改選（全員再任の場合を含む。）をしたときに提出する。
- ・ 添付書類のうちコピーしたものは、理事長が原本証明すること。
- ・ 書類は2部提出すること。（県で受理した後、1部返送。）

(記載例)

<様式4号>

就 任 承 諾 書

学校法人 ○○○○学園

理事長 枡木 太郎 様

私は、学校法人○○○○学園の監事に下記の任期で就任することを、承諾いたします。

任 期 令和 年 月 日
～

○年以内に終了する会計年度のうち最終のものに
関する定時評議員会の終結の時まで

令和○年○月○日

氏名 福 島 一 郎
※署名又は記名

(記載例)

<様式5-2号>

誓 約 書

各監事について、次に適合していることを誓約します。

- 1 私立学校法第46条第1項各号に該当しない者であること
- 2 評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと
- 3 監事のうちに、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

令和〇年〇月〇日

学校法人 ○○○○学園

理事長 栃木 太郎

※署名又は記名

6 評議員就任届

評 議 員 就 任 届

令和〇年〇月〇日

栃木県知事 〇〇〇〇 様

学校法人住所 〇〇市〇〇町1番地

学校法人名 学校法人〇〇〇〇学園

理事長名 理事長 栃木太郎

評議員を変更しましたので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により届け出ます。

1 就任者の氏名及び住所

青森一郎 〇〇市〇〇町〇〇番地

秋田二郎 △△市△△町△△番地

岩手三郎 ××市××町××番地

山形四郎 〇〇市△△町××番地

宮城五郎 〇×市〇×町〇×番地

群馬六郎 〇△市△×町×〇番地

2 就任年月日

令和〇年〇月〇日

添付書類

1. 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類（議事録）
2. 就任承諾書〔様式4号〕
3. 就任者の履歴書
4. 評議員が私立学校法第62条第1項、第2項及び第4項の規定に該当しないことを誓約する書類〔様式5-3号〕

〔注意事項〕

- ・ 3の就任者の履歴書については、重任された者の分は添付不要。なお、令和7年4月1日以降に初めて県へ届け出るときは、重任された者の分も含めて全員分添付すること。
- ・ この届は、評議員改選（全員再任の場合を含む。）をしたときに提出する。
- ・ 添付書類のうちコピーしたものは、理事長が原本証明すること。
- ・ 書類は2部提出すること。（県で受理した後、1部返送。）

(記載例)

<様式4号>

就 任 承 諾 書

学校法人 ○○○○学園

理事長 枡木 太郎 様

私は、学校法人○○○○学園の評議員に下記の任期で就任することを、承諾いたします。

任 期 令和 年 月 日
～

○年以内に終了する会計年度のうち最終のものに
関する定時評議員会の終結の時まで

令和○年○月○日

氏名 青 森 一 郎
※署名又は記名

(記載例)

<様式5-3号>

誓 約 書

各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 1 私立学校法第62条第1項及び第2項に該当しない者であること
- 2 評議員のうちに、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

令和○年○月○日

学校法人 ○○○○学園

理事長 梶木 太郎

※署名又は記名

7 理事（監事・評議員）退任届

理事（監事・評議員）退任届	
令和〇年〇月〇日	
栃木県知事 〇〇〇〇 様	
	学校法人住所 〇〇市〇〇町1番地 学校法人名 学校法人〇〇〇〇学園 理事長名 理事長 栃木太郎
<p>理事（監事・評議員）を変更しましたので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により届け出ます。</p> <p>1 退任者の氏名 埼玉二郎</p> <p>2 退任者の住所 〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>3 退任年月日 令和〇年〇月〇日</p> <p>添付書類 1. 辞任届[様式8号]</p>	

[注意事項]

- ・ この届は、理事、監事又は評議員が退任したときに提出する。ただし、任期満了により退任した場合は、提出不要。
- ・ 理事が退任した場合は「理事退任届」、監事が退任した場合は「監事退任届」、評議員が退任した場合は「評議員退任届」とする。
- ・ 添付書類の辞任届（様式8号）については、死亡による退職の場合は提出不要。また、園長理事が退任する場合は、後任の園長理事の理事就任届において「前任者について記載した書類」（園長採用届添付書類参照。）を記載することで、理事退任届に代えることができる。
- ・ 添付書類のうちコピーしたものは、理事長が原本証明すること。
- ・ 書類は2部提出すること。（県で受理した後、1部返送。）

(記載例)

<様式8号>

辞 任 届

学校法人 ○○○○学園
理事長 枋 木 太 郎 様

私は、今般一身上の都合により令和○年○月○日をもって、貴学校法人の理事（監事・評議員）を
辞任したく、届け出ます。

令和○年○月○日

氏名 崎 玉 二 郎
※署名又は記名

8 園地変更届

園 地 変 更 届

令和〇年〇月〇日

栃木県知事 ○○○○ 様

住 所 ○〇市〇〇町1番地

設置者 学校法人○○○○学園

代表者 理事長 栃木太郎

学校教育法施行令第27条の2の規定により、〇〇幼稚園の園地を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

1. 変更の理由及び変更年月日を記載した書類
2. 園地変更調書（施設調書）〔様式8号〕
3. 配置図、公図の写し及び実測図又は求積図
4. 所有権を証する公の書類
5. 変更に関する議事録（法人の場合のみ）

〔注意事項〕

- ・ 3の配置図、公図の写し及び実測図又は求積図は変更部分を朱書きする。なお、園地内訳である運動場や園舎敷地の求積図があれば添付する。
- ・ 4の所有権を証する公の書類は
 - ①設置者所有のときは、土地の登記事項証明書。
 - ②借用であるときは、公正証書による20年以上の貸借契約書の写し及び土地の登記事項証明書又は地上権若しくは貸借権の設定登記に係る土地の登記事項証明書。
- ・ 議事録の写しについては、議事録署名人の署名又は記名押印されたものの写し、又は理事長が原本証明をしたものの写しを提出すること。
- ・ 農地転用による土地の取得の場合などは必要な書類（農地転用許可書等）を添付すること。
- ・ 書類は2部提出すること。（県で受理した後、1部返送。）

(記載例)

<様式8号>

2. 園地変更調書

	現 有 面 積 m ²	増減・用途変更面積 m ²	変 更 後 の 面 積 m ²
園 舎 敷 地	6 7 9 . 0 4	2 4 0 . 8 6	9 1 9 . 9 0
運 動 場	1 , 6 7 9 . 8 8	▲ 2 4 0 . 8 6	1 , 4 3 9 . 0 2
そ の 他	2 0 5 . 1 4	0	2 0 5 . 1 4
計	2 , 5 6 4 . 0 6	0	2 , 5 6 4 . 0 6

※園地面積は登記面積若しくは実測面積にあわせること。

地 番	所 有 者	地 積	備 考
〇〇市××町 1 2 3 4 番	学校法人〇〇学園	m ² 1 , 5 6 4 . 0 6	
1 2 3 5 番	学校法人〇〇学園	1 , 0 0 0 . 0 0	

9 園舎変更届

園 舎 変 更 届

令和〇年〇月〇日

栃木県知事 ○○○○ 様

住 所 ○〇市〇〇町1番地

設置者 学校法人○○○○学園

代表者 理事長 栃木太郎

学校教育法施行令第27条の2の規定により、〇〇幼稚園の園舎を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

1. 変更の理由及び変更年月日を記載した書類
2. 園舎変更調書（施設調書）〔様式9～10号〕
3. 建築に関する図面（配置図及び平面図）
4. 所有権を証する公の書類
5. 変更に関する議事録（法人の場合のみ）

〔注意事項〕

- 3の配置図及び平面図は変更部分を朱書きする。
- 4の所有権を証する公の書類は建物の登記事項証明書。ただし、届出時に未登記のときは、建築確認通知の写しを添付し、登記後速やかに登記事項証明書を提出すること。
- 議事録の写しについては、議事録署名人の署名又は記名押印されたものの写し、又は理事長が原本証明をしたものの写しを提出すること。
- 書類は2部提出すること。（県で受理した後、1部返送。）

(記載例)

<様式9号>

2. 園舎変更調書 (増改築及び取壊しの場合)

室名	現有面積 m ²	増築・改築 (取壊し面積) m ²	変更後面積 m ²
保育室	198.07	増築 +57.09	255.16
遊戯室	190.57	取壊 ▲151.01 増築 +161.64	201.20
職員室 (保育室兼用)	30.40	用途変更 +25.41	55.81
便所	24.70 大便器()ヶ 小便器()ヶ	大便器()ヶ 小便器()ヶ	24.70 大便器()ヶ 小便器()ヶ
教材室	89.29	用途変更▲25.41	63.88
小計	533.03	67.72	600.75
テラス・ピロティ等	116.31	▲23.14	93.17
合計	649.34	44.58	693.92
所有者住所氏名	〇〇市××町1番地 学校法人〇〇〇〇学園		

※・室名はすべて記載すること。

・預かり保育専用部屋がある場合には、「保育室」の面積には含めず、「預かり保育室」の欄を設けて記載すること。

(記載例)

<様式10号>

2. 園舎変更調書 (用途変更の場合)

変更前の用途	変更後の用途	面積 m ²
教材室	職員室 (兼保健室)	25.41
計		25.41

1 0 事業計画（理事会及び評議員会付議用）

令和〇年度 学校法人〇〇学園事業計画

（〇〇幼稚園）

1 重点教育目標

（幼稚園における当該年度に力を入れる教育内容について記載する。）

2 幼稚園の主な行事予定

- 4月〇日 入園式
- 5月〇日 遠足（〇〇方面）
- 6月〇日 園児健康診断
- 7月〇日 授業参観
- 7月〇日 お泊まり保育
- 10月〇日 運動会
- 11月〇日 〇〇祭
- 11月〇日 学習発表会
- 12月〇日 クリスマス会
- 3月〇日 卒園式

3 園児数の見込み

	令和〇年度	令和×年度 (前年度)	備 考
満3歳児	人	人	1学級
3歳児	人	人	2学級
4歳児	人	人	2学級
5歳児	人	人	2学級
合 計	人	人	7学級

※ 令和×年度は、〇月〇日現在の園児数

4 教職員の配置

No.	職 名	氏 名	担 当 職 務	備 考
1	園長	〇〇 〇〇		
2	副園長	〇〇 〇〇		
3	教務主任	〇〇 〇〇		
4	教諭	〇〇 〇〇	〇〇組担任	
5	教諭	〇〇 〇〇	〇〇組担任	
6	教諭	〇〇 〇〇	〇〇組担任	

7	教諭	〇〇 〇〇	〇〇組副担任	
8	教諭	〇〇 〇〇	〇〇組副担任	新規採用予定
9	教諭	〇〇 〇〇	〇〇組副担任	パート職員
10	教諭	〇〇 〇〇	預かり保育担当	パート職員
11	事務長	〇〇 〇〇		
12	事務	〇〇 〇〇		
13	運転手	〇〇 〇〇		
14	運転手	〇〇 〇〇		

5 納付金

	令和〇年度	令和×年度 (前年度)	備考
入園料	円	円	
入園検定料	円	円	
保育料	円	円	月額
〇〇〇費	円	円	月額
〇〇〇費	円	円	年額
〇〇〇費	円	円	年額

6 施設・設備等の整備

① 土地の購入

〇月 保護者駐車場用地購入 (〇〇町〇〇番地 〇〇m² 取得予定金額〇〇〇円)

② 施設の整備

〇月 園舎改修工事設計委託 (委託料見込み 〇〇〇〇円)

〇月 園舎改修工事着手 (工事費見込み 〇〇〇〇円)

〇月 // 終了

③ 主な設備・備品の整備

〇月 園バス (〇〇号) 更新 (取得費見込み 〇〇〇〇円)

〇月 遊具 (〇〇〇) の設置 (取得費見込み 〇〇〇〇円)

7 附帯事業の実施

① 給食事業

完全給食、週4回実施。給食費月額〇〇円

② 預かり保育事業

・実施時間

平日 14時～17時まで

土曜日 9時～17時まで

夏休み 9時～17時まで

・預かり保育料金

1日 400円

1日 5,000円

③ 未就園児親子教室
毎週火曜日実施

④ 園バス事業
バス〇台、ワゴン車〇台運行。バス利用料月〇〇〇円

8 その他

1 1 事業実績（理事会及び評議員会付議用）

令和○年度 学校法人○○学園事業実績
(○○幼稚園)

1 重点教育目標の成果
(幼稚園における当該年度に力を入れた教育内容の実績について記載する。)

2 幼稚園の主な行事の実施状況

- 4月○日 入園式
- 5月○日 遠足（○○方面 参加人数 ○○人）
- 6月○日 園児健康診断
- 7月○日 授業参観
- 7月○日 お泊まり保育（参加人数 ○○人）
- 10月○日 運動会
- 11月○日 ○○祭
- 11月○日 学習発表会
- 12月○日 クリスマス会
- 3月○日 卒園式

3 園児数の見込み

	当初見込み	実績	備考
満3歳児	人	人	1学級
3歳児	人	人	2学級
4歳児	人	人	2学級
5歳児	人	人	2学級
合計	人	人	7学級

※ 実績は、3月1日現在の園児数

4 教職員の配置

No.	職名	氏名	担当職務	備考
1	園長	○○ ○○		
2	副園長			
3	教務主任	○○ ○○		
4	教諭	○○ ○○	○○組担任	
5	教諭	○○ ○○	○○組担任	
6	教諭	○○ ○○	○○組担任	
7	教諭	○○ ○○	○○組副担任	○月○日～育児休暇
8	教諭	○○ ○○	○○組副担任	新規採用
9	教諭	○○ ○○	○○組副担任	パート職員、○月○日採用
10	教諭	○○ ○○	○○組副担任	パート職員
11	教諭	○○ ○○	預かり保育担当	パート職員
12	事務長	○○ ○○		
13	事務	○○ ○○		
14	運転手	○○ ○○		
15	運転手	○○ ○○		

5 財務の状況（過去3年間の比較）

① 事業活動支出の状況

区 分	令和○年度	令和○年度	令和○年度	備 考
教育活動収支	納付金			
	補助金			
	事業収入			
	その他			
	教育活動収入計			
	人件費			
	経費			
	その他			
	教育活動支出			
	教育活動収支差額			
教育活動外収支	受取利息・配当金			
	その他			
	教育活動外収入計			
	借入金等利息			
	その他			
	教育活動外支出計			
教育活動外収支差額				
経常収支差額				
特別収支	資産売却差額			
	その他			
	特別収入計			
	資産処分差額			
	その他			
	特別支出計			
特別収支差額				
基本金組入前当年度収支差額				
基本金組入額合計				
当年度収支差額				

② 資産、負債及び基本金の状況

区 分	令和○年度	令和○年度	令和○年度	備 考
資産				
固定資産				
流動資産				
負債				
固定負債				
流動負債				
基本金				
繰越収支差額				

6 施設・設備等の整備

① 土地の購入

○月 保護者駐車場用地購入 (○○町○○番地 ○○m² 取得予定金額○○○円)

② 施設の整備

○月 園舎改修工事設計委託 (委託料 ○○○○円)

○月 園舎改修工事着手 (工事費 ○○○○円)

○月 " 終了

③ 主な設備・備品の整備

○月 園バス (○○号) 更新 (取得費 ○○○○円)

○月 遊具 (○○○) の設置 (取得費 ○○○○円)

7 附帯事業の実施状況

① 給食事業

完全給食、週4回実施。給食費月額○○円

② 預かり保育事業

・実施時間

平日 14時～17時まで

土曜日 9時～17時まで

夏休み 9時～17時まで

・預かり保育料金

1日 400円

1日 5,000円

・利用状況

利用園児数1日平均○○人

③ 未就園児親子教室

毎週火曜日実施。参加人数1日当たり○○人。

④ 園バス事業

バス○台、ワゴン車○台運行。バス利用料月○○○円

8 その他

1 2 事業報告書（財務公開用）

令和〇年度 学校法人〇〇学園事業報告書

1 法人の概要

① 設置する学校の概要

名称	定員	園児数				備 考
		3歳児	4歳児	5歳児	計	
〇〇幼稚園	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	

※ 園児数は、令和〇年3月1日現在

② 役員 の 状 況（令和〇年3月31日現在）

理事長 〇〇 〇〇

理 事 〇〇 〇〇

監 事 〇〇 〇〇

監 事 〇〇 〇〇

③ 職員 の 状 況（令和〇年3月31日現在）

園 長 〇〇 〇〇

副 園 長 〇〇 〇〇

教 諭 〇人（うちパート教諭〇〇人）

事務職員 〇人

運転手 〇人

2 事業の概要

① 本年度の重点教育目標の実績

（各幼稚園における当該年度に力を入れた教育内容の実績について記載する。）

② 幼稚園の主な行事の実施状況

- 4月〇日 入園式
- 5月〇日 遠足（〇〇方面 参加人数 〇〇人）
- 6月〇日 園児健康診断
- 7月〇日 授業参観
- 7月〇日 お泊まり保育（参加人数 〇〇人）
- 10月〇日 運動会
- 11月〇日 〇〇祭
- 11月〇日 学習発表会
- 12月〇日 クリスマス会
- 3月〇日 卒業式

③ 施設・設備の整備実績

- ・保護者用駐車場取得（〇〇m²）
- ・子育て支援施設増築（〇〇m²）
- ・遊具（〇〇〇〇）の設置

3 財務の概要（過去3年間の経年変化）

① 事業活動支出の状況

区 分	令和○年度	令和○年度	令和○年度	備 考
教育活動収支	納付金			
	補助金			
	事業収入			
	その他			
	教育活動収入計			
	人件費			
	経費			
	その他			
	教育活動支出			
	教育活動収支差額			
教育活動外収支	受取利息・配当金			
	その他			
	教育活動外収入計			
	借入金等利息			
	その他			
	教育活動外支出計			
教育活動外収支差額				
経常収支差額				
特別収支	資産売却差額			
	その他			
	特別収入計			
	資産処分差額			
	その他			
	特別支出計			
特別収支差額				
基本金組入前当年度収支差額				
基本金組入額合計				
当年度収支差額				

② 資産、負債及び基本金の状況

区 分	令和○年度	令和○年度	令和○年度	備 考
資産				
固定資産				
流動資産				
負債				
固定負債				
流動負債				
基本金				
繰越収支差額				

1 3 監査報告書

監 査 報 告 書

学校法人〇〇学園

理事長 〇〇 〇〇 様

令和〇年〇月〇日

学校法人〇〇学園

監事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

私たちは、学校法人〇〇学園の監事として、私立学校法第52条第1項に基づいて、同学園の業務及び令和〇年度（令和〇年4月1日から令和〇年3月31日）における計算書類等（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、事業報告書及び附属明細書）について監査を行いました。

監査の結果、私たちは学校法人〇〇学園の業務について適正であると認めました。また、上記計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人〇〇学園の令和〇年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。

第4編 各種様式

別記様式第1号（第2条関係）

○○学校（幼稚園・専修学校・各種学校）設置認可申請書	
年 月 日	
栃木県知事	様
設置申請者	
住 所	
氏 名	
<p>学校教育法第4条（専修学校の場合は第130条）及び学校教育法施行規則第3条の規定により、○○学校（幼稚園・専修学校・各種学校）を設置いたしたいので、関係書類を添えて、申請いたします。</p>	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

ただし、学校設置の認可申請と同時に学校法人の寄附行為の認可又は変更認可の申請を行う場合には、当該寄附行為の認可の申請にあつては第1号、第3号、第4号、第6号、第11号及び第18号に掲げる書類の、当該寄附行為の変更認可の申請にあつては第11号及び第18号に掲げる書類の添付は、これを省略することができる。

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項

種 別	事 項
1 目 的	
2 名 称	
3 位 置	
4 学 則	別紙のとおり
5 経費の見積り及び維持の方法	
6 設 置 の 時 期	(予 定)

- 3 学則
- 4 設置者（法人にあつては、その代表者）の履歴書及びその者が私立学校法第31条第1項第2号及び第3号各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 5 施設調書

校地の総面積		平方メートル	
種 別	所 在 地	面 積	備 考
校舎敷地			
屋外運動場			
計			
校 地 所 有 者		住 所	
		氏 名	

校舎その他の建物の総面積			平方メートル			
種 別	建物様式	室 名	室 数	面 積	備 考	
校 舎	(例) 木造瓦葺 2階建	普通教室				
		特別教室				
		研 究 室				
		保 健 室				
		職 員 室				
		事 務 室				
		便 所			大便器 ケ 小便器 ケ	
		廊 下				
		小 計				
屋内運動場		運 動 場				
		更 衣 室				
		廊 下				
		小 計				
寄 宿 舎		寮 室				
		便 所			大便器 ケ 小便器 ケ	
		廊 下				
		小 計				
倉 庫						
職 員 住 宅						
合 計						
建 物 所 有 者 住 所			氏 名			

6 校地及び校舎の所有権を証する公の書類（借用の場合は、このほかに賃借契約書の写し又はこれに代わるべきもの。）

7 学級編制表

課 程 (組)名	第1年度		第2年度		第3年度		第4年度		第5年度		第6年度	
	学級数	生徒数										

8 校具及び教具の明細書

品 名	数 量	備 考

9 教職員組織調書

職 名	氏 名	専兼の別	住 所	生年月日	最終学歴	免許状の種類

- 1 0 教職員の履歴書、免許状の写し（又は学歴証明書）並びに校長及び教員が学校教育法第9条各号に該当しないものであることを誓約する書面
- 1 1 創立費並びに開設後2年間の事業計画書及び収支予算書
- 1 2 飲料水の定性分析表（上水道の場合にはその旨を記載した書類）
- 1 3 校長採用届

<p>校 長 採 用 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>栃木県知事 様</p> <p style="text-align: center;">〇〇学校（幼稚園、専修学校、各種学校）設置者 氏 名</p> <p>〇〇学校（幼稚園、専修学校、各種学校）設置認可の上は〇〇〇〇を校（園）長に採用したくお届けします。</p>

- 1 4 学校の位置を示す図面
- 1 5 校舎等の配置図
- 1 6 建築に関する図面
- 1 7 照明図（夜間授業を行う場合のみ）
- 1 8 学校設置決議録、寄附行為又は定款、財産目録及び登記事項証明書（法人の場合のみ）
- 1 9 その他知事が必要と認める書類
- 2 0 学校設置要項（私立学校審議会用20部）

1 学 校 設 置 要 項	
学 校 の 目 的	
名 称	
位 置	
開 設 の 時 期	
経費の見積り及び維持方法	
設 置 者 名	
校 長 名	

2 部 科 (組) 別 表			
部 科 (組) 名	定 数	修 業 年 限	備 考

3 教 職 員 組 織						
職 名	専兼の別	氏 名	住 所	年 令	学 歴	免許状の種類

4 校 具 及 び 教 具		
品 名	数 量	備 考

5 施 設		
(1) 校 地		平方メートル
内訳	校 舎 敷 地	平方メートル
	運 動 場	平方メートル
	そ の 他	平方メートル
	所有者 住 所 氏 名	
(2) 校 舎		平方メートル
	同時に収容する定数の1人当たりの面積	平方メートル
内訳	普 通 教 室	平方メートル
	特 別 教 室	平方メートル
	研 究 室	平方メートル
	保 健 室	平方メートル
	教 員 室	平方メートル
	事 務 室	平方メートル
	便 所	平方メートル
	そ の 他	(大便所の数 小便所の数) 平方メートル
(3) 屋内運動場		平方メートル
(4) 寄 宿 舎		平方メートル
(5) 倉 庫		平方メートル
(6) 職 員 住 宅		平方メートル
(7) そ の 他		平方メートル
	所有者 住 所 氏 名	

6 予算概況			
初年度		次年度	
収入の部	支出の部	収入の部	支出の部

7 教育課程		
科目	1週間の授業時数	備考

8 附近の状況

9 学校の案内図

10 校舎等の配置図

11 建物の平面図

別記様式第2号（第2条関係）

〇〇学校（幼稚園、専修学校、各種学校）廃止認可申請書	
年 月 日	
栃木県知事	様
設 置 者	
住 所	
氏 名	
<p>学校教育法第4条（専修学校の場合は第130条）及び学校教育法施行規則第15条の規定により、〇〇学校（幼稚園、専修学校、各種学校）を廃止したいので、関係書類を添えて、申請します。</p>	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 廃止の理由及び廃止予定年月日を記載した書類
- 2 教職員及び生徒等の処置方法を記載した書類
- 3 廃止に関する決議録（法人の場合のみ）
- 4 指導要録等の引継方法を記載した書類
- 5 その他知事が必要と認める書類
- 6 学校廃止要項（私立学校審議会用20部）

学 校 廃 止 要 項	
1 学校 の 名 称	
2 位 置	
3 廃 止 の 時 期	
4 廃 止 の 理 由	
5 校 長 名	
6 設 置 者 名	
7 生 徒 の 処 置	
8 職 員 の 処 置	
9 備 考	

別記様式第3号（第2条関係）

設 置 者 変 更 認 可 申 請 書	
年 月 日	
栃木県知事	様
旧 設 置 者 住 所 氏 名 新 設 置 者 住 所 氏 名	
学校教育法第4条（専修学校の場合は第130条）の規定により、〇〇学校（幼稚園、専修学校、各種学校）の設置者を変更いたしたいので、関係書類を添えて、申請いたします。	

備考

- 1 変更の理由及び変更予定年月日を記載した書類
- 2 設置要項の変更に関する調書

種 別	変 更 前	変 更 後
1 目 的		
2 名 称		
3 位 置		
4 学 則	別紙のとおり	別紙のとおり
5 経費の見積り及び維持方法		

3 新設置者に関する書類

（個人の場合）

- (1) 履歴書
- (2) 私立学校法第31条第1項第2号及び第3号各号に該当しない者であることを誓約する書面

（法人の場合）

- (1) 代表役員の履歴書及びその者が私立学校法第31条第1項第2号及び第3号各号に該当しない者であることを誓約する書面
- (2) 変更に関する決議録
- (3) 寄附行為又は定款の関係部分
- (4) 財産目録
- (5) 登記事項証明書
- (6) 役員名簿

4 その他知事が必要と認める書類

5 設置者変更要項（私立学校審議会用20部）

設置者変更要項		
種 別	新	旧
1 学 校 の 目 的		
2 学 校 の 名 称		
3 学 校 の 位 置		
4 変 更 の 時 期	年 月 日 予 定	
5 変 更 の 理 由		
6 設 置 者 名		
7 経費の見積り及び維持方法		
8 備 考		

別記様式第3号の2（第2条関係）

<p style="margin: 0;">〇〇学校（幼稚園、各種学校）収容定員に係る学則変更認可申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">年 月 日</p>		
<p style="margin: 0;">栃木県知事</p>	<p style="margin: 0; text-align: center;">様</p>	<p style="margin: 0; text-align: center;">設 置 者</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">住 所</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">氏 名</p>
<p style="margin: 0;">学校教育法第4条の規定により、〇〇学校（幼稚園・各種学校）の収容定員に係る学則の変更したので、関係書類を添えて申請します。</p>		

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

1 学則変更調書

種 別	事 項	
1 変更の理由		
2 変更予定年月日		
3 収容定員（科別）	変更前 人	変更後 人
4 校 地 面 積	変更前 m ²	変更後 m ²
5 校 舎 面 積	変更前 m ²	変更後 m ²
6 経費の見積り及び維持方法	変更前	変更後
7 備 考		

2 校地、校舎の配置図及び平面図

3 変更に関する決議録（法人のみ）

4 その他知事が必要と認める書類

5 学則変更要項（私立学校審議会用20部）

学 則 変 更 要 項			
種 別	事 項		
1 変更の理由			
2 変更予定年月日			
3 収容定員（科別）	変更前	人	変更後 人
4 校地面積	変更前	m ²	変更後 m ²
5 校舎面積	変更前	m ²	変更後 m ²
6 経費の見積り及び維持方法	変更前		変更後
7 備考			

別記様式第8号（第3条関係）

目 的 変 更 届	
	年 月 日
栃木県知事	様
	設 置 者
	住 所
	氏 名
<p>学校教育法施行令第27条の2の規定により、目的を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。</p>	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 変更の理由及び変更年月日を記載した書類
- 2 旧目的及び新目的の対照表
- 3 変更に関する決議録（法人の場合のみ。）
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記様式第9号（第3条関係）

名 称 変 更 届		年 月 日
栃木県知事	様	
	設 置 者	
	住 所	
	氏 名	
<p>学校教育法施行令第27条の2の規定により、名称の変更をしたいので、関係書類を添えて届け出ます。</p>		

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 変更の理由及び変更年月日を記載した書類
- 2 旧名称及び新名称の対照表（変更箇所は朱書すること。）
- 3 変更に関する決議録（法人の場合のみ。）
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記様式第10号（第3条関係）

位 置 変 更 届	
	年 月 日
栃木県知事	様
	設 置 者
	住 所
	氏 名
<p>学校教育法施行令第27条の2の規定により、位置の変更をしたいので、関係書類を添えて届け出ます。</p>	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 変更の理由及び変更年月日を記載した書類
- 2 旧位置及び新位置を記載した書類
- 3 別記様式第1号備考中第2号の設置要項
- 4 別記様式第1号備考中第5号の施設調書
- 5 校地及び校舎の所有権を証する公の書類（借用の場合は、このほかに賃借契約書の写し又はこれに代わるべき書類）
- 6 飲料水の定性分析表（上水道使用の場合にはその旨を記載した調書）
- 7 校舎等の配置図
- 8 学校の位置を示す図面
- 9 建築に関する図面
- 10 照明図（夜間授業を行う場合のみ。）
- 11 変更に関する決議録、財産目録（法人の場合のみ。）
- 12 その他知事が必要と認める書類

別記様式第11号（第3条関係）

学 則 変 更 届

年 月 日

栃木県知事

様

設 置 者

住 所

氏 名

学校教育法施行令第27条の2の規定により、学則の変更をしたいので、関係書類を添えて届け出ます。

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 変更の理由及び変更年月日を記載した書類
- 2 学則変更の条文及び新旧学則変更条文対照表
- 3 新学則（全文）
- 4 変更に関する決議録（法人の場合のみ。）
- 5 その他知事が必要と認める書類

別記様式第12号（第3条関係）

経費の見積り及び維持方法変更届

年 月 日

栃木県知事 様

設 置 者
住 所
氏 名

学校教育法施行令第27条の2の規定により、経費の見積り及び維持の方法を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 変更の理由及び変更年月日を記載した書類
- 2 変更後2ケ年間の事業計画書及び予算書
- 3 旧経費の見積り及び維持の方法と新経費の見積り及び維持の方法の対照表
- 4 変更に関する決議録（法人の場合のみ。）

別記様式第15号（第3条関係）

校 地 変 更 届	
年 月 日	
栃木県知事	様
設 置 者	
住 所	
氏 名	
<p>学校教育法施行令第27条の2の規定により、校地を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。</p>	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 変更の理由及び変更年月日を記載した書類
- 2 校地変更調書
(増加又は減少の場合)

種 別	現 有 面 積	増 加 (減 少) 面 積	増 加 (減 少) 後 の 面 積
校 舎 敷 地			
運 動 場			
計			

(用途変更により校地等の現状に重要な変更を加える場合)

用途変更前の用途名	用途変更後の用途名	面 積	
計			

- 3 平面図（変更部分を朱書すること）
- 4 所有権を証する公の書類（借用の場合は、このほかに賃貸契約書の写し又はこれに代わるべきもの）
- 5 変更に関する決議録（法人の場合のみ）
- 6 その他知事が必要と認める書類

別記様式第16号（第3条関係）

校 舎 変 更 届	
年 月 日	
栃木県知事	様
設 置 者	
住 所	
氏 名	
<p>学校教育法施行令第27条の2の規定により、校舎を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。</p>	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 変更の理由及び変更年月日を記載した書類
- 2 施設調書
(取得、処分又は改築の場合)

室 名	現 有 面 積	取 得 (処 分 ・ 改 築) 面 積	取 得 (処 分 ・ 改 善) 後 の 面 積
教 室			
保 健 室			
職 員 室			
便 所			
廊 下			
小 計			
テラス・ピロティ等			
合 計			

(用途変更の場合)

変 更 前 の 用 途	変 更 後 の 用 途	面 積	

- 3 建築に関する図面（変更部分を朱書すること）
- 4 所有権を証する公の書類（借用の場合は、このほかに貸借契約書の写し又はこれに代わるべきもの）
- 5 変更に関する決議録（法人の場合のみ）
- 6 その他知事が必要と認める書類

別記様式第21号（第4条関係）

校 長 採 用 届	
年 月 日	
栃木県知事	様
設 置 者	
住 所	
氏 名	
学校教育法第10条の規定により、次のとおり校長を採用したので、関係書類を添えて届け出ます。	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

ただし、学校教育法施行規則第21条又は第22条の規定による採用の場合には、第2号に掲げる書類の添付は、これを省略することができる。

- 1 履歴書
- 2 教員免許状の写し
- 3 校長が学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 4 前任者のある場合には、その氏名、退任年月日及びその理由を記載した書類
- 5 校長採用の決議録（法人の場合のみ。）

学校法人〇〇〇〇寄附行為認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

設 立 者
住 所
氏 名

私立学校法第23条の規定により、学校法人〇〇〇〇の寄附行為を認可されるよう、関係書類を添えて申請します。

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 設立趣意書
- 2 寄附行為
- 3 財産目録（基本財産と運用財産とに区分して記載するものとし、収益事業を行う場合には、収益事業用財産を更に区分するものとする。）
- 4 寄附申込書
- 5 不動産については、その権利の所属についての登記所の証明書類及びその用途別の図面
- 6 不動産その他主たる財産については、その評価をする十分な資料を有する者の作成した価格評価書
- 7 設立後2カ年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 8 設立に関する決議録
- 9 理事、監事及び評議員にあつては就任承諾書及び履歴書、会計監査人にあつては就任承諾書
- 10 設立者の履歴書
- 11 理事が私立学校法第31条第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定に該当しないことを誓約する書類
- 12 監事が私立学校法第46条の規定に該当しないことを誓約する書類
- 13 評議員が私立学校法第62条第1項、第2項及び第4項の規定に該当しないことを誓約する書類
- 14 会計監査人が私立学校法第81条第3項各号の規定に該当しないことを誓約する書類
- 15 当該学校法人の設置する学校の学則
- 16 学校認可書の写し（学校が既に認可されている場合のみ。）
- 17 過去2カ年間の収支決算書（学校が既に認可されている場合のみ。）
- 18 その他知事が必要と認める書類

19 学校法人の設立要項（私立学校審議会用20部）

学 校 法 人 設 立 要 項	
1 設 立 の 趣 意	
2 名 称	
3 事 務 所	
4 寄 附 行 為	別紙のとおり
5 役 員 の 住 所 氏 名	
6 財 産 目 録	別紙のとおり
7 設立後2カ年間の事業計画	〃
8 設立後2カ年間の予算書	〃
9 過去2カ年間の決算書	〃

別記様式第26号（第12条関係）

寄 附 行 為 の 補 充 請 求 書	
年 月 日	
栃木県知事	様
利害関係人の住 所 氏 名	
<p>このたび学校法人〇〇〇〇設立者〇〇〇〇が死亡しましたので、私立学校法第25条の規定により、関係書類を添えて寄附行為の補充を請求します。</p>	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 補充しようとする事項を記載した書類
- 2 設立者との関係を記載した書類
- 3 寄附行為の補充要項（私立学校審議会用20部）

寄 附 行 為 の 補 充 要 項	
1 補充しようとする事項	
2 設立者との関係	

別記様式第26号の2（第12条の2関係）

一時理事の職務を行うべき者に係る選任請求書

年 月 日

栃木県知事 様

利害関係人の住 所
氏 名

学校法人〇〇〇〇の一時理事の職務を行うべき者として次の者を選任されたく、私立学校法第34条第2項の規定により関係書類を添えて請求します。

住 所
氏 名

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 請求の理由書
- 2 学校法人との関係を記載した書類
- 3 就任承諾書、履歴書及び私立学校法第31条第1項から第3項まで、第6項及び第7項各号に該当しない者であることを誓約する書面

別記様式第26号の3(第12条の3関係)

一時監事の職務を行うべき者に係る選任請求書	
年 月 日	
栃木県知事	様
利害関係人の住 所 氏 名	
学校法人〇〇〇〇の一時監事の職務を行うべき者として次の者を選任されたく、私立学校法第50条第2項の規定により関係書類を添えて請求します。	
住 所	
氏 名	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 請求の理由書
- 2 学校法人との関係を記載した書類
- 3 就任承諾書、履歴書及び私立学校法第46条に該当しない者であることを誓約する書面

別記様式第26号の4(第12条の4関係)

一時評議員の職務を行うべき者に係る選任請求書

年 月 日

栃木県知事 様

利害関係人の住 所
氏 名

学校法人〇〇〇〇の一時評議員の職務を行うべき者として次の者を選任されたく、私立学校法第65条第2項の規定により関係書類を添えて請求します。

住 所
氏 名

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 請求の理由書
- 2 学校法人との関係を記載した書類
- 3 就任承諾書、履歴書及び私立学校法第62条第1項、第2項及び第4項条に該当しない者であることを誓約する書面

学校法人寄附行為変更認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

学校法人住所
学校法人名
理事長

私立学校法第108条第3項の規定により、学校法人〇〇〇〇の寄附行為の一部変更を認可されるよう、関係書類を添えて申請します。

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 理由を記載した書類
- 2 理事会評議員会の変更に関する決議録
- 3 寄附行為変更の条文及び新旧対照表並びに新寄附行為
- 4 寄附行為変更後の事業計画書及びこれに伴う予算書（新たに学校を設置する場合のみ。）
- 5 旧財産目録（新たに学校を設置する場合のみ。）
- 6 新財産目録（新たに学校を設置する場合のみ。）
- 7 不動産その他主たる財産についての価格評価書（新たに学校を設置する場合のみ。）
- 8 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類（新たに学校を設置する場合のみ。）
- 9 その他知事が必要と認める書類

学校法人寄附行為変更届

年 月 日

栃木県知事 様

学校法人住所
学校法人名
理事長

このたび当法人の寄附行為を変更しましたので、私立学校法第108条第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

備考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。）及び時期を記載した書類並びに変更後の寄附行為
- 2 寄附行為所定の手続（私立学校法第108条第2項に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

学 校 法 人 解 散 認 可 申 請 書	
年 月 日	
栃木県知事	様
学校法人住所 学校法人名 理事長	
<p>私立学校法第109条第3項の規定により、学校法人〇〇〇〇を解散したいので認可されるよう、関係書類を添えて申請します。</p>	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 理由を記載した書類
- 2 私立学校法第109条第1項第1号の手續又は寄附行為所定の手續を経たことを証する書類（評議員会の意見聴取又は決議を経たことを証する書類を含む。）
- 3 財産目録
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 5 その他知事が必要と認める書類
- 6 学校法人解散要項（私立学校審議会用20部）

学 校 法 人 解 散 要 項	
1 理 由	
2 解 散 年 月 日	年 月 日
3 財 産 目 録	
4 残余財産の処分方法	

学 校 法 人 解 散 届

年 月 日

栃木県知事 様

学校法人〇〇〇〇

清算人住所

氏 名

私立学校法第109条第5項の規定により解散したので、関係書類を添えて届け出ます。

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 理由を記載した書類
- 2 解散に関する決議録
- 3 解散年月日を記載した書類

別記様式第29号の2（第14条の2関係）

清算人選任申立書

年 月 日

栃木県知事 様

利害関係人の住所
氏名

学校法人〇〇〇〇の清算人に次の者を選任されたく、私立学校法第112条第2項の規定により関係書類を添えて申し立てます。

備考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 申立ての理由書
- 2 学校法人との関係を記載した書類
- 3 就任承諾書、履歴書及び私立学校法第31条第1項第2号及び第3号に該当しない者であることを誓約する書面
- 4 その他知事が必要と認める書類関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

学校法人合併認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

学校法人住所
学校法人名
理事長

私立学校法第126条第3項の規定により、学校法人〇〇〇〇と〇〇〇〇は合併したいので、認可されるよう、関係書類を添えて申請します。

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 理由を記載した書類
- 2 私立学校法第126条第1項及び第2項の手續（私立学校法第42条に規定する手續を含む。）を経たことを証する書類
- 3 私立学校法第129条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類
- 4 合併契約書
- 5 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の寄附行為
- 6 合併前の各学校法人の寄附行為
- 7 合併前の各学校法人について私立学校法施行規則第3条第2項第1号及び第3号から第5号までに掲げる書類並びに貸借対照表
- 8 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人について、私立学校法施行規則第3条第1項第5号に掲げる書類（合併によって設立する学校法人については、同項第5号イ、同項第6号イ、同項第7号イ及び同項第8号イの書類のうち引き続き理事、監事、評議員又は会計監査人となる者に係る就任承諾書を除く。）及び同条第2項第6号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「2年間」とする。）
- 9 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の設置する学校の学則
- 10 その他知事が必要と認める書類

1 1 学校法人合併要項（私立学校審議会用20部）

学 校 法 人 合 併 要 項	
1 理 由	
2 合 併 年 月 日	年 月 日（予定）
3 合 併 契 約 書	別紙のとおり
4 合併後存続する学校法人の 寄 附 行 為	別紙のとおり
5 合 併 後 の 財 産 目 録	別紙のとおり
6 合 併 前 の 財 産 目 録	別紙のとおり
7 合併後2カ年間の予算書	別紙のとおり
8 合併後2カ年間の事業計画書	別紙のとおり

別記様式第31号（第16条関係）

清 算 中 に 就 職 し た 清 算 人 届	
	年 月 日
栃木県知事	様
学校法人〇〇〇〇 清算人住所 氏 名	
私立学校法第115条の規定により、清算人に就職したので、関係書類を添えて届け出ます。	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 清算人の履歴書
- 2 就職した年月日を記載した書類
- 3 登記事項証明書

別記様式第32号（第17条関係）

清 算 結 了 届		年 月 日
栃木県知事	様	
	学校法人名	
	清算人住所	
	氏 名	
<p>私立学校法第122条の規定により、学校法人〇〇〇〇の清算を結了したので、関係書類を添えて届け出ます。</p>		

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 清算結了年月日を記載した書類

別記様式第32号の2（第17条の2関係）

学 校 法 人 財 務 諸 表 届

年 月 日

栃木県知事

様

学校法人住所

学校法人名

理事長

私立学校振興助成法第14条第4項の規定により、財務計算に関する書類及び収支予算書を別添のとおり提出します。

別記様式第32号の3（第17条の2関係）

収 支 予 算 変 更 届	
	年 月 日
栃木県知事	様
	学校法人住所 学校法人名 理事長
<p>年度収支予算書を変更したので、私立学校関係法施行細則第17条の2第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 変更の理由及び変更年月日を記載した書類
- 2 変更後の収支予算書
- 3 変更に関する決議録
- 4 その他知事が必要と認める書類

学 校 法 人 組 織 変 更 認 可 申 請 書

年 月 日

栃木県知事 様

学校法人住所
学校法人名
理事長

私立学校法第152条第7項の規定により、学校法人から準学校法人（準学校法人から学校法人）へ組織を変更したいので認可されるよう、関係書類を添えて申請します。

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 理由を記載した書類
- 2 寄附行為変更の条文及び新旧対照表並びに新寄附行為
- 3 私立学校法第108条第1項及び第2項に規定する手続及び寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 4 私立学校法施行規則第3条第1項第5号から第8号までに掲げる書類並びに同条第2項第1号及び第3号から第6号までに掲げる書類（この場合において、同項第6号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「2年間」とする。）
- 5 組織変更後の学校法人又は準学校法人の設置する私立学校又は私立各種学校の学則
- 6 申請年度の前年度の財産目録、貸借対照表及び収支決算書並びに申請年度の予算書
- 7 負債がある場合は、その償還計画書
- 8 その他知事が必要と認める書類

9 学校法人組織変更要項（私立学校審議会用20部）

学 校 法 人 組 織 変 更 要 項		
1 理 由		
2 変 更 年 月 日	年 月 日 (予定)	
3 寄附行為変更の条文対照表	変 更 前	変 更 後
4 新 財 産 目 録	別紙のとおり	
5 変更後2カ年間の予算書		
6 変更後2カ年間の事業計画書		

登 記 済 届	
年 月 日	
栃木県知事	様
学校法人（清算人）住所 学校法人名 理事長（清算人）	
<p>組合等登記令の規定による〇〇〇〇の登記をしたので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。</p>	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 登記事項証明書
- 2 その他知事が必要と認める書類

※〇〇〇〇の記載例

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 学校法人の設立 | (組合等登記令第2条第1項関係) |
| 2 目的・業務の変更 | (組合等登記令第3条第1項関係) |
| 3 事務所の所在場所の変更 | (同上) |
| 4 代表権者の氏名・代表権者の住所の変更 | (同上) |
| 5 設置する私立学校の名称の変更 | (同上) |
| 6 資産総額の変更 | (組合等登記令第3条第3項関係) |
| 7 職務代理者の選任 | (組合等登記令第5条関係) |
| 8 解散 | (組合等登記令第7条関係) |
| 9 清算終了 | (組合等登記令第10条関係) |

別記様式第35号（第19条の2関係）

理事（監事・評議員・会計監査人）就任（退任）届	
	年 月 日
栃木県知事	様
学校法人住所 学校法人名 理事長	
	印
理事（監事・評議員・会計監査人）を変更しましたので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により届け出ます。	
1 就任（退任）者の氏名	
2 就任（退任）者の住所	
3 就任（退任）年月日	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 寄附行為所定の手続（評議員会の意見聴取が必要な場合はその手続を含む）を経たことを証する書類
- 2 理事、監事及び評議員にあつては就任承諾書及び履歴書、会計監査人にあつては就任承諾書
- 3 理事が私立学校法第31条第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定に該当しないことを誓約する書類（理事の就任の届出の場合）
- 4 監事が私立学校法第46条の規定に該当しないことを誓約する書類（監事の就任の届出の場合）
- 5 評議員が私立学校法第62条第1項、第2項及び第4項の規定に該当しないことを誓約する書類（評議員の就任の届出の場合）
- 6 会計監査人が私立学校法第81条第3項各号に該当しないことを誓約する書類（会計監査人の就任の届出の場合）

登録免許税非課税証明願

令和 年 月 日

栃木県知事 様

住 所
学校法人名
理事長名

証 明 願

登録免許税の非課税による登記申請をしたいので、下記物件が登録免許税法第4条第2項の規定による別表第3の1の2の項の第3欄に該当するものであることを証明願います。

記

〈土地の場合〉

所 在
地 番
地 目
地 積

〈建物の場合〉

所 在
家屋番号
構 造
床 面 積

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

1. 取得事由書
2. 登記事項証明書（建物新築の場合は表示登記に係る証明書）
3. 議事録の写し（購入、新築等の議決の議事録）
4. 売買契約書の写し、寄附申込書の写し、工事請負契約書の写し
5. 位置図、配置図、平面図

※ 書類は2部提出とする。また、証明手数料として420円分が必要です。

【証明手数料の納付方法】

令和9年3月末日まで：県収入証紙あるいは電子納付

令和9年4月1日以降：電子納付のみ

※電子納付の方法については、申請前に県にお問い合わせください。

園舎の増改築に係る事業計画書

令和 年 月 日	
栃木県知事	様
	設置者
	住 所
	氏 名
私立幼稚園園舎の増改築に係る事業計画書の提出について	
園舎の増改築事業を行いたいので、関係書類を添えて事業計画書を提出いたします。	

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

1 増改築の理由を記載した書類（増改築の理由を具体的に記すこと）

2 増改築事業

開始（予定） 令和 年 月 日

終了（予定） 令和 年 月 日

3 資金計画

総事業費 円

自己資金 円

借入金 円

4 増改築に係る工事請負契約書（見積書）の写し

5 施設調書

(1) 園地

種 別		現 有 面 積	変 更 面 積	増加（減少）後の面積
園 地				
内 訳	園舎敷地			
	運動場			
	その他			
所有者住所・氏名				

※面積は、小数点第2位まで記入すること。（第3位以下四捨五入）

(2) 園 舎

		(増改築後の床面積)			m ²
構 造	室 名	現 有 面 積	増 改 築 面 積	増 改 築 後 の 面 積	
	職員室				
	保育室				
	遊戯室				
	保健室				
	便所 (便器数)	(大、小)	(大、小)	(大、小)	
	小 計				
テラス、ピロティ等					
合 計					
飲料水設備 (ヶ所、じゃ口数)					
手洗用設備 (ヶ所、じゃ口数)					
足洗用設備 (ヶ所、じゃ口数)					
所有者住所・氏名					

※(1) 室名の欄には、個々に具体的な名称を記入し、面積は小数点第2位まで記入すること。
(第3位以下は四捨五入)

(2) 便所の欄には、便器数の大、小別を()書きで記入すること。

6 前年度決算書及び当年度予算書

7 増改築に関する議事録の写し(法人のみ)

8 配置図(既存建物の配置図も含む)、平面図(既存建物の平面図も含む)、立面図

※園舎の配置図及び平面図(既設、増改築とも)を添付する。なお、図面には部屋(廊下・玄関等も含む)毎に面積を記入すること。

特定公益増進法人であることの証明申請書

所得税法施行令第217条第1項第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1項第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明申請書

令和 年 月 日

栃木県知事 様

法人の主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

当法人は、所得税法施行令第217条第1項第4号及び法人税法施行令第77条第1項第4号に掲げる法人であることの証明をお願いします。

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を送付するものとする。

1. 寄附行為

- ※1 申請者の「法人の主たる事務所の所在地」、「法人の名称」、「代表者の氏名」については、登記簿どおりに記載すること。
- ※2 証明申請にあたっては、法人が設置するすべての学校の学生・生徒等の募集要項、寄付金募集要綱を各一部添付すること。
- ※3 証明手数料として420円分が必要です。

【証明手数料の納付方法】

令和9年3月末日まで：県収入証紙あるいは電子納付

令和9年4月1日以降：電子納付のみ

※電子納付の方法については、申請前に県にお問い合わせください。

(寄付金募集要綱様式例)

寄 付 金 募 集 要 綱

- 1 寄付金の募集目的及び用途
目的
用途
- 2 寄付金の募集目標並びにその募集の区域及び対象
募集目標額
募集区域
募集対象
- 3 寄付金の募集期間
- 4 募集した寄付金の管理方法
- 5 寄付金の募集に要する経費

「募集対象」の欄において、学校の入学に関してなす寄付金を含まない旨を明記すること。

※3 証明書の有効期間（5年以内）が満了した場合には、募集した寄付金の額及び用途について、所轄庁に報告すること。

(実績報告書様式例)

「所得税法施行令第217条第1項第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1項第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書」に係る寄付金募集実績報告書

令和 年 月 日

栃木県知事 様

法人の主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

令和 年 月 日付け 号で当法人が所得税法施行令第217条第1項第4号及び法人税法施行令第77条第1項第4号に掲げる法人であることの証明を受けましたが、この証明書の有効期間が満了しましたので、この期間に募集した寄付金の額及びその用途を別添のとおり報告いたします。

寄付金募集実績報告書

1 寄付金の募集期間及び用途

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 募金額

円 (募集目標額 円)

(達成率 %)

(内訳)

個人	件	円
法人	件	円
計	件	円

3 使 途

.....に充当	円
.....に充当	円
.....に充当	円
計	円

※別途作成したものがあれば、それをもって報告書としても可

別紙

令和 年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

法人の名称 _____
代表者の氏名 _____
設立登記日 _____

税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第二号に規定される要件を満たしていることについての証明を受けたいので、下記の通り申請します。

記

1. 申請する要件

- <絶対値要件（要件1）>第二号イ（2）に規定された要件
- <相対値要件（要件2）>第二号イ（1）に規定された要件

2. 実績判定期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3. 添付書類

<絶対値要件（要件1）>

- 寄附者名簿（要件1）（様式）
- 絶対値要件（要件1）チェック表（様式）
- 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度がある場合は、設置する学校等の定員等が分かる資料（現行の学則、園則等）
※実績判定期間内に定員等の増減に伴う学則の変更があった場合は、当該学則も送付して下さい。
- 実績判定期間内に、公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合は、当該事業年度の公益目的事業費用等の合計額がわかる資料（事業活動収支計算書又は消費収支計算書及び「読替表」等）

<相対値要件（要件2）>

- 寄附者名簿（要件2）（様式）
- 相対値要件（要件2）チェック表（様式）
- 受入寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等
（チェック表の必須以外の項目を記入している場合は、各金額がわかる計算書類等）

以上

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第二号ロに規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

※ 証明手数料として420円分が必要です。

【証明手数料の納付方法】

令和9年3月末日まで：県収入証紙あるいは電子納付

令和9年4月1日以降：電子納付のみ

※電子納付の方法については、申請前に県にお問い合わせください。

相続税の非課税に係る証明申請書（租税特別措置法施行令第40条の3第4号関係）

租税特別措置法施行令第40条の3第1号の3若しくは第4号又は旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第3号に掲げる法人であることの証明申請書

令和 年 月 日

栃木県知事 様

法人の主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

当法人は、租税特別措置法施行令第40条の3第4号に掲げる法人であることの証明をお願いします。

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

1. 寄附行為

※1 申請者の「法人の主たる事務所の所在地」、「法人の名称」、「代表者の氏名」については、登記簿どおりに記載すること。

※2 証明申請にあたっては、贈与財産の概要を一部添付すること。

※3 証明手数料として420円分が必要です。

【証明手数料の納付方法】

令和9年3月末日まで：県収入証紙あるいは電子納付

令和9年4月1日以降：電子納付のみ

※電子納付の方法については、申請前に県にお問い合わせください。

(贈与財産の概要様式例)

贈 与 財 産 の 概 要

- 1 財産の明細
(内容、価格、件数について具体的に記載ください。)
- 2 財産の使用目的
(いつ、どのように使用するかを明記してください。)
- 3 寄付者の氏名
(寄付者氏名、故人の氏名、死亡日を記載してください。)
〔記載形式〕：寄付者氏名 (故人の氏名 : 死亡日 令和 年 月 日)
- 4 学校法人と寄付者の関係
(寄付者及び故人と学校法人との間の関係、経緯について記載してください。)
- 5 寄付者の相続税申告書提出期限
(申告期限後の提出を税務署が了解している場合はその旨を併せて記載してください。)

人的被害に関する報告

学校法人名

区分	学校数	児童・生徒				教職員			
		死亡	行方不明	負傷	計	死亡	行方不明	負傷	計
小学校	校	人	人	人	人	人	人	人	人
中学校									
高等学校									
高等専門学校									
短期大学									
大学									
特殊教育諸学校									
幼稚園									
計									

(令和 年 月 日、時現在)

物的被害に関する報告

学校法人名

学校名	所在地	児童・生徒数	被害状況														合計金額		
			建物								土地			工作物		設備			
			全壊		半壊		大破以下		計		被区 害分	面 積	金 額	被件 害数	金 額	被件 害数		金 額	
			面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額									

令和 年 月 日、時現在

- (注)
- 1 建物の被害区分は次のとおりとする。
 - ・ 全壊 建物が全壊、流失、焼失、埋没等のため、新築復旧を要する状態
 - ・ 半壊 全壊には至らないが建物が傾斜、柱、梁等が折損したもので、傾斜直し、補強等では復旧できず、解体して建直しをする必要がある状態
 - ・ 大破以下 上記以外の被害により補修を要する状態
 - 2 土地の被害区分は、例えば土砂流失、流入、石垣崩壊等の別を記入する。

別冊 2 (幼稚園事務の手引き)

第5編 参 考 資 料

幼稚園設置基準（昭和31年12月13日文部省令第32号）

（最終改正 平成26年7月31日文部科学省令第23号）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 幼稚園設置基準は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（基準の向上）

第二条 この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二章 編制

（一学級の幼児数）

第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

（学級の編制）

第四条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

（教職員）

第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。

4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

第三章 施設及び設備

（一般的基準）

第七条 幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（園地、園舎及び運動場）

第八条 園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

(施設及び設備等)

第九条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 保育室

三 遊戯室

四 保健室

五 便所

六 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

2 保育室の数は、学級数を下つてはならない。

3 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

4 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第十条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第十一条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

一 放送聴取設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 幼児清浄用設備

五 給食施設

六 図書室

七 会議室

(他の施設及び設備の使用)

第十二条 幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第四章 雑則

(保育所等との合同活動等に関する特例)

第十三条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。

一 当該幼稚園及び保育所等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第五項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該

保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条 各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合

二 前号に掲げる場合のほか、経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第二十三条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合

2 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合においては、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは「一学級の幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と、第五条第四項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第十条第一項中「幼児数」とあるのは「幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則 抄

- 1 この省令は、昭和三十二年二月一日から施行する。
- 2 園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基き別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第一及び別表第二に定めるところによる。ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができる。
- 3 第十三条第一項の規定により幼稚園の幼児と保育所等に入所している児童を共に保育し、かつ、当該保育所等と保育室を共用する場合においては、別表第一及び別表第二中「面積」とあるのは、「面積（保育所等の施設及び設備のうち幼稚園と共用する部分の面積を含む。）」と読み替えて、これらの表の規定を適用する。

別表第1（園舎の面積）

学級数	1学級	2学級以上
面積	180平方メートル	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

別表第2（運動場の面積）

学級数	2学級以下	3学級以上
面積	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

栃木県私立幼稚園設置認可審査基準

[平成6年9月30日総務部長裁定]

(趣旨)

第1条 私立幼稚園の設置認可については、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号。以下「設置基準」という。)によるもののほか、この基準によるものとする。

(審査にあたっての基本方針)

第2条 幼稚園設置認可については、当該地域内の幼児人口の動向、通園距離、周辺の幼稚園の設置状況等を総合的に勘案して、審査するものとする。

(名称)

第3条 名称は、幼稚園としてふさわしいものであり、かつ既設幼稚園の名称と同一、又は紛らわしいものでないこと。

(位置等)

第4条 幼稚園の位置等は、幼児の教育上適切な環境であることのほか、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 幼稚園の設置は、当該市町村における幼児教育の振興等に資するものでなければならない。
- (2) 定員を充たす幼児数の確保が客観的に可能であり、周辺の幼稚園と不当に競合するものでないこと。
- (3) 通園バスを運行する場合には、幼児の発達段階を考慮して負担とならない運行時間を設定する等、幼稚園教育の目的を達成するよう十分配慮するものであること。

(設置者)

第5条 設置者は、学校法人又は社会福祉法人(保育所を設置するものに限る。)であること。

(規模)

第6条 収容定員は当該地域内の幼児人口の動向並びに周辺の幼稚園の収容規模及び定員充足状況等からみて、適正な規模であること。

(学級編制)

第7条 学級数は2学級以上であること。ただし、へき地の場合において、幼児数、通園範囲等からみて、2学級以上編成することが、特に困難と認められる場合にはこの限りでないこと。

2 1学級の幼児数は35人以下を原則とすること。

(施設及び設備等)

第8条 園地は、園舎等の建物敷地、運動場、その他教育上必要な土地であること。

2 園地、園舎及び園具教具は、原則として設置者が所有し、かつ直接その教育の用に供するものであること。

ただし、園地について、国、地方公共団体等からの借用であり、所有権を取得することが困難であると認められる場合はこの限りでない。

なお、園地を借用とする場合には、国、地方公共団体、公社及び公団からの借用を除き、借用期間が20年以上で、借用について原則として地上権若しくは賃借権の設定登記又は公正証書が作成されていなければならない。

3 園舎は、住宅と分離して設けること。

4 園舎には、設置基準第9条に規定する施設、設備のほかに、給排水設備および消火用設備を設け

ること。

5 園舎の各室の標準面積は、原則として次のとおりであること。

- ・保育室 52.89㎡（16坪）
- ・遊戯室 99.17㎡（30坪）

6 園具及び教具は、設置基準の定めるところにより、学級数及び幼児数に応じ、必要な種類及び数を備えること。

7 飲料水は、上水道等保健衛生上適切なものであること。

（予算）

第9条 予算については、収支の均衡が保たれたものであり、かつその内容が確実であること。

2 入園料及び保育料等の納付金については、社会通念上適当な額であること。

（教職員組織）

第10条 設置基準の定めるところにより適正な教職員組織体制がとられていること。

（教育課程）

第11条 幼稚園教育要領等に従い、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程が編制されていること。

（開園の時期）

第12条 幼稚園の開園の時期は、4月1日とする。

附 則

1 この基準は、平成6年10月1日から適用する。

2 栃木県私立幼稚園設置認可審査内規（昭和53年4月1目）は、平成6年9月30日をもって廃止する。

3 この基準の施行の際、既に設置認可を目的とする事業計画の承認を受けている場合は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年12月1日から適用する。

◎ 学校法人寄附行為作成例

学校法人〇〇学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を栃木県〇〇市〇〇番地に置く。

(注) 従たる事務所を置く場合には、以下の規定を設けること。

2 前項のほか、従たる事務所を栃木県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

(注) 幼保連携型認定こども園を設置する法人は、以下のように規定すること。

第3条 この法人は、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、〇〇幼稚園(又は〇〇認定こども園)を設置する。

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

(1) 書籍・文房具小売業

(2) 各種食料品小売業

(注) 収益事業を行わない場合には、規定しない。

第3章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事〇〇名

(2) 監事 〇名

2 この法人に、評議員〇〇名を置く。

(注) 譲渡所得等の非課税特例の対象となるためには、理事の定数は6名以上とする必要がある。

(注) 各機関の定数は、「〇名以上〇名以内」などと規定することも可能。ただし、評議員の定数は理事の定数を超える数でなければならないため、評議員の下限が理事の上限を下回る場合には、以下のような規定を設けること。

3 評議員の現在数は、理事の現在数を超える数でなければならない。

(パターン1：評議員会を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

(パターン2：独立した理事選任機関を置く場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関の構成員は、理事〇名、評議員〇名、学外有識者〇名とする。

2 理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。

3 理事選任機関の構成員の任期は、〇年とする。

4 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。

5 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

6 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

7 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(注) 理事選任機関の決議要件について、加重することも可能。

8 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者(第4項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第1項第5号において同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

9 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

(パターン3：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

(1) 理事会

(2) 評議員会

(3) 外部理事選任委員会

2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 理事会 全ての理事

(2) 評議員会 全ての評議員

(3) 外部理事選任委員会 学外有識者〇名

- 3 外部理事選任委員会の構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議によって選任する。
- 4 外部理事選任委員会の構成員の任期は、〇年とする。
- 5 外部理事選任委員会は、外部理事選任委員会の決議によって定められた者が招集する。
- 6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 8 外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(注) 評議員会を除く理事選任機関の決議要件について、加重することも可能。

- 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事会又は評議員会にあっては理事長をいい、外部理事選任委員会にあっては第5項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 10 外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部理事選任委員会運営規程で定める。

(パターン1～3共通)

(注) 理事選任機関の構成及び運営の具体的内容の決定は、学校法人の判断に委ねられている。ただし、理事選任機関の構成及び運営、監事からの報告の方法等は、寄附行為に必ず規定しなければならないことに留意すること。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(パターン1：評議員会を理事選任機関とする場合)

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 園長のうちから評議員会において選任した者 〇名
- (2) 前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した者 〇名

2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(注) その職を退いた後も、理事の職を失わないとすることも可能（ただし、園長である理事が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反することに留意する必要がある）。

3 理事選任機関は、理事の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(パターン2：独立した理事選任機関を置く場合)

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 園長のうちから理事選任機関において選任した者 ○名
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事選任機関において選任した者 ○名

2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(注) その職を退いた後も、理事の職を失わないとすることも可能(ただし、園長である理事が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反することに留意する必要がある。)

3 理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(パターン3：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合)

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 園長のうちから理事会において選任した者 ○名
- (2) 評議員会において選任した者 ○名
- (3) 外部理事選任委員会において選任した者 ○名

2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(注) その職を退いた後も、理事の職を失わないとすることも可能(ただし、園長である理事が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反することに留意する必要がある。)

3 理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)であってはならない。

(理事の任期)

第10条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

(注) 理事の任期を短縮することは可能。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第11条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

(パターン1：理事選任機関が評議員会の場合)

2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

3 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(パターン2：パターン1以外の場合)

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第13条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第14条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事(理事長を除く。)のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

(注) 代表業務執行理事を置かない場合には、規定する必要はないが、理事長に事故があるときに理事長以外の者が代表権を行使することができるようにするためには、以下の例のように、代表業務執行理事を置くことができるようにしておく必要がある。

(例)

3 理事のうち〇名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

(注) 代表業務執行理事について、副理事長等の名称を用いる場合には、法律上の名称と当該名称がどのような関係にあるのかを明らかにするために、例えば以下のように規定すること。

(例)

3 理事(理事長を除く。)のうち〇名以内を副理事長とし、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。

4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。

4 理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうち〇名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

(注) 業務執行理事を置かない場合には、規定する必要はないが、現在は業務執行理事を置かないものの、将来的に置く可能性がある場合には、以下の例のように規定することも考えられる。

(例)

4 理事のうち〇名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

(注) 業務執行理事について、常任理事等の名称を用いる場合には、法律上の名称と当該名称がどのような関係にあるのかを明らかにするために、例えば以下のように規定すること。

(例)

4 理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうち〇名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。

5 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。

- 5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(注) 代表業務執行理事を置かない場合には、規定しない。

(注) 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その旨を寄附行為において定める必要がある。

- 7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- (注) 業務執行理事を置かない場合には、規定しない。

(注) 理事長に事故があるときに、理事長の内部的な職務を行う者をあらかじめ定めておく場合には、例えば以下のように規定すること(ただし、この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意すること。)

(例)

- 8 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務(理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。)を行う。

(代表権の制限)

第16条 理事長〔及び代表業務執行理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(注) 代表業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない。

(理事の報告義務)

第17条 理事長〔、代表業務執行理事及び業務執行理事〕は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(注) 代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第18条 理事会は、理事長が招集する。

(注) 理事長以外の理事を招集担当権者とすることも可能。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することが

できる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(注) 招集通知の発出期限は、1週間より短縮することも可能。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第19条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

(注) 理事長以外の理事を議長とすることも可能。

2 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第20条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(注) 3分の2を上回る割合とすることも可能。

(1) この寄附行為の変更

(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(3) この法人の合併

(4) 予算及び事業計画の作成又は変更

(5) 第62条第1項各号に定める書類の承認

(6) 基本財産の処分

(7) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(8) 残余財産の帰属者の決定

(9) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

(注) 収益事業を行わない場合には、第9号は規定しない。

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第21条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に

委任することができる。

(議事録)

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第47条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(注) 議事録の署名担当者を定め、以下のように規定することも可能。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第47条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第23条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(監事の任期)

第25条 監事の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

(注) 監事の任期を短縮することは可能。ただし、理事の任期は監事の任期を超えてはならないことに留意すること。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第26条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第27条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第28条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは

寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに栃木県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(調査権限等)

第30条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(注) 子法人がない場合には、規定しない。

3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第31条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(パターン1：評議員会で評議員を選任する場合)

(評議員の選任)

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

(1) この法人の職員のうちから選任した者 ○○名

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから選任した者 ○○名

(3) 学識経験者のうちから選任した者 ○○名

2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする

る。

(注) 職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能(ただし、職員評議員が1人もいなくなることは、私立学校法第62条第3項第1号に違反することに留意する必要がある。)

3 評議員会は、評議員の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

(注) 評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。

(パターン2：充て職や複数の機関で評議員を選任する場合)

(評議員の選任)

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の職員で評議員会において選任した者 〇〇名

(2) 〇〇〇〇幼稚園長(又は〇〇〇〇認定こども園長)

(3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、評議員会において選任した者 〇〇名

(4) 学識経験者の中から、第4号評議員選任委員会において選任した者 〇〇名

2 前項第1号及び第2号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(注) 職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能(ただし、職員評議員が1人もいなくなることは、私立学校法第62条第3項第1号に違反することに留意する必要がある。)

3 第1項第2号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。

4 第4号評議員選任委員会は、学外有識者〇名で構成する。

5 評議員会及び第4号評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

6 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

7 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

(注) 評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。

(パターン1及びパターン2共通)

(注) 評議員の選任・解任の方法は、法令の資格及び構成の要件を満たす限り、学校法人の判断に委ねられている。

(評議員の資格)

第33条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(評議員の任期)

第34条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

(注) 評議員の任期を短縮することは可能。ただし、理事の任期は評議員の任期を超えてはならないことに留意すること。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第35条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

(注) 評議員の解任方法は、原則として選任したものが解任できるものとする。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第36条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第37条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 重要な資産の処分又は譲受け

(2) 多額の借財

(3) 予算及び事業計画の作成又は変更

(4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更

(5) 収益事業に関する重要事項

(6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

(7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(8) 寄附金品の募集に関する事項

(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(注) 第2項各号に掲げる事項については、各学校法人の判断で、評議員会の決議事項とすることも可能。

(注) 収益事業を行わない場合には、第5号は規定しない。

3 評議員会は、法令及びこの寄附行為で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について決議する。

(1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに關する寄附行為の変更

(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(3) 合併

(注) これらについて、評議員会の決議事項とするかどうかは、各学校法人の判断に委ねられている（ただし、決議事項としない場合は、第2項で規定する意見聴取事項に位置付けることが必要である。）。

（理事の行為の差止めの求め）

第38条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなるときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第39条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は

清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(開催)

第40条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(注) 定時評議員会は、原則として4月から6月までの一定の時期に開催すること。

(注) 定時評議員会の開催時期を、「毎会計年度終了後3月以内」と規定することも可能。

(招集)

第41条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(注) 理事長以外の理事を招集担当権者とすることも可能。

2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(注) 3分の1を下回る割合とすることも可能。

3 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。

(注) 3分の1を下回る割合とすることも可能。

(注) 20日を下回る期間とすることも可能。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第42条 前条第2項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、栃木県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第43条 第29条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第41条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第44条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第45条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第46条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(注) 評議員会の決議要件は、法令の要件を加重又は軽減できない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 前3項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

5 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第47条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(注) 議事録の署名担当者を定め、以下のように規定することも可能。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(役員の出席等)

第48条 理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

(注) 代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない。

2 理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(例1：理事・評議員協議会を設置する場合)

(理事会及び評議員会の協議)

第49条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から20日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

2 理事・評議員協議会の構成員は、理事〇名、評議員〇名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。

3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。

4 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(注) 理事・評議員協議会の決議要件は、加重することも可能。

5 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

6 理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。

(例2：理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合)

(理事会及び評議員会の協議)

第49条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

(例1及び例2共通)

(注) 理事会と評議員会の決議が分かれた場合の取り扱いについては規定するかどうかは、学校法人の判断に委ねられる。

ただし、一定の手続により理事会又は評議員会の決議があったものとみなすなど、いずれかの決議

を不要とするような規定は設けられず、いずれにせよ理事会の決議、評議員会の決議が必要であることに留意すること。

第8章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第50条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

第51条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第52条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(責任の免除)

第53条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(注) 役員の一部免除を行わない場合には、規定しない。

(注) 本規定は私立学校法第93条第1項に基づく責任の免除であり、私立学校法第91条及び第92条に基づく評議員会の決議による責任免除は、寄附行為に定めなくても可能。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には○月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

(注) 異議申述期間は、1か月以上の期間としなければならない。

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

(注) 10分の1を下回る割合とすることも可能。

5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第54条 理事(理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

(注) 役員と責任限定契約を締結しない場合には、規定しない。

第9章 資産及び会計

(資産)

第55条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第56条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。

(注) 収益事業を行わない場合には、〔 〕内は規定しない。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

(注) 収益事業を行わない場合には、規定しない。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。

(注) 収益事業を行わない場合には、〔 〕内は規定しない。

(基本財産の処分の制限)

第57条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第58条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第59条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第60条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(注) 収益事業を行わない場合には、規定しない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第61条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第62条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議による承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(注) 収益事業を行わない場合には、規定しない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第63条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第69条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

(注) 閲覧・交付については、評議員、設置する学校に在学する者その他の利害関係人からの請求に対応することで足りる。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第64条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第10章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第65条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、栃木県知事の認可を受けなければならない。

(注) 括弧書きにおいて除く私立学校法第23条の規定は、第37条第2項第6号において規定した内容と同じ内容とすること。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、栃木県知事に届け出なければならない。

(注) 寄附行為変更に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、以下のように規定すること。

(寄附行為の変更)

第65条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、栃木県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、栃木県知事に届け出なければならない。

第11章 解散及び合併

(解散)

第66条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 栃木県知事の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、栃木県知事の認可を受けなければならない。

(注) 解散に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、以下のように規定すること。

(解散)

第66条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 栃木県知事の解散命令

- 2 理事会は、前項第1号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、栃木県知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第67条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第68条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、栃木県知事の認可を受けなければならない。

(注) 合併に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、以下のように規定すること。

(合併)

第68条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、栃木県知事の認可を受けなければならない。

第12章 補則

(情報の公表)

第69条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(注) 本条に規定する情報の公表については、私立学校法上は努力義務である。

(公告の方法)

第70条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(注) 設置する学校の掲示場に掲載する方法によることも可能。

(施行細則)

第71条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、栃木県知事の認可の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

(注) 認可の日に施行しない場合は、以下のように施行の日を規定すること。

1 令和〇年〇月〇日栃木県知事認可のこの寄附行為は、令和□年□月□日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇
監事	〇〇〇〇
監事	〇〇〇〇
評議員	〇〇〇〇

(注) この附則は、改正法施行後に新たに設立される学校法人が規定する場合の例であり、既に設立されている学校法人の寄附行為の附則に、新たに設立時の評議員を追記する必要はない。

(注) 令和5年私立学校法改正に伴う寄附行為の変更に際しては、学校法人の事情により、以下のような附則を定めることも考えられる。

1 令和〇年〇月〇日栃木県知事認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。

2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

(注) 理事と評議員を兼任する者がいずれかの職を辞任する場合の、経過措置の例。

3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

(注) 令和7年4月1日以降令和7年度の定時評議員会の終結の時までに任期が満了する役員又は評

議員について、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで任期を伸長する場合の、経過措置の例。

(注) 令和7年4月1日よりも前に任期が満了する役員又は評議員の任期を、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する場合には、以下のように令和7年4月1日よりも前にまず一部の附則を施行する(□及び△の日付は、各学校法人が実現したい内容を踏まえて適切に設定すること。□及び△の日付は認可の日である○の日付の同日以降とする必要があり、△の日付は□の日付の同日以降とする必要がある。)

- 1 令和○年○月○日栃木県知事認可のこの寄附行為は令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、令和□年□月□日から施行する。
- 2 令和△年△月△日に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、第9条、第24条及び第33条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

(注) 改正法の資格及び構成の要件を満たす役員又は評議員の任期の終期について、任期の満了まで又は令和9年度の定時評議員会の終結の時までとする場合の、経過措置の例。

- 5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。

(注) 前項の理事又は評議員について、解任手続を従来の方法によることとする場合の、経過措置の例。

- 6 この寄附行為の施行の際現に在任する学校法人の評議員についての令和7年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における第33条の規定の適用については、同条中「2人」とあるのは「3人」とする。

(注) 評議員の定数が9人以上の場合に限り、置くことができる経過措置の例。

- 7 第32条第1項第2号〔第3号〕中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母」と読み替える。

(注) 私立学校法第62条第3項第2号の要件を満たす卒業生がない場合において、必要に応じて規定する。

私立幼稚園園則作成例（私学助成用）

○ ○ ○ 幼 稚 園 園 則

第 1 章 総 則

第 1 条 この幼稚園は、学校教育法第 2 2 条及び第 2 3 条に従って幼児を保育し、適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第 2 条 この幼稚園は、○○○幼稚園という。

第 3 条 この幼稚園を、栃木県○○市○○町○○番地に置く。

第 4 条 この幼稚園に入園できる者は、満○歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第 5 条 この幼稚園の定員を○○名とし、満三歳以上の園児に対して編制する学級は○学級以内とする。（※ 1）

第 2 章 保育年限、保育期及び休業日

第 6 条 この幼稚園の保育年限は○年とする。（※ 2）

第 7 条 1 年を次の 3 保育期に分ける。

第 1 保育期 4 月 1 日から 7 月 3 1 日まで

第 2 保育期 8 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

第 3 保育期 1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

第 8 条 この幼稚園の休業日は、次のとおりとする。（※ 3）

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日

(4) 夏季休業 ○月○○日から○月○○日まで

(5) 冬季休業 ○月○○日から○月○○日まで

(6) 春季休業 ○月○○日から○月○○日まで

(7) 開園記念日（※必要に応じて記載する）

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に保育を行うことがある。

3 非常震災その他急迫の事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。

第 9 条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、季節により変更することがある。

(1) 始業時刻 午前○時

(2) 終業時刻 午後○時

第 3 章 教育課程、保育時数及び教職員組織

第 1 0 条 保育内容は、幼稚園教育要領による。

第 1 1 条 1 日の保育時数は○時間とし、第 1 0 条に従い保育する。（※ 4）

第 1 2 条 この幼稚園に次の教職員を置く。（※ 5）

(1) 園長

(2) 副園長 ○名

(3) 教頭 ○名

(4) 主幹教諭 ○名

(5) 指導教諭 ○名

(6) 教諭 ○名（又は「配置基準以上の人員」）

(7) 養護教諭 ○名

(8) 園医 ○名

- (9) 園歯科医 ○名
- (10) 園薬剤師 ○名
- (11) 事務職員 ○名
- (12) ○○○○ ○名

2 園長は園務を処理し、所属職員を監督する。

第4章 入園、休園、退園、修了及び表彰

第13条 この幼稚園に入園するときは、園長の許可を要する。

第14条 この幼稚園に入園しようとする者は、入園申込書を提出し、契約するものとする。

第15条 休園又は退園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

第16条 この幼稚園所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第17条 心身の発達著しく他の模範となる者は、これを表彰することがある。

第5章 納付金

第18条 納付金及び納付期日は、次の表のとおりとする。

納付金の名称		納付金額		納付時期	
入園時	入園料		円	入園時まで	
	○○費		円	入園時まで	
			円		
通常	保育料	満3歳児	月額	円	その月の 日まで
		年少	月額	円	
		年中	月額	円	
		年長	月額	円	
	○○費	月額	円	その月の 日まで	
	△△費		円		

2 入園する者は、入園料、○○費を納入しなければならない。

3 在籍者は出席の有無にかかわらず、保育料、○○費を納付しなければならない。ただし、園長が必要と認める場合は、これを減免することがある。

第6章 補則

第19条 この園則の実施に必要な細則は園長が別に定める。

附則

この園則は令和○年○月○日から実施する。

※園則作成上の注意事項

※1 第5条

少人数学級等のために学級数を多く設定すると、必要な園舎面積及び運動場面積が増加するため、認可基準を満たさなくなる可能性があるので注意すること。

※2 第6条

保育年限に注意すること。

満3歳入園を実施する場合は、「4年未満」が適当である。

※3 第8条

保育日数は学校教育法施行規則第37条により、教育週数が39週を下らないよう注意すること。

※4 第11条

1日の保育時数は、幼稚園教育要領に示されているとおり、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。

※5 第12条

園の実情に応じて記載するが、以下に留意すること。

学校教育法において、原則として園長、教頭及び教諭は必置とされていること。

学校保健安全法において、園医、園歯科医及び園薬剤師は必置とされていること。

【幼稚園園則兼運営規程 作成例】
〇〇〇幼稚園 園則兼運営規程

（目的）

第1条 この幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条に従って幼児を保育し、適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この幼稚園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1)
- (2)
- (3)

（名称）

第3条 この幼稚園は、〇〇〇幼稚園という。

（所在地）

第4条 この幼稚園は、栃木県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（入園者）

第5条 この幼稚園に入園できる者は、満〇歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

（教育・保育の内容）

第6条 この幼稚園の教育課程その他の保育の内容は、幼稚園教育要領による。

（定員等）※1

第7条 この幼稚園の認可定員及び利用定員を以下のとおりとする。

認可定員	利用定員
〇〇〇人	〇〇〇人

2 満三歳以上の園児に対して編制する学級は、〇学級以内とする。

（保育年限）※2

第8条 この幼稚園の保育年限は〇年とする。

（学年・学期）※3

第9条 この幼稚園の学年は、4月1日から翌年3月31日までとし、次の3学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から 7月31日まで
- 第2学期 8月1日から 12月31日まで
- 第3学期 1月1日から 3月31日まで

（休園日）

第10条 この幼稚園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 夏季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで
- (4) 冬季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで
- (5) 春季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで
- (6) 開園記念日（必要に応じて記載する）

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休園日

に保育を行うことがある。

3 非常災害等真にやむを得ない事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。

(始業、終業時間)※4

第11条 この幼稚園の始業及び終業の時刻は次のとおりとし、保育時数は○時間とする。ただし、季節により変更することがある。

(1) 始業時間 午前○時

(2) 終業時間 午後○時

(開園時間)

第12条 この幼稚園の開園時間は、次のとおりとする。(保育時間ではなく園が開園している時間)

(1) 開園時間 午前○時〇〇分

(2) 閉園時間 午後○時〇〇分

(職員組織)※5

第13条 この幼稚園には、次の職員を置く。

(1) 園長 1名

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長 ○名

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

(3) 教頭 ○名

教頭は、園長(副園長を置く園にあつては、園長及び副園長)を助け、園務を整理し、及び必要に応じ園児の保育をつかさどる。

(4) 主幹教諭 ○名

園長(副園長を置く園にあつては、園長及び副園長)及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育をつかさどる。

(5) 指導教諭 ○名

園児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(6) 教諭 ○名(又は「配置基準以上の人員」)

園児の保育をつかさどる。

(7) 養護教諭 ○名

園児の怪我等の応急処置を行い、健康診断等を通して、園児の心身の健康をつかさどる。

(8) 園医 ○名

健康相談、保健指導、健康診断等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(9) 園歯科医 ○名

健康相談、保健指導、健康診断(歯の検査)等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(10) 園薬剤師 ○名

環境衛生検査、健康相談、保健指導等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(11) 事務職員 ○名

園の事務を行う。

(12) ○○○ ○名
○○○○○を行う。

(入園)

第14条 この幼稚園に入園するときは、本園に、入園申込書を提出し、契約するものとする。

2 入園希望者が利用定員を上回る場合は、この幼稚園の建学の精神に基づき選考を行う。

(休園・退園)

第15条 休園又は退園をしようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(卒園)

第16条 この幼稚園の所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(表彰)

第17条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを表彰することがある。

(利用者負担額等)

第18条 この幼稚園の基本保育料は、園児が居住する市町村が定める額とする。

2 この幼稚園は、前項に定めるほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる経費について、特定負担額（上乗せ徴収）として以下のとおり設定し、その支払いを利用者から受けるものとする。

特定負担額（上乗せ徴収）	負担額	納付時期
(例示) 施設整備費や施設維持費	○○○円（年額）	○○○○
○○○○利用のため	○○○円（月額）	○○○○

3 この幼稚園は、前2項に定めるほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを利用者から受けることがある。

(緊急時対応)

第19条 この幼稚園の緊急時における対応は、次のとおりとする。

(1) 園児に急な病状変化があった場合は、直ちに保護者が指定する医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

(2) 園児に事故があった場合には、直ちに救急医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

(非常災害対策)

第20条 園長は、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、計画的な防災訓練と設備改善を図り、園児の安全に対して万全を期すものとする。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、定期的に行うものとする。

(虐待防止)

第21条 この幼稚園は、児童虐待防止法の定めるところにより、不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や児童相談所等関係機関と連携し、適切な対応を図るものとする。

(細則)

第22条 この園則の実施に必要な細則は園長が別に定める。

附 則

この園則は、令和〇年〇月〇日から実施する。

※園則兼運営規程作成上の留意事項

※1 第7条

少人数学級等のために学級数を多く設定すると、必要な園舎面積及び運動場面積が増加するため、認可基準を満たさなくなる可能性があるので注意すること。

※2 第8条

保育年限に注意すること。

満三歳入園を実施する場合は、「4年未満」が適当である。

※3 第9条

保育日数は学校教育法施行規則第37条により、教育週数が39週を下回らないように注意すること。

※4 第11条

1日の保育時数は、幼稚園教育要領に示されているとおり、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。

※5 第13条

園の実情に応じて記載するが、以下に留意すること。

学校教育法において、原則として園長、教頭及び教諭は必置とされていること。

学校保健安全法において、園医、園歯科医及び園薬剤師は必置とされていること。

私立学校関係法施行細則

昭和三十一年八月一日
栃木県規則第四十五号

私立学校関係法施行細則を次のように定める。

私立学校関係法施行細則

(趣旨)

第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条第2号に規定する私立学校及び同条第4号に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）に関する手続その他必要な事項については、この細則の定めるところによる。

(学校の設置、廃止等の申請)

第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により知事の認可を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校の設置についての認可の申請 学校設置認可申請書 別記様式第1号
- (2) 学校の廃止についての認可の申請 学校廃止認可申請書 別記様式第2号
- (3) 学校の設置者変更についての認可の申請 設置者変更認可申請書 別記様式第3号
- (4) 学校の収容定員に係る学則変更についての認可の申請 収容定員に係る学則変更認可申請書 別記様式第3号の2
- (5) 高等学校の通常の課程又は定時制の課程の設置についての認可の申請 通常（定時制）の課程の設置認可申請書 別記様式第4号
- (6) 高等学校の通常の課程又は定時制の課程の廃止についての認可の申請 通常（定時制）の課程の廃止認可申請書 別記様式第5号
- (7) 高等学校における通信制の課程の設置についての認可の申請 通信制の課程の設置認可申請書 別記様式第6号
- (8) 高等学校における通信制の課程の廃止についての認可の申請 通信制の課程の廃止認可申請書 別記様式第7号
- (9) 高等学校の学科設置についての認可の申請 高等学校の学科設置認可申請書 別記様式第7号の2
- (10) 高等学校の学科廃止についての認可の申請 高等学校の学科廃止認可申請書 別記様式第7号の3

2 前項第1号の申請は、学校を設置しようとする日の属する年度の前年度の10月31日までにしなければならない。

(専修学校の目的の変更の申請)

第2条の2 学校教育法第130条の規定により知事の認可を受けようとする場合の申請書の様式は、別記様式第7号の4とする。

(目的変更等の届書)

第3条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2の規定により知事に届け出ようとする場合の届出書の様式は、次に掲げる事項につきそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校の目的の変更についての届書 目的変更届 別記様式第8号
- (2) 学校の名称変更についての届出 名称変更届 別記様式第9号
- (3) 学校の位置の変更についての届出 位置の変更届 別記様式第10号
- (4) 学則の変更についての届出 学則変更届 別記様式第11号

- (5) 学校の経費の見積り及び維持の方法の変更についての届出 経費の見積り及び維持方法変更届 別記様式第 12 号
- (6) 高等学校の専攻科又は別科の設置についての届出 専攻科（別科）の設置届 別記様式第 13 号
- (7) 高等学校の専攻科又は別科の廃止についての届出 専攻科（別科）の廃止届 別記様式第 14 号
- (8) 学校の校地その他直接保育若しくは教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更等により、これらの土地の現状に重要な変更を加えようとするときの届出 校地変更届 別記様式第 15 号
- (9) 学校の校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更改築等により、これらの建物の現状に重要な変更を加えようとするときの届出 校舎変更届 別記様式第 16 号

(校長採用届)

第 4 条 学校教育法第 10 条の規定により、学校が校長を定め知事に届け出ようとする場合の届出書の様式は、別記様式第 21 号とする。

第 5 条及び第 6 条 削除

(栃木県私立学校審議会の委員の定数)

第 7 条 私立学校法第 9 条第 1 項の規定により知事が定める栃木県私立学校審議会の委員の定数は、14 人とする。

(栃木県私立学校審議会の庶務)

第 8 条 栃木県私立学校審議会の庶務は、栃木県経営管理部文書学事課において処理する。

第 9 条 削除

(収益事業の種類の設定及び公告)

第 10 条 私立学校法第 19 条第 2 項の事項の種類は、栃木県告示で定める。

(寄附行為の認可申請)

第 11 条 私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）第 3 条第 5 項の規定による学校法人寄附行為の認可申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにしなければならない。

- (1) 新たに学校を開設しようとする場合 当該学校を開設しようとする年度の前年度の 10 月 31 日
- (2) 既に学校が開設されている場合 学校法人を設立しようとする日の 3 月前

2 前項の規定により知事に提出する学校法人寄附行為認可申請書の様式は、別記様式第 25 号とする。

(寄附行為の補充請求書)

第 12 条 私立学校法第 25 条第 1 項の規定により、利害関係人が知事に提出する寄附行為の補充についての請求書の様式は、別記様式第 26 号とする。

(一時理事の職務を行うべき者の選任請求書)

第 12 条の 2 私立学校法第 34 条第 2 項の規定により、利害関係人が知事に提出する一時理事の職務を行うべき者の選任についての請求書の様式は、別記様式第 26 号の 2 とする。

(一時監事の職務を行うべき者の選任請求書)

第 12 条の 3 私立学校法第 50 条第 2 項の規定により、利害関係人が知事に提出する一時監事の職務を行うべき者の選任についての請求書の様式は、別記様式第 26 号の 3 とする。

(一時評議員の職務を行うべき者の選任請求書)

第 12 条の 4 私立学校法第 65 条第 2 項の規定により、利害関係人が知事に提出する一時評議員の職務を行うべき者の選任についての請求書の様式は、別記様式第 26 号の 4 とする。

(寄附行為変更の認可申請)

第 13 条 私立学校法施行規則第 44 条第 1 項に規定する学校法人寄附行為の変更の認可申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までにしなければならない。

- (1) 当該学校法人が新たに学校を開設しようとする場合 当該学校を開設しようとする年度の前年度の 10 月 31 日
- (2) 当該学校法人が開設している学校を廃止しようとする場合 当該学校を廃止しようとする日の 6 月前
- (3) 前 2 号以外の場合 当該学校法人の寄附行為を変更しようとする日の 3 月前

2 前項の規定により知事に提出する学校法人寄附行為変更認可申請書の様式は、別記様式第 27 号とする。

(寄附行為変更の届出)

第 13 条の 2 私立学校法第 108 条第 5 項の規定により学校法人が知事に提出する学校法人寄附行為変更届出書の様式は、別記様式第 27 号の 2 とする。

(学校法人解散の認可申請)

第 14 条 私立学校法施行規則第 47 条に規定する学校法人の解散の認可申請は、当該学校法人が解散しようとする日の 6 月前までにしなければならない。

2 前項の規定により知事に提出する学校法人解散認可申請書の様式は、別記様式第 28 号とする。

3 私立学校法第 109 条第 5 項の規定により清算人が知事に提出する届出書の様式は、別記様式第 29 号とする。

(清算人の選任申立書)

第 14 条の 2 私立学校法第 112 条第 2 項の規定により、利害関係人が知事に提出する清算人の選任についての申立書の様式は、別記様式第 29 号の 2 とする。

(合併の認可申請)

第 15 条 私立学校法施行規則第 48 条に規定する学校法人の合併の認可申請は、当該学校法人が合併しようとする日の 3 月前までにしなければならない。

2 前項の規定により知事に提出する学校法人合併認可申請書の様式は、別記様式第 30 号とする。

(清算中に就職した清算人の届出書)

第 16 条 私立学校法第 115 条の規定により、清算中に就職した清算人が知事に提出する届出書の様式は、別記様式第 31 号とする。

(清算終了の届出書)

第 17 条 私立学校法第 122 条の規定により、清算人が知事に提出する届出書の様式は、別記様式第 32 号とする。

(収支計算書等の提出期日等)

第 17 条の 2 私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 9 条の規定による補助金の交付を受ける学校法人（同法附則第 2 条第 1 項に規定する学校法人

以外の私立の学校の設置者を含む。)は、別記様式第 32 号の 2 により、毎年度、当該年度に係る収支予算書を当該年度の 6 月 30 日までに、同法第 14 条に規定する書類を当該年度の翌年度の 6 月 30 日までに、それぞれ知事に届け出なければならない。

2 前項の学校法人は、同項の収支予算書に係る収支予算を変更したときは、別記様式第 32 号の 3 により変更後の収支予算書を速やかに知事に届け出なければならない。

(学校法人及び準学校法人がそれぞれ準学校法人及び学校法人となろうとするときの認可申請)

第 18 条 私立学校法施行規則第 57 条の規定による学校法人及び準学校法人の組織変更の認可申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにしなければならない。

(1) 準学校法人が学校法人になろうとする場合 新たに学校を開設しようとする場合にあつては、当該学校を開設しようとする年度の前年度の 10 月 31 日、すでに学校が開設されている場合にあつては、当該準学校法人が組織を変更しようとする日の 3 月前

(2) 学校法人が準学校法人になろうとする場合(新たに私立各種学校を開設する場合に限る。) 当該学校法人が組織を変更しようとする日の 6 月前

2 前項の規定により知事に提出する法人組織変更認可申請書の様式は、別記様式第 33 号とする。

(登記の届出書)

第 19 条 私立学校法施行令(昭和 25 年政令第 31 号)第 6 条第 1 項の規定により、知事に提出する届出書の様式は、別記様式第 34 号とする。

(理事、監事、評議員又は会計監査人の就任及び退任の届出)

第 19 条の 2 私立学校法施行令第 6 条第 2 項の規定により、知事に提出する届出書の様式は、別記様式第 35 号とする。

(私立専修学校、私立各種学校及び準学校法人への準用)

第 20 条 第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 3 条第 2 号から第 4 号まで、第 8 号及び第 9 号並びに第 4 条の規定は私立専修学校に、第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 3 条第 1 号から第 4 号まで、第 8 号及び第 9 号並びに第 4 条の規定は私立各種学校に、第 10 条、第 11 条第 2 項、第 12 条から第 12 条の 4 まで、第 13 条第 2 項、第 13 条の 2、第 14 条第 2 項及び第 3 項、第 14 条の 2、第 15 条第 2 項、第 16 条並びに第 17 条の規定は準学校法人にそれぞれ準用する。

学校保健安全法

昭和三十三年四月十日
法律第五十六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校保健計画の策定等)

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境衛生基準)

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(保健室)

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第二節 健康相談等

(健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

(地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

第三節 健康診断

(就学時の健康診断)

第十一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第十五条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第十六条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(健康診断の方法及び技術的基準等)

第十七条 健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。

2 第十一条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第十一条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条及び第十五条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 前二項の文部科学省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

（保健所との連絡）

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

第四節 感染症の予防

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

（文部科学省令への委任）

第二十一条 前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

（学校保健技師）

第二十二条 都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くことができる。

2 学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならない。

3 学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的技術的指導及び技術に従事する。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助

（地方公共団体の援助）

第二十四条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六条第二項 に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

(国の補助)

第二十五条 国は、地方公共団体が前条の規定により同条第一号に掲げる者に対して援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。

第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 雑則

(学校の設置者の事務の委任)

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

(専修学校の保健管理等)

第三十二条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

- 2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。
- 3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

令和〇年〇月〇日

理事 茨城 三郎 様

学校法人〇〇〇〇学園

理事長 栃木 太郎

理事会開催の御案内

平素より当学園の運営につきまして格段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、理事会に付議する事項が生じたので、下記のとおり理事会を開催いたします。

つきましては同封葉書により出欠の別及び御欠席の場合は付議事項について議案毎に賛否の意思表示を賜りますようお願いいたします。

なお、葉書の投函は、〇月〇日までをお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和〇年〇月〇日〇〇時
- 2 場 所 ××××
- 3 付議事項 別記第1号議案及び第2号議案のとおり

回 答 書

令和〇年〇月〇日開催の理事会について、次のとおり回答いたします。

1 (いづれかに〇印を付してください。)

出 席

欠 席

2 (ご欠席の場合、次のいずれかに〇印を付してください。)

理事会第1号議案及び第2号議案につき寄附行為第〇〇条第〇項の規定により、あらかじめ次のとおり書面による意思表示をいたします。

第1号議案 賛 成

反 対

第2号議案 賛 成

反 対

令和〇年〇月〇日

学校法人〇〇〇〇学園

理事 茨城 三郎

理事会議事録 作成例

- 1 日 時 令和〇年〇月〇日 午後〇時〇〇分～午後〇時〇〇分
2 場 所 学校法人〇〇〇〇学園会議室
3 理事定数 名
4 出席理事数 名（うち、書面により表決する者 名）
5 出席者氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

6 議案

- (1) 園則の変更について
(2)

7 議事の経過及び結果

〇〇氏議長となり、寄附行為第〇条に規定する理事の〇分の〇以上出席し、所定の定数に達したので開会を宣して議案の審議に入った。

まず、議長から議案について詳細な説明がなされ、ついで協議を重ねた結果、全員異議なく、次のとおり可決した。

- (1) 園則を次のとおり変更すること。

ア 保育料を「〇〇、〇〇〇円」を「△△△円」に変更する。

イ

- (2)

※ 議長の選任、提出議案の順に従って、質疑応答の要旨、経過、結果などを具体的に明記すること。

※ 議事の経過の記載に当たっては、形式におちいらないように留意し、発言者の氏名及び発言の要旨等を記載すること。

令和 年 月 日

署名人

○ ○ ○ ○ 印
○ ○ ○ ○ 印
○ ○ ○ ○ 印
○ ○ ○ ○ 印
○ ○ ○ ○ 印
○ ○ ○ ○ 印

※自筆署名の場合は、押印不要

○学校教育法施行規則抜粋

第二十条 校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと

イ 学校教育法第一条 に規定する学校及び同法第二百二十四条 に規定する専修学校の校長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の園長を含む。）の職

ロ 学校教育法第一条 に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条 に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職

ハ 学校教育法第一条 に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職

ニ 学校教育法 等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条 の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条 の規定による教員養成諸学校の長の職

ホ ニに掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

ヘ 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（以下「在外教育施設」という。）で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

ト ヘに規定する職のほか、外国の学校におけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

チ 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）による少年院又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童自立支援施設（児童福祉法 等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第七条第一項 の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項 の規定によりその例によることとされた同法 による改正前の児童福祉法第四十八条第四項 ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において教育を担当する者の職

リ イからチまでに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職

ヌ 外国の官公庁におけるリに準ずる者の職

二 教育に関する職に十年以上あつたこと

第二十一条 私立学校の設置者は、前条の規定により難い特別の事情のあるときは、五年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長として採用することができる。

第二十二条 国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前二条に規定するもののほか、第二十条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。

幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点

平成19年3月31日

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課

1 基本的な考え方

- 大人への依存度が高い2歳児について、幼稚園児としての集団的な教育を行うのではなく、幼稚園内の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援として受け入れる際には、幼児の主体的な活動を前提として行われる満3歳以上の幼児を対象とする幼稚園教育を当てはめていくのではなく、2歳児特有の発達を踏まえた受入れに配慮し、その成果を3歳児以降の幼稚園教育に円滑につなげていくことが大切である。
- 幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れについては、保育所とは異なり、幼稚園教育への円滑な接続の観点から行うものである。2歳児の発達段階上の特性を踏まえ、その基本的な考え方については、次のとおりである。
 - ① 2歳児の受入れに従事する者は、幼児との一対一の関係を大切にして信頼関係を築き、幼児が安心して自分の気持ちを表したり、自分の思いで行動したりするように援助することが大切である。
 - ② 幼児一人一人が、食事、排泄、衣服の着替えなどの健康で清潔な生活の習慣を身に付け、自立しようとする意欲を持つようにすることが大切である。
 - ③ 2歳児の受入れに従事する者は、幼児と一緒にいろいろな遊びをしながら、ものや人などへの興味や関心を引き出し、幼児の世界を広げていくようにすることが大切である。
 - ④ 2歳児の動き方や遊び方を踏まえ、健康や安全に十分に配慮した園舎内外の環境を整備するようにすることが大切である。
 - ⑤ 親子で一緒に活動したりして、保護者が子育ての喜びや楽しみを味わう機会をつくりながら、親として成長できる場を提供していくようにすることが大切である。
- 幼稚園で子育て支援として2歳児を受入れることで、受入れに従事する職員が、2歳児の発育・発達への理解を深め、経験を重ねることで、実践力を高めていくことが期待される。その上で、幼稚園においては、さらにその機能を充実させて、認定こども園となることが考えられる。

2 満3歳以上の学級との関係法

- 2歳児の特質を踏まえれば、満3歳以上の幼児とは別に2歳児のグループを編成して行うなど、工夫することが大切である。
- 2歳児の場合、一人一人の発達、体力等の実情や家庭の状況により、毎日登園する幼児、定期的に週数回登園する幼児、不定期に登園する幼児などがいると想定される。こうしたことに配慮して、グループ等を工夫して編成することが大切である。

3 安全の確保

(1) 園舎内の安全の確保

- 保育室を中心に、園舎内の安全の点検は、職員全体で行い、安全に対する十分な配慮をすることが必要である。

特に、保育室や廊下などの施設や設備の設置に当たっては、非常時などの避難経路の確保などに十分に配慮する必要がある。

(2) 園舎外の安全の確保

- 2歳児は、興味を持ったものにすぐにかかわり遊び出すことが多く、危険を予測したり、安全に配慮したりすることは難しい。活発に動く4～5歳児に憧れの気持ちを抱きつつも、動きがぎこちないため、一緒に活動することで2歳児にとっては危険な動きに巻き込まれてしまう可能性もある。また4～5歳児と一緒に遊ぶ時は、2歳児が思うように遊具が使えなかったりして、十分遊べないこともある。このような事情を踏まえ、園舎内と同様に園舎外の安全を確保する必要がある。

4 子育て支援としての受入れの内容等

2歳児の発達を踏まえ、養護的側面を重視した活動の内容を検討する必要がある。また、各幼稚園には、教育目標があり、それに基づいて3歳児以上の教育の全体計画である教育課程が編成されているので、こうした3歳児以上の幼稚園教育に円滑に移行していけることにも留意し、2歳児にふさわしい活動の内容を検討する必要がある。

(1) 2歳児の受入れで重視したい事項

- 2歳児の発達の特徴として、複数の幼児が平行的に遊ぶ中で、受入れに従事する者との一対一の関係を基本とし、幼児同士が同じ活動を同じ場で行うことが多く、3歳児同士のように、かかわり合う、見合う、模倣し合うという関係にはなりにくい。
- こうした点も踏まえれば、2歳児の受入れに際して、以下に示す保育内容を手がかりにした活動の内容を検討する必要がある。
 - ① 食事、排泄、衣服の着替えなどの基本的な生活習慣を身に付ける。
 - ② 全身を使う遊び、手や指を使う遊びなどを繰り返して行い、いろいろな体の動きを楽しむ。
 - ③ 自分の好きなものや遊具、遊びなどを見つけ、楽しむ。
 - ④ 友達の遊びに興味を持ったり、先生や友達と一緒に遊んだりする。
 - ⑤ 園生活に必要な言葉や、受入れに従事する者の簡単な指示がわかる。
 - ⑥ ごっこ遊びなどをする中で、先生や友達と言葉のやり取りを楽しむ。

(2) 家庭との連携

2歳児の受入れは、保護者の育児不安、負担の解消等の保護者のニーズに応えることになる。その際、単に保護者の子育てを肩代わりするのではなく、家庭と緊密な連携をとりながら、保護者の幼児の成長への理解や共感を高め、親として成長する機会を提供することが大切である。

ア 家庭との緊密な連携

① 保護者との信頼関係の構築

- 幼児の家庭での過ごし方やグループ等での状況等について情報交換するなど、家庭と緊密な連携をとりながら、2歳児の受入れに従事する者と保護者がともに幼児を育てるという意識をもつことが大切である。

このため、園便りや連絡帳、または活動への参観や参加、個人面談など様々な機会を使って、2歳児に関する活動の方針を家庭に伝えることなど、2歳児の受入れに従事する者と家庭の連携を深めることを積み重ね、保護者一人一人との信頼関係を築くことが大切である。

② 保護者の育児不安への対応

- 保護者の中には、幼い我が子を登園させることに不安を感じている者もあり、折に触れて、その幼児の成長や良さを伝えながら、2歳児の受入れに従事する者に対して信頼が持てるようにするとともに、保護者自身が子育てについて自信を持てるようにしていくことが大切である。
- 特に、育児不安が深刻化している場合は、必要に応じて地域の保健センターや相談機関と連携を図ったり、専門カウンセラーを活用したりすることができるよう、保護者の個々の悩みや相談に応じていく体制を整えることが望ましい。

イ 家庭の教育力の再生・向上につながる子育て支援

① 親子登園の機会の提供

- 2歳児を持つ保護者の中には、子育てがよくわからず、子どもとのかかわりがうまくできないと感じている者も少なくない。こうした保護者にとっては、2歳児の受入れに従事する者が幼児たちとかかわる姿に接することが、日頃の自分の子どもとのかかわりを振り返ったり、改めて子育ての仕方を学んだりする機会となる。

また、折に触れて子どもを通して職員や他の保護者などつながりをもつことは、孤立した子育てから解放され、保護者自身が、子どもの自立を促すために子離れをしていくことにもつながる。

- このようなことを踏まえ、2歳児の受入れでは、敵宜、親子登園の機会をつくり、親として成長する場を提供することが考えられる。

その際、どのような親子登園を企画していくかについて、年間を見通して計画を作成することが大切である。

この場合、幼児たちと一緒にいろいろな遊びやゲームを楽しむ、自分の子どもと一緒に何かをつくる、母親だけでなく父親も一緒に活動する等、保護者や幼稚園の実態に沿って様々な工夫をすることが大切である。

また、地域の人材やボランティア、子育てNPOを活用するなどして、楽しく活動しながら子育てを学べる場をつくることも大切である。

② 子育てを話し合う場の提供

- 自我が芽生える2歳児の発達やそれに応じたかかわり方などについて、2歳児の受入れに従事する者の話を聞いたり、他の保護者と話し合ったりして、子育てを共有することは非常に大切である。

また、3歳以上の幼児の保護者との交流の場も設けながら、子育ての経験者の話を聞くことも有効である。

③ 子育てに喜びと希望を持たせる取組

- 保護者が園行事に参加することなどを促し、3歳児、4歳児、5歳児に接する機会をつくりながら、幼児期の発達や幼稚園教育についての理解が得られるようにして、子どもの成長について見通しをもち、ともに喜びや期待が持てるようにすることが大切である。

(3) 2歳児の受入れにおける計画の作成と留意事項

ア 計画の作成

- 幼児の実態に基づいて受入れの計画を作成し、計画性のある指導を行うことが大切である。
その際、子育て支援としての2歳児の受入れ内容は、3歳児の教育内容を下ろしてくるのではなく、2歳児の発達を踏まえたものとする必要がある。
- 長期の計画の作成に当たっては、全職員の理解のもとに、2歳児の活動内容を十分に検討し、幼児の実態、幼稚園や地域の実態を踏まえる必要がある。
また、幼児の発達や保護者の実態等に沿って、適宜、親子で活動する場面などを取り入れながら、親も子も楽しみに登園し、成長することにつながる計画とすることが大切である。
- また、2歳児から3歳児への移行が円滑なものとなるよう配慮をすることが大切である。
- 短期の計画では、幼児一人一人の興味や関心、発達等が異なり、個人差が大きいことに配慮し、家庭との連携を図りつつ、幼児一人一人の実態に即して作成することが大切である。
特に、登園日数が異なる幼児がいるグループ等の編成に当たる場合には、どの幼児も戸惑いが少なく、安心して過ごせるように配慮することが大切である。
また、具体的な活動の展開においては、幼児一人一人の活動に応じて、柔軟に展開していくことが必要なため、時間的にもゆとりを持った計画を立てることが大切である。
さらに、個人別の記録簿もつけながら、幼児理解を深め、一人一人について発達の見通しをもって援助することが大切である。
- 2歳児が園行事に参加する際は、短時間の参加や、行事の一部への参加などの無理のない参加形態を検討する等、2歳児の発達の特性や興味・関心に配慮し、工夫する必要がある。
- 計画の作成に当たっては、常に、実施、点検・評価を重ねながら、幼児の実態に沿った計画を作成することが大切である。
- 2歳児の場合、年度途中での受入れや不定期的に登園する幼児、親子で登園する幼児の受入れも予想される。このため、それぞれの実態に応じて個別の計画を作成する必要がある。
- 2歳児は、特に、緊急時に活動に従事する者の指示に従った行動がとりにくいため、避難訓練などは適宜行い、2歳児があわてず避難できるようにすることが重要である。
その際、2歳児がグループ等の生活に安定する過程を見通して、年間の計画の中に位置づけるなどの配慮が必要である。

イ 留意事項

- 2歳児は、これまでの生活経験や月齢などにより発達の個人差が大きい時期であるため、幼児一人一人の発育・発達状態を把握し、一人一人の実態に沿ったきめ細かな援助を行うことが大切である。
また、して欲しいことや困ったことなど自分の思いをうまく言葉に表すことができないことも多いので、2歳児の受入れに従事する者は、ゆったりとした構えで幼児と接し安心感を持たせるとともに、幼児の表情やしぐさなどからその内面を読み取っていく姿勢を持つことが大切である。
- 日々の活動では、2歳児が健康で快適な生活を送れるように、一日の中で適切な休息や水分補給を行い、食事や排泄、衣服の着替え等の基本的な生活習慣を身に付けるための援助をきめ細かく行うことが大切である。
- 2歳児の受入れに従事する者は、幼児一人一人の発達や、興味や関心、意識の流れなどに沿って環境を構成し、幼児自らが好きな遊びを見つけ十分にそれを楽しめるような状況をつくり、遊びへの意欲を育てていくことが大切である。

また、幼児一人一人が持つ生活リズムに沿って、食事や午睡も含めて幼児にとって無理のない一日の活動の流れをつくることも大切である。

(4) 遊具・用具

ア 2歳児の受入れに必要な遊具・用具

- 計画に沿って2歳児の受入れを行うに当たって、必要な種類及び数の遊具・用具を備える際には、2歳児が扱いやすい大きさや形などに配慮することが大切である。
- 幼児が直接に触れ、扱うものであるから、材料や構造上の安全性に十分配慮して、遊具を選択することが大切である。
また、幼児にとって心地よく、親しみやすい材質であることも大切である。

イ 収納、清潔、安全点検

- 幼児自身が、遊びの一環として遊具・用具を出し入れできることに配慮して、遊具・用具の量や種類、収納の仕方を工夫することが大切である。
- 2歳児の場合、遊具や用具を口にすることもあるので、適宜、洗ったり拭いたり、消毒したりして、清潔や衛生に配慮していくことが大切である。
- 3歳児以上の幼児が、通常使っている用具の中には、はさみなど2歳児が使うと危険を伴うものもあり、特に2歳児が活動する場に置く用具類などの管理を適切に行い、幼児が使用するときには2歳児の受入れに従事する者が渡すなどの配慮が大切である。
- 戸外遊びの遊具・用具などの中には、3歳以上の幼児が使う遊具・用具と共通なものが多い。
この場合、あらかじめ2歳児が使っても安全かどうかなどの点検を行い、場合によっては、2歳児の使用を制限したり、2歳児の受入れに従事する者が必ず付き添ったりするなどの配慮が大切である。

5 2歳児の受入れ体制がかかる園全体の協力と複数担当

- 2歳児を受け入れるに当たっては、担当の職員に任せるだけでなく、職員全体の協力体制が必要である。また、2歳児を複数で担当する場合は、個々の幼児理解について話し合ったり、一緒に活動の計画を作成したりして、援助の方向について共有して臨むことが大切である。2歳児に対する職員の配置については、低年齢児の保育を実施している保育所における6対1の配置基準も参考として、受入れ体制を整備することが大切である。
- 2歳児を複数で担当する際、年度途中の受入れも含めて受入れ当初は、幼児にとって、特定の職員とのつながりを持つことで安定することもある。必要に応じて担当制を取り入れるなど、幼児の実態に応じて柔軟な体制をとるようにすることが大切である。

6 2歳児の受入れに従事する者の資質向上

(1) 2歳児の発達等についての理解

- 2歳児の受入れに従事する者は、2歳児の発育・発達の特徴を十分に理解した上で、幼児一人一人について発達の見通しを持って援助を行うことが大切である。
- 園外研修や園内研修等を通して、2歳児の発育・発達への理解を深め、実践力を高める努力が大切である。

また、保育所における2歳児保育の実際を見たり体験したりするなどして、2歳児の発育・発達や保育の在り方についての研修を行うことが有効である。

- 2歳児の受入れに従事する者は、当該幼稚園の3歳児以上の教育課程に基づく教育活動とのつながりを意識して2歳児の受入れを行うことが大切であるが、2歳児の場合、特に養護的なかわりが必要なことから、幼稚園教諭免許のほか、保育士資格を有するなど低年齢児の子育てに関する知識・経験を有することが望ましい。

(2) 保護者との関係を構築する力と親育ちの支援

- 2歳児を持つ保護者からの相談を受けたり、親育ちのプログラムを作成したりする等、積極的に子育て支援をすることが期待されているので、2歳児の受入れに従事する者の資質として、保護者との関係を構築する力を持ち、子育て支援を実践していく力量をつけることが大切である。

7 その他

- 2歳児の受入れの形態によっては、2歳児が保育されている実態があるものと考えられ、認可外保育施設として、児童福祉法(昭和22年法律第164条)第59条に基づく指導監督の対象となる場合がある。その指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号)の別添「認可外保育施設指導監督基準」に示されているところであり、同基準を遵守する必要があることについて留意することが必要である。

なお、児童福祉法上の保育されている実態があるか否かの判断については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」に示されているところである。

- 2歳児を受け入れる際には、傷害保険の加入についても十分配慮することが必要である。
- 2歳児を受け入れる際には、2歳児に関する活動の方針や内容、受入れ体制等について十分に情報提供を行い、幼児や保護者が安心して登園できるようにすることが必要である。

